

令和7年第1回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	3	3	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・令和7年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） <ul style="list-style-type: none"> 議案第9号～議案第26号 ・議案審議（内容説明） <ul style="list-style-type: none"> 議案第27号～議案第33号
第2日		4	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日		5	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会（午前10時より）
第4日		6	木	休 会	
第5日		7	金	午後 1 時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（質疑・討論・採決） <ul style="list-style-type: none"> 議案第27号～議案第33号 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） <ul style="list-style-type: none"> 議案第34号・同意第1号～同意第3号 ・閉会

第 1 号

3 月 3 日 (月)

令和7年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月3日（月）
午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名 8番 福田秀憲 議員 9番 今田政行 議員
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)総務文教常任委員会
(4)監査委員
(5)宇城広域連合議会議員
- 日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第9号から議案第34号及び同意第1号から同意第3号）
- 日程第5 令和7年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明
- 日程第6 議案第9号 美里町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

- 日程第15 議案第18号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第20号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第21号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第22号 令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第23号 令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第24号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第25号 令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第26号 令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第27号 令和7年度美里町一般会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和7年度美里町土地取得特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和7年度美里町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和7年度美里町生活排水事業会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和7年度美里町簡易水道事業会計予算

2. 出席議員（10名）

1番	村崎	公一	君	2番	平野	保弘	君
3番	吉住	淳一	君	4番	隈部	寛	君
5番	高田	美千子	君	6番	坂田	竜義	君
7番	濱田	憲治	君	8番	福田	秀憲	君
9番	今田	政行	君	10番	上田	孝	君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	島田昌臣君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第1回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、8番、福田秀憲議員、9番、今田政行議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月17日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員会、今田政行委員長。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

令和7年3月3日、美里町議会議長、上田孝様。

令和7年第1回議会運営委員会報告。

2月17日、午前9時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和7年第1回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

なお、私は所用で欠席させていただきましたので、議会運営委員会、濱田副委員長より報告を受けておりますので、おつなぎをいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席の下に開会をいたしました。

議題といたしまして、（1）執行部提出議案について、（2）議員提出議案（請願、陳情、意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議題といたしました。

まず、（1）執行部提出議案について。条例関係11件、補正予算7件、当初予算7件、その他4件、合計29件の説明を受けております。

次に、（2）議員提出議案（請願、陳情、意見書等）について。陳情書3件、意見書1件、計4件の申出がありましたが、全て不受理といたしました。

次に、（3）一般質問について。受付順で、吉住淳一議員、坂田竜義議員、私、

今田と平野保弘議員の4名から通告があり、抽選の結果、1番、坂田竜義議員、2番、平野保弘議員、3番、吉住淳一議員、4番、私、今田の順番に決定をいたしました。

次に、(4)日程・会期等について。会期予定表のとおり、本日3月3日月曜日より3月7日金曜日までの5日間とする会期としました。日程の内容につきましては、議案集の「令和7年第1回美里町議会定例会会期予定表」のとおりであります。

議会初日、本日は、令和7年第1回美里町議会定例会議事日程により、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案の一括上程（議案第9号から議案第34号及び同意1号から同意3号）を上程し、日程第5、令和7年度町長施政方針及び町長提出議案の提出理由の説明の後、日程第6、議案第9号「美里町子ども・子育て会議条例の制定について」から日程第23、議案第26号「令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）」までを、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第24、議案第27号「令和7年度美里町一般会計予算」から日程第30号、議案第33号「令和7年度美里町簡易水道事業会計予算」までは、内容の説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

終了後は解散の予定となっております。

議会2日目、3月4日火曜日は一般質問を行います。質問順については、坂田竜義議員、平野保弘議員、吉住淳一議員、私、今田の順番で4名行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会3日目、3月5日水曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会4日目、3月6日木曜日は休会といたします。

議会最終日、3月7日金曜日は、午後1時の開会とし、各常任委員会委員長の報告及び質問を行います。その後、議案第27号「令和7年度美里町一般会計予算」から議案第33号「令和7年度美里町簡易水道事業会計予算」までを再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第34号「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」を上程し、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、同意第1号から同意第3号「美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求ることについて」の趣旨説明の後、採決を行います。

その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっており

ます。

以上、2月17日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月3日から3月7日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日3月3日から3月7日までの5日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告を行います。なお、報告一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ申し上げます。

12月9日、議会中ではありますが、令和6年第21回の議会広報委員会並びに引き続き令和6年第12回議会全員協議会を開催されましたので、全議員の皆様とともに出席しております。

12月17日、宇城広域連合において、令和6年第2回宇城広域連合議会臨時会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

12月18日は、文化交流センターひびきにおいて、老人クラブ大会がございましたので出席しております。

年が明けまして、1月1日は、新春靈台橋マラソンがございましたので、出席いたしました。

1月2日は、美里町二十歳の祝典がございましたので、全議員の皆様とともに出席いたしております。

1月6日は、議会・執行部合同新年会に出席したところでございます。

1月7日、九州各県町村議会議長会の協議会がございましたので出席いたしました。

1月11日、みどりかわ湖どんど祭りが開催されております。出席しております。

1月16日は、令和7年の第1回の臨時会がございましたので、議員の皆様とともに出席し、臨時会終了後は、全員協議会に出席いたしたところでございます。夕方には、美里町商工会及び関係団体役員合同新年賀詞交換会がございましたので、

出席いたしております。

1月23日、熊本県町村議会議長会第2回議員研修会がございましたので、出席いたしております。

1月28日、熊本県農業コンクール大会の表彰式に出席いたしました。

1月31日は、美里町社会福祉協議会の理事会に出席し、その後、午後からは、熊本県町村議会議長会の第5回の理事会に出席したところでございます。

2月の5日、全国町村議会議長会の第76回定期総会及び記念講演がありましたので、東京のほうに出向いております。

2月の7日は、南関町議会との意見交換会ということで、南関町議会のほうから美里町に来ていただいております。私と副議長並びに正副常任委員長で対応しております。

2月の12日、令和7年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会及び全員協議会に出席いたしました。

2月17日、令和7年第1回議会運営委員会がございましたので、委員の皆様とともに出席しております。その後、令和7年の第1回熊本県市町村総合事務組合の議会もございましたので、熊本市の自治会館のほうに出向いております。

2月の18日は、富山県の魚津市議会の行政視察がございましたが、私は別件で宇城広域連合の視察研修がございましたので、市議会の行政視察のほうは坂田産業厚生常任委員長のほうに対応をお願いしておったところでございます。私と濱田議員は、宇城広域連合の議会議員視察研修で広島県のほうに出向いたところでございます。

2月21日、令和6年度第3回美里町公有財産管理運用等審議会のほうに濱田議員とともに出席しております。午後は、熊本県町村議会議長会の第75回定期総会がございましたので、出席したところでございます。

2月22日は、宇城中学校新人駅伝競走大会がございましたので、出席いたしました。

2月26日、美里町英靈顕彰会の理事会がございましたので、出席したところでございます。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。皆さんのタブレットの中にも入っておりますので、主立ったものを抜粋して報告をさせていただきます。

まず、昨年12月15日です。本山公政氏旭日単光章の受賞祝賀会に出席をいた

しております。

12月17日、令和6年第2回宇城広域連合議会の臨時会。

12月18日、令和6年度美里町老人クラブ大会。

12月19日、令和6年度第4回熊本県町村会の評議員会。

12月20日、台湾の陳総領事の表敬訪問を受けております。

12月23日、美里町教育委員への辞令交付を行っております。

12月27日、社協、それから砥用庁舎、それから中央庁舎でそれぞれ仕事納め式を行いまして、夜は、年末特別警戒を行っております。

年が明けまして、1月です。

1月1日、第54回美里町新春靈台橋マラソン大会。

1月2日、令和7年美里町二十歳の祝典に出席しております。

1月の6日、それぞれ仕事始め式を行いまして、そして、保護司会からの新年挨拶を受けまして、夜には、議会と執行部の合同新年会に出席をいたしております。

1月の8日、自由民主党熊本県支部連合会の新春の集いに出席しております。

1月の10日、九州のお米食味コンクール自治体部門の優勝を受けて、木村知事を訪問いたしております。そして、その日の夕方から、熊本県町村会の新春の集いに出席をいたしております。

1月の11日、第26回みどりかわ湖どんど祭りに出席をいたしております。

そして、1月の16日です。令和7年第1回美里町議会の臨時会。そして、その後、令和6年度第3回美里町地域公共交通活性化協議会に出席をし、そして夜には、美里町商工会及び関係団体役員合同新年賀詞交換会に出席をいたしております。

1月の17日、美里町認定農業者協議会の意見交換会。

そして、1月の22日、第17回B&G全国サミット、東京で行われております。これに出席をし、その次の日から1月23、24日と熊本県遺族連合会の青年部研修ということで、沖縄県那覇市にあります火乃国之塔、熊本出身の戦没者の方が祭っております火乃国之塔の慰靈式に出席をしております。

1月25日、美里町葉たばこ振興会の新年会。

1月27日、太陽生命から企業版ふるさと納税を100万円受けております。

1月の28日から宮城県女川町に行きまして、女川町の地域おこし協力隊、サウナを使って交流人口を増やすということで離島で行われております。それを視察させていただきました。

1月30日、美里町事業継承連携支援協定の調印式。そして、夕方、美里町の嘱託会の役員会に出席をしております。

1月31日、国道443号の整備促進期成会の要望活動を行いまして、その日の

夜は、令和6年度商業部会・工業部会の合同講演会に出席をいたしております。

2月でございます。

2月の1日、砥用簡易水道組合の通常総会に出まして、その日の午後から、第15回JA熊本うきの女性正組合員大会に出席をいたしております。

2月の6日、美里会議、これはクマビジ事業であります、これに出席をいたしております。

2月の10日、日本赤十字社の熊本県支部評議員会。そしてその後、昼から、令和7年第2回の美里町農業委員会の会議に出席をいたしております。

2月の12日、令和6年度第2回過疎問題懇談会、東京、総務省でありますので、出席をいたしております。

2月の14日、令和6年度第4回美里町地域公共交通活性化協議会に出席をいたしております。

2月の15日、鹿児島県伊佐市とeスポーツの交流会を行っておりますので、出席をいたしました。

2月の17日、令和7年第1回の美里町議会運営委員会。そして、お昼、午後から、第27回市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会に出て、その後、令和7年第1回熊本県市町村総合事務組合の議会の定例会に出て、その後、令和6年度第5回熊本県町村会の評議員会に出席をいたしております。

2月の20日1時半から、国民健康保険運営協議会委員の方々への委嘱状の交付を行いまして、その後、嘱託員・嘱託補会議に出席をし、その後、嘱託員・嘱託補の方々皆さんと懇親会を行っております。

2月22日、第45回宇城中学校新人駅伝競走大会に出席をいたしております。

2月25日、熊本県国保連合会の通常総会に出席をいたしております。

2月26日、美里町英靈顕彰会の理事会に出席をし、その後、令和7年度緑川水防演習、今年は幹事になっております、美里町が幹事になっておりますので、その担当者会議に出席をいたしております。

2月27日、令和6年度第4回宇城広域連合正副連合長会議、この会議におきまして、連合長を宇城市的末松市長と決めたところでございます。

そして、3月です。

昨日になります。3月の2日、隈部刃物製作所の開所式に出席をしたところです。

以上、私の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長報告を求めます。7番、総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員会の報告をいたします。

令和7年2月12日水曜、午後1時より、町の遊休資産現地を視察しております。

参加者は、福田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。上田委員は、後期高齢者医療広域連合議会定例会出席のため欠席でございます。総務課から、坂村総務課長、川上管財係係長、長井管財主事及び現地にて担当課長、係長他が説明員として参加をいただいております。システム内の③-3として、当日の委員会の写真の資料を入れておりますので、併せて見ていただければと思います。

現地調査として、まず、柏川森林公園に行きました。ここは森づくり推進課が所管でございます。説明員は、森づくり推進課、安達課長、森づくり推進係長、立田係長でございます。

所在地は、柏川428番地20他1筆でございます。面積は、2,558平方メートルです。既存施設は、管理棟、木造スレート葺平家建て122.64平方メートル。その他に、炊事場、テントサイトがございます。

休止理由、経緯については、平成17年から12年間、地元柏川区協力の下、運営されておりました。地元の管理者の高齢化や年間の維持管理費に見合う利用料が1割にも満たない状況であることなどの理由で休止に至っております。

意見等として、管理棟・炊事場は、移築することは可能であると思いました。テントサイトについては、構造物の撤去が望ましいと思われました。管理棟につきましては、損傷部分は見受けられないので、移築し再利用が望ましいと感じたところでございます。

次に、大窪定住住宅予定地であります。建設課が所管であります。説明員は、建設課、富永課長、建設課管理係、田上参事であります。

所在地は、大窪字坂口98番地1他3筆であります。地目は山林でございます。面積が4,345平方メートルです。土地の取得年は、平成24年第2回6月議会定例会において、用地契約が締結をされ、予算額2,650万4,500円でありました。休止期間は、平成24年10月、用地取得から議論、協議、検討をされ、現在に至っています。

休止の理由としましては、国道218号線に隣接し、小中学校や病院、郵便局等にも近く、交通のアクセスがよく、大規模な造成費用等が必要でない状況と、隣接する土地にも12戸の住宅が建設されていることから、この場所が選定されております。しかし、予定地への道路改良や新たな道路造り、また、上水道の課題などもあり、協議されてきましたが、事業の推進ができず、休止状態となっております。

意見等では、国道からの進入路の拡大や西大寺からの新しい道を考えられるとい

うことでしたが、傾斜が急な点、また、改良工事や新たに道路建設など、相当の金額が予想できること。また、町営水道を利用する計画も、配水場が該当の土地より低いことで給水が不可能な土地でもあるということあります。このような観点から、この土地で住宅地として活用することは、費用対効果にも見合はず、購入された時点での審議が不十分であったと認めざるを得ないという感じであります。今後、太陽光発電所など活用できる事柄を模索することが望ましいと感じたところです。

次に、昆虫の森、美しい里創生課が所管であります。説明員は、美しい里創生課まちづくり政策係、仲嶋係長、まちづくり政策係、神橋主事であります。

所在地は、坂貫 6 6 9 番地 1 他 6 筆であります。面積が 6,887 平方メートルで、地目は、畑 2 筆、山林が 4 筆、雑種地が 1 筆でございます。土地の取得年は、平成 14 年から平成 15 年に新山村振興等農林業特別対策事業及び町単独事業により、くすのき平団地を整備するために取得をされております。

休止理由としましては、当初計画では、当該用地を含めて宅地として開発・分譲の予定であった。当時の社会情勢や認可の状況等を踏まえ、計画を変更されております。計画変更の中で、周辺の自然環境を生かし、移住してくる方の憩いの場となるように、昆虫の森と名づけて現在に至っております。

意見等では、該当地区は、くすのき平団地南側の隣接地であります。6,887 平方メートルと大きな土地でありますが、造成はされていなく、一部は平らな土地はあるものの、大半が山林でございます。現状から宅地へ整備する場合、相当な金額が必要になること、また、法面の面積が大きくなること、また、盛土になるところもあるということで、今ままの土地を活用する形がベストではないかと感じたところです。樹木もない山林なので、購入希望者に募るなどし、果樹などを植栽される形でも土地の利活用を模索すべきだと感じたところです。

次に、三加のため池埋立地を調査しております。総務課が所管であります。説明員は、総務課、坂村課長、管財係、川上係長、管財係、長井主事でございます。

所在は、三加 2 9 3 4 番地。面積が、6,538 平方メートルであります。地目は、雑種地でございます。

経緯としまして、平成 16 年、国土交通省からの譲渡でございます。現在は、町の公共事業の残土処理場として使用されております。埋立て後、様々な活用案があったが、排水や影響範囲の私有地などのことから、使用用途が難しく、遊休地となっております。直近では、町道等の支障木の処理や、緑川ダム発生の砂利等の仮置場として利用しております。

意見等では、ため池は既に埋められており、砂利や樹木等の仮置き場として利用されております。周囲が山林に囲まれており、道路並みに全体を埋めることは可能

であります。隣接する山林を購入する形になることから、現況の活用が望ましいと感じられたところです。

次に、清流の里、美しい里創生課が所管であります。説明員は、美しい里創生課観光商工係、黒木係長であります。

所在地は、小窓1番地1他2筆で、地目は山林でございます。面積が3,077平方メートルで、取得年は平成16年9月であります。目的は、公園用地であります。

経緯としまして、当初、当時の町長の思いもあり、佐保の湯周辺環境整備基本構想（平成12年3月）に関連し、佐保の湯とは趣が異なる高級志向の離れの温泉宿の整備を行う計画であります。財政的な問題や町村合併を迎えたことにより、計画自体が頓挫しておるところです。建物が一部河川敷内に建造されており、平成19年の水害時には床上浸水したことにより、建物の利用が困難な状況となっております。平成25年6月議会時の全員協議会に諮り、解体やむなしの方向を示され、平成26年度予算に反映し、解体工事を実施されております。解体後は、町道から進入ができないように封鎖をされ、その後、有効活用の方法を考える中で、埋め上げて平場をつくることで、二俣橋への来場者の駐車場として、平成27年度に実施をされ、現在に至っております。

意見等としまして、購入時の面積は3,077平方メートルと広い敷地であります。現在は町道二俣線まで埋め立ててあり、河川面より8メートルほど勾配をつけられて埋め立てておられます。埋め立てられたことにより、約半分程度の面積を有する土地になっておりますが、恋人の聖地としてハートが現れる石橋や、熊延鉄道跡の八角トンネルなど、観光的な地域でもあり、駐車場として活用するのが望ましいと考えられたところです。今後、舗装工事を検討するなど、観光地の中の駐車場として整備することが適切だと感じたところです。周辺地域に案内看板を設置するなどし、来場者を迎えるように力を注いでいただきたいと感じたところです。

最後に、小窓の八角トンネル駐車場付近の町有地がありますが、そこも総務課が所管であります。説明員としまして、総務課管財係の川上係長であります。

所在は、小窓851番地、852番地で、面積が3,096平方メートルです。地目は山林であります。

経緯は、清流の里予定地で、対岸の山林で温泉宿を建設すれば、周辺の土地から宿が見えないようにする必要があるので、清流の里計画と同時に購入されております。温泉宿の計画が中止になり、現在に至っているところです。

意見等として、町道福佐線は、以前は観光で来られる車両も少なく、河川に向か

ってポイ捨てをする人や粗大ごみを投棄されるなど、人目の少ない箇所となっていました。町の山林であることから、議会でもこれまで2回、不法投棄をされているごみを収集し、軽トラック4台分を回収しております。今後、観光客ががっかりされないように、ごみを捨てる場でないように樹木等の伐採をし、環境を整えていければと思っております。

総合的に、遊休資産については、執行部と議会が検討する仕組みをつくり、有効活用できるように方向性を導くことが大切であると、委員の中からの話でもありました。

以上で、総務文教常任委員会を開催しましたところの報告といたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○5番（高田美千子君） 皆様、おはようございます。高田でございます。

ただいまから、例月現金出納検査についてご報告を申し上げます。トップページの③-4、例月現金出納検査（12月～2月）をお開きください。

美里監第30号の公文でございます。読み上げます。

美里監第30号。

令和6年12月26日。

美里町議会議長 上田孝様。

美里町監査委員 大西茂。

美里町監査委員 高田美千子。

地方自治法第235条の2第1項により、令和6年11月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

1、検査対象 会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期 令和6年12月25日水曜日。

3、検査結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、例月現金出納検査調書となっております。令和6年11月分の出納計算書、基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書がそれぞれページを追って記載されております。ご覧ください。

次に、6ページからは、令和7年1月24日に行った令和6年12月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書と調書類が記載しております。

同じく 11 ページからは、令和 7 年 2 月 25 日に行った令和 7 年 1 月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書と調書類が記載しております。

詳細につきましては、それぞれご確認をいただきたいと思います。

以上の報告のとおり、令和 6 年 1 月分の例月現金出納検査につきましては、令和 6 年 1 月 25 日に、令和 6 年 1 月分の例月現金出納検査につきましては、令和 7 年 1 月 24 日に、令和 7 年 1 月分の例月現金出納検査につきましては、先週 2 月 25 日に、大西茂監査委員とともに実施をいたしました。それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認めたところでございます。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7 番、濱田憲治議員。

○7 番（濱田憲治君） 宇城広域連合議員の報告をいたします。

令和 6 年第 2 回宇城広域連合議会臨時会が令和 6 年 1 月 17 日火曜、午前 10 時より、宇城広域連合 2 階交流プラザにて開催されております。

参加者は、守田連合長、元松・上田副連合長、宇城市議会より広域議員 5 名、宇土市議会議員 3 名、美里町より上田議長と、私、濱田、宇城広域連合事務局、消防本部出席の下、開会をされております。

議題としまして、議案第 22 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第 23 号「令和 6 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,277 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 4,155 万 9,000 円とする。主な減額は、三角分署移転改築整備事業（当該事業の全てが緊急防災・減災事業債の対象となったこと）及び美里分署移転改築整備事業（移転先の選定で、地域住民及び地権者と調整が進められておりましたが、調整が難航しており、用地取得に係る経費について、令和 6 年度中の予算執行の見通しが立たないため、令和 7 年度当初予算に付け替えて事業を実施するため）の予算減額であります。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第 24 号「令和 6 年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第 2 号）」について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 272 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 810 万 2,000 円とする。歳入の主なものは、県支出金（地域少子化対策重点推進交付金）でござい

ます。歳出の主なものは、積立金（宇城ふるさと市町村圏基金利子積立金）であります。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

次に、議案第25号「宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について。採決の結果、全員賛成により可決をされております。

以上で、12月17日に開催されました宇城広域連合議会臨時会の報告とします。

次に、宇城広域連合議会議員視察研修の報告がありましたので、報告をいたします。

令和7年2月18日火曜日から19日の水曜日において、広島県広島エコパークを視察しております。事業主体としましては、広島中央環境衛生組合であります。構成市町として、東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町であります。施設名称が、広島エコパーク（高効率ごみ発電施設と汚泥再生処理センター）を見たところであります。高効率ごみ発電施設、汚泥再生処理センターは、最終処分ゼロシステムの構築により、先進的な循環型社会の拠点を目指すというところで設置をされておりました。環境学習の拠点となる施設とし、二つの施設を周回できる見学者通路を設け、ごみからつくられるエネルギーや、し尿等から助燃材が生成される仕組みを理解できる体験学習・見学メニューを豊富に備えてありました。

以上で、宇城広域連合議会議員の視察研修の報告とします。

これで、宇城広域連合の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第9号から議案第34号及び同意第1号から同意第3号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①の資料3ページをご覧ください。読み上げます。

議案第9号 美里町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 12 号	美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号	美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号	美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号	美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号	美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 17 号	美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 18 号	美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19 号	美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをお願いします。

議案第 20 号	令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 21 号	令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 22 号	令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 23 号	令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 24 号	令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 25 号	令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 26 号	令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 27 号	令和 7 年度美里町一般会計予算
議案第 28 号	令和 7 年度美里町国民健康保険特別会計予算
議案第 29 号	令和 7 年度美里町土地取得特別会計予算
議案第 30 号	令和 7 年度美里町介護保険特別会計予算
議案第 31 号	令和 7 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 32 号	令和 7 年度美里町生活排水事業会計予算
議案第 33 号	令和 7 年度美里町簡易水道事業会計予算
議案第 34 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

同意第 1 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意第 2 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

同意第 3 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 令和 7 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5 、令和 7 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、令和 7 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、まず、施政方針を述べさせていただきます。

なお、皆様のタブレットの中には原文が入っております。ただ、非常に長くなりますが、議会運営委員会でご了解いただきまして、読み文章に関しましては、少し端折るところもありますが、ご了承いただければというふうに思います。

それでは、令和 7 年第 1 回美里町議会定例会の開会に当たり、美里町長として、町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

昨年 11 月 1 日、美里町は合併 20 周年を迎えて、節目の年となりました。

私も 12 月から町長として 4 期目のスタートを切らせていただいたところですが、改めて町の歩みを振り返り、支えてくださった町民の皆様、議会の皆様に心から感謝を申し上げます。

これからも、次の 10 年・ 20 年を見据えた新たな挑戦を進めていきたいと考えております。そのためにも、議会の皆様と連携し、町民の皆様が安心・安全に暮らせる「ふるさと美里町」となるよう、様々な事業・施策に取り組んでまいります。

社会は、コロナ禍からの回復が進み、特に観光業においては、全国的にもインバウンド需要が高まり、外国人観光客の増加が取り上げられている中で、県内でも TSMC の進出による経済の活性化や台湾からの観光客が期待されています。

美里町としても、昨年、宇城市・宇土市とともに台湾を訪問し、友好を深めたことから、今後は、観光や文化交流の機会が増えることが予想されます。

また、地域経済の活性化や移住・定住を促進する取り組みを強化し、情報発信を積極的に行い、住宅建設の支援や空き家活用の促進、宅地開発の促進により、新し

い住民を迎える体制を整えてまいります。

本年度も、異常気象や燃料費、材料費の上昇などを受けた物価高騰の影響が続き、身近な食料品価格の上昇が家庭を圧迫している中で、「物価高騰対策」「子育て支援」「簡易水道事業」など、住民生活に直結する分野に重点を置いたまちづくりに努めてまいります。

しかしながら、本町においては、少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出など、多くの難しい課題を抱えている状況です。

これらの課題を常に念頭に置きつつ、令和7年度で第2次振興計画及び第2期総合戦略の計画期間が終了することから、今後の美里町の進むべき方向性と具体的な施策を明らかにするため、次期振興計画及び総合戦略の策定に努め、新たな振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行するため、令和7年度も「オール美里」で議会並びに町民の皆様とともに、町民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

それでは、まちづくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に、「協働のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

各地区における様々な季節行事やお祭りなどの催事は、地域コミュニティを維持、活性化する上で大きな役割を担っています。

少子高齢化の急速な進展を受け、これまでどおり地域コミュニティを維持していくことは年々厳しくなってきています。

そのような中でも、民間主導で有志の皆様が立ち上げ、町との共催という形で実施した合併20周年記念ランタンフェスティバルは、町内外から多くの観客を集め、祭りの新しい在り方を見せてくれました。

そのほかにも、地域の中で新しい祭りを立ち上げるなど、既存の祭りを盛り上げるための仕掛けづくりに取り組む新しい動きが出てきていることも聞いております。

このような、民間や住民の皆様が主体となった地域おこしの取り組みを支援する制度といたしましては、「美里町おもやい応援補助金」がございます。この補助金の活用以外にも、地域おこしの新しい動きに町としてどのように関わり、支援していくのか、しっかり検討を進めてまいります。

「行財政運営の推進」におきましては、職員のスキルや意識向上のために他団体への職員派遣を行うとともに、職員研修の実施など、職員の人材育成に努めてまいります。

公共施設の維持管理におきましては、美里町公共施設等マネジメント計画及び各施設の個別施設計画に基づき、公共施設の適正な維持管理に努めてまいります。

「広域連携の推進」におきましては、連携中枢都市圏構想の中核都市である熊本市及び関係市町村と連携した取り組みを行っております。本年度は、結婚支援事業として「くまもと出会いサポートセンターKumarr」を開設するなど、これまで以上に持続可能で魅力的な圏域の形成に資する取り組みを進めてまいります。

第2に、「健康・福祉のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「子育て支援の充実」におきましては、全年齢の児童を対象とした保育料及び副食費の無償化、こども医療費の無償化、出生児祝い金の支給に加え、妊娠届出時及び出産後に、国の妊婦支援給付金に町独自の追加給付を実施するなど、引き続き子育て世帯への経済的支援を強化してまいります。

また、不妊治療につきましては、令和4年4月から保険適用となったものの、依然として治療費が高額であることを踏まえ、町独自の費用助成を行い、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するとともに、安心して治療を受けられる環境を整え、総合的な少子化対策の推進に努めてまいります。

昨年設置された「こども家庭センター」では、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を構築し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を強化します。

また、保健師・社会福祉士・保育士・公認心理師などの専門職による個別相談体制の充実を図ります。

「高齢者福祉の充実」におきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民、事業所、各種団体等と連携を図り、地域での支え合い・助け合いの共助の基盤づくりを進めてまいります。

「障がい者福祉の充実」におきましては、基幹相談支援センターの体制強化や地域生活支援拠点のコーディネーター配置などにより、障がい者福祉の充実を一層進めてまいります。

「健康づくり・医療機関との協働」におきましては、特定健診やがん検診等の受診を促し、住民が自身の健康状態を正確に把握し、適切に体調管理ができるよう支援してまいります。

また、社会保障費の安定を目指し、ポピュレーションアプローチとして、生活習慣病の重症化による医療費や介護費用等の実態を住民に広く周知してまいります。

第3に、「教育・文化のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「学校教育の充実」におきましては、学校ICT機器の学習用端末の更新時期が迫っており、今後の取り組みに支障がないように、令和9年度までの3年間で全小中学校の機器更新を行います。

また、中学生がふるさとのよさを再発見し、自ら発信することで、「ふるさと教

育」に通じる取り組みやプログラミング教育を引き続き進めてまいります。

「社会教育の充実」におきましては、令和2年度に開始した「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」を継続し、地域学校協働本部により、学校と地域全体でこどもたちの成長を支えてまいります。

「人権の尊重」におきましては、人権に関する町民意識調査の結果を踏まえ、様々な人権課題に関する啓発・教育の取り組みを行い、人権問題が発生した際の対応についても、関係部局間の連携を強化するなど、人権を大切にするまちづくりを推進してまいります。

第4に、「産業・観光のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「農業の振興」におきましては、野生鳥獣による農産物被害に対して、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金等を活用し、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

また、農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、国・県の有効な支援制度を活用し、農業者が意欲的に農業へ取り組めるよう、支援に努めてまいります。

農業の基盤づくりでは、県営事業の中山間農業農村整備事業により、圃場整備及び用水路改修並びに特定管の更新を進めるとともに、農業競争力強化農地整備事業により、圃場整備を進めてまいります。

今後も熊本県と連携を深め、農家の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

「林業の振興」におきましては、従来の森林整備事業に取り組むとともに、自伐林家の増加に伴い、森林環境譲与税を活用し、管理が適切に行われていない人工林について、森林の多面的機能の発揮に向けた間伐等を目的とした、美里の山除間伐推進事業による森林整備を重点的に進めてまいります。

「商工業の振興」におきましては、新規創業を目指す新しい力を確実に芽吹かせ、地域経済の活性化を図るために、令和6年度に創設した創業支援事業補助金による創業支援を継続するとともに、経営者が後継者へ事業をスムーズに引き継ぐことができるよう、事業継承連携協定に基づき、商工会や各種関係団体と連携して支援に努めてまいります。

「観光の振興」におきましては、T S M C 関連企業の進出等により、熊本県はこれまでにない外国人観光客を受け入れている状況にあります。この契機を生かすため、インバウンドを意識した観光戦略策定を行い、交流人口の増に努めてまいります。

併せて、観光施設やその周辺の景観整備を積極的に進めるとともに、S N S を中

心とした情報発信を行うことで、美里町を選んでもらえる観光地としてさらなる観光客の誘致につなげます。

第5に、「住みよく快適なまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「防災対策の充実」におきましては、懸案であった防災行政無線設備の更新完了と併せ、新たな情報発信システムの導入により、環境や状況を選ばず、町からの情報を受け取っていただけるサービスを開始します。

また、逃げ遅れ防止、誰一人取り残さない避難体制の構築のために、要支援者の個別避難計画の実効性のある連携・支援を進めるとともに、避難所の環境改善のために備蓄品の整備強化を行ってまいります。

「移住・定住促進と良好な住宅形成」におきましては、令和6年度に整備した「美里暮らし体験住宅「いろは」」を活用し、移住前に美里の暮らしを体験できる移住体験ツアー等を企画するなど、これまで以上に美里町での生活を体験できる機会を提供し、美里町への移住者や関係人口の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

併せて、人口の流出を防ぎ、町外からの移住・定住を呼び込むために、中央北地区において宅地開発を進め、住宅建設への補助制度の創設等についても検討してまいります。

公営住宅につきましては、美里町公営住宅等長寿命化計画（第2期）に基づき、今後の人口の変化や居住者ニーズ等を踏まえ、適切な維持管理を行い、建て替えを検討する際は、官民連携手法を取り入れながら、長期にわたって安全で快適な住まいづくりに取り組んでまいります。

「生活交通手段の充実」におきましては、公共交通の利用者の減少や「美里バス」利用者が伸び悩んでいること、また、「美里バス」の運用を始めた当初から様々な社会情勢の変化があったことから、令和7年度においては、新たな公共交通の構築、検討のための実証実験の実施を行い、その結果を基にした地域交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定することとしております。

「簡易水道事業」につきましては、中央北地区簡易水道事業を令和5年度より開始しており、本年度には、配水池を含む各施設整備を行い、令和10年度までの6か年での整備完了を目指しております。

なお、給水時期としましては、令和9年度より順次給水開始を計画しております。

既存の水道施設においては、安全で安定的な水道用水を供給するために、老朽化に伴う維持管理や更新、耐震化、災害等による対応に努めてまいります。

「情報発信と情報共有化の推進」におきましては、「情報配信システム」、「LINE」、「防災行政無線」及び「デタポン」を利用した情報配信手段の多重化を

行いました。

また、それぞれ特徴の違う手段を用いることで、様々な情報配信の形が可能となりましたので、今後はこれらを最大限活用し、さらなる情報発信の強化に取り組んでまいります。

最後に、人口減少社会において、職員数の減少が見込まれる中、安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、これまで述べたあらゆる分野の施策においてデジタルを活用し、真に必要な住民サービスに職員が注力することが、住民の暮らしを守ることにつながると考えます。

このことを踏まえ、デジタル化に対応できる職員の育成に取り組み、役場内部におきましても、自治体情報システムの標準化など、業務基盤の整備等により事務の効率化を進め、限られた職員の人的資源を行政サービスのさらなる向上へつなげるよう努めてまいります。

以上、令和7年第1回美里町議会定例会に当たっての施政方針とさせていただきます。

続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例11件、補正予算7件、当初予算7件その他4件の合計29件でございます。

初めに、議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、町が実施する児童福祉法や、その他こどもに関する法律による施策について調査審議する附属機関を設置するため、条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、及び、議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第12号、美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の規定に基づく職員の失職の例外について、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第13号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第14号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路占用料を改定する必要があるため、関係規定を改正するもので

ございます。

次に、議案第15号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、美里町立川越社会教育センターの解体に伴い、関係規定を改正するものでございます。

次に、議案第16号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定から、議案第19号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令及び基準等の改正に伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）につきましては、主に、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し発行する地域通貨や、令和6年度の事業実績の見込みにより、所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,880万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を81億6,532万8,000円とするものでございます。

次に、議案第21号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第26号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの6案件につきましては、実績等に基づき所要の補正を行うものでございます。

続きまして、議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を、前年度当初より5,400万円減の72億7,500万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、町税では、令和6年に実施された定額減税の終了により、町民税が前年度より約3,400万円の増額を見込んでおります。

また、地方交付税では、地方財政計画において、いわゆる103万の壁に係る減収の影響はあるものの、子ども・子育て政策の強化や物価高騰等への財源措置により、前年度より約8,000万円の増額を見込んでおります。

また、町債においては、主に公共土木施設整備事業に伴う過疎対策事業債が増加するものの、防災行政無線設備の更新事業が完了したことに伴い、前年度より約3億6,000万円減の借入れを見込んでおります。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、ふるさと応援寄附金の増収を見込み、取扱事務委託料の増額や、ふるさと応援基金積立金などを計上いたしております。

次に、民生費では、子ども・子育て政策の強化としまして、病児保育事業や、家事・子育てに不安を抱える家庭への支援を行う、子育て世帯訪問支援事業の委託料を計上いたしております。

次に、農林水産業費では、有害鳥獣対策や棚田の保全、農畜産物の販売促進などの活動を行い、町の農業の新たな担い手となる人材を育成するため、地域おこし協力隊員を募集し、活動に必要な経費を計上いたしております。また、林業の振興における林業従事者の負担軽減を図るため、林業用機械等の購入に係る補助金を計上いたしております。

次に、商工費では、町の戦略的な観光事業を推進するため、美里町観光戦略策定業務委託料や、甲佐平のキャンプ場予定地に新設するトイレの工事請負費等を計上いたしております。

次に、土木費では、町道船津金木線などの改良に伴う社会資本整備総合交付金事業や、町道目磨永富線（吉崎橋）の道路メンテナンス事業に係る工事請負費等を計上いたしております。

次に、消防費では、機器のサポート終了に伴うJ-アラート設備更新工事や、本年度（令和6年度）に導入しました防災情報配信システムの保守料等を計上いたしております。

次に、教育費では、令和元年度からの第1期GIGAスクール構想で導入した学習用端末機器の入れ替えに伴う学校ICT機器購入費や、堅志田城跡災害復旧実施設計委託料等を計上いたしております。

最後に、災害復旧費では、緊急自然災害防止対策事業として、町道葛之尾線局部改良等に係る工事請負費を計上いたしております。

続きまして、議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算から、議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算までの6案件につきましては、各事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を経るものでございます。

続きまして、同意第1号から同意第3号までの美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるこの3案件につきましては、3名の委員の任期が令和7年3月31日で満了するため、地方自治法施行規程に基づき、議会の同意を求るものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします、提案理由の説明とさせていただきます。

以上で、施政方針、それから、第1回美里町議会定例会における提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、令和7年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時30分とします。

-----○-----

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第9号 美里町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） システム内の⑤議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定についてをお聞きお願いします。ご説明申し上げます。

議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定について

美里町子ども・子育て会議条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。子ども・子育て支援法に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法その他のこどもに関する法律による施策について調査審議する機関として、条例で定める必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町子ども・子育て会議条例。

第1条は、設置の規定でございます。子ども・子育て支援法第72条第1項及びこども基本法第13条第3項の規定に基づき、美里町子ども・子育て会議を置くとしております。

第2条は、所掌事務についてです。計画の策定、変更及び推進に関する事務その他こども施策の推進に関する事務を処理するとしております。

次に、第3条は、組織に関する規定でございます。子育て会議は、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関し、学識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、その他町長が必要と認める者のうちから委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱するとしています。

第4条は、委員の任期の規定で、2年としております。

第5条は、会長、副会長の規定でございます。

第6条は、会議の運営についての規定でございます。

第7条は、庶務の規定でございます。子育て会議は、こども応援課にて処理するとしております。

第8条は、その他の規定です。子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定めるとしております。

附則でございます。施行期日として、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、議案第3号から議案第19号までの採決は起立により行います。

議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第9号、美里町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第10号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第10号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑥議案第10号をご覧いただきたいと思います。

議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が令和7年4月1日に施行されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

関係条例の整理に関する条例の改め文でございます。

今回の改正内容につきましては、関係する法律の一部改正が令和7年4月1日に施行され、次期マイナンバーカードの導入に必要となる規定が追加され、条ずれが生じることに伴い、関係条例を整理するものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

システム内の6ページをお開き願います。

今回改正します条例は、第1条関係の「美里町税条例」から、第3条関係の「美里町議会の個人情報の保護に関する条例」までの3条立てとなっております。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

改正条例第1条関係の「美里町税条例」の新旧対照表でございます。

関係法律の改正により参照する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」と言いますが、の条文に条ずれが生じることに伴い、第36条の2第10項、第63条の2第1項第1号及び第89条第2項第2号のそれぞれにおいて、参照する番号利用法の条項について、所要の整備を行うものでございます。そのほか、改正につきましては、参照する法律名称を正しいものに合わせるため改正するものでございます。

新旧対照表の5ページをお開き願います。

改正条例の2条関係の「美里町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の新旧対照表でございます。

改正条例第1条関係同様、番号利用法の条ずれに伴い、第2条の各号において、参考する番号利用法の条項について、所要の整備を行うものでございます。

以降、別表中の改正につきましては、参考する条例名に変更があったため、それぞれに合わせる改正を行うものでございます。

新旧対照表の8ページをお開き願います。

改正条例第3条関係の「美里町議会の個人情報の保護に関する条例」の新旧対照表でございます。

改正条例第1条及び第2条同様、番号利用法の条ずれに伴い、第2条第10項、第12条第5項及び同表中において参考する番号利用法の条項について、所要の整備を行うものでございます。

その他、改正内容につきましては、略称の適用範囲について、所要の整備を行うものが主な改正内容でございます。

再度、改正条例案の4ページ、システム内の5ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第10号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第11号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第11号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑦議案第11号をご覧ください。

議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が施行されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

関係条例の整理に関する条例の改め文でございます。

今回の改正内容につきましては、地方自治法の改正により、公金の収納事務のデジタル化に関する新たな規定が追加され、条ずれが生じることに伴い、関係する条例を整理するものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

今回改正します条例は、第1条関係の「美里町監査委員条例」から第3条関係の「美里町簡易水道事業の設置等に関する条例」までの3条立てとなっております。それぞれの改正条例におきまして、地方自治法第243条の2の7「特定歳入等の収納」の条項が追加されたことにより、条ずれが生じ、改正前の「法第243条の2の8」を「法第243条の2の9」に繰り下げるものでございます。

再度、改正条例案の改め文にお戻りください。

附則でございます。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行日の日から施行するといったとしております。

以上で、議案第11号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第12号 美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第12号、美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第12号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑧議案第12号をご覧ください。

議案第12号、美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づく職員の失職の例外について改正したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の改め文でございます。

今回の改正は、禁錮刑以上で執行猶予がついた場合に、例外として対応することができる条件として、「その事実が職務上又は交通事故により生じたものである場合」と限定されている規定を削除するものでございます。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の新旧対照表になります。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

第5条の「失職の例外」の規定において、改正前の下線部分、「その事実が職務上又は交通事故により生じたものである」の規定を削除するものでございます。これは、例外的な扱いであり、失職により罪を犯した職員を例外的に救済することができるとしたものであるため、例外の適用判断に当たっては、慎重に対応していくたいと考えております。

再度、改正条例案の改め文にお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号、美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第12号、美里町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第13号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第13号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑨議案第13号をご覧ください。

議案第13号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が公布され、一部を除き、令和7年4月1日に施行されることに伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改め文でございます。

今回の改正につきましては、少子高齢化の進展と人口減少の加速化を踏まえ、男女ともに仕事と育児、介護を両立できる環境を整えることを目的としています。そのため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現し、育児や介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象範囲を拡充するものでございます。

システム内の4ページをお開き願います。

それでは、変更内容につきましては、説明資料の新旧対照表により説明させていただきます。美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表になります。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

まず、第8条の3の「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」の規定において、改正前の下線部「3歳に満たない子」から、改正後の「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するものでございます。

次に、第15条の「介護休暇」の規定において、改正後の下線部分の「（第15

条の3第1項において「配偶者等」という。)」につきましては、本改正において追加されます条項の内容に対応するため設けたものでございます。

次のページをお開き願います。

新設の第15条の3につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、面談などによる意識の確認の実施や、第2項では、職員が40歳に達した年度において、前項の制度等について周知を義務化する規定を追加したものでございます。

次に、15条の4につきましては、「職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施」や「相談体制の整備」など、勤務環境の整備に関する規定を追加するものでございます。

再度、改正条例案の改め文にお戻りください。

附則でございます。第1項では、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するといったしております。

第2項では、施行日前において、時間外勤務の制限の請求を行うとする「3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」職員については、施行日前においても、規定の定めるところにより、当請求を行うことができる経過措置を規定したものでございます。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第13号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第14号 美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第14号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。システム内⑩議案第14号をご覧ください。

議案第14号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。道路占用料の額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準（固定資産評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

美里町道路占用料徴収条例につきましては、令和6年3月の第1回定例会において条例の一部改正を行い、道路占用料の額を定めておりましたが、額を算定する際に参考とした熊本県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、町内の道路占用料の統一を図るために見直すものでございます。

詳しくは新旧対照表にてご説明いたします。

システムの5ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。

別表（第2条関係）につきまして、占用物件の区分、「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の種類におきまして「電柱」、「電話柱」、「その他の柱類」、「郵便差出箱」、「広告塔」について、占用料を改正後のとおり改めております。

次の段、「法第32条第1項第2号に掲げる物件」、こちらは水道管などになりますが、2行目の「外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの」、「外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの」、「外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの」、「外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの」、2行飛びまして、「外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの」、「外径が1メートル以上のもの」について、占用料を改正後のとおり改めております。

次の段、「法第32条第1項第6号に掲げる施設」につきましても、「祭礼、縁

日等に際し一時的に設けるもの」、「その他のもの」について、占用料を改正後とのおり改めております。

次の段、「道路法施行令第7条第1号に掲げる物件」につきましても、「看板」、「標識」、「旗ざお」、「幕」について、占用料を改正後とのおり改めております。

次の段、「令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5項に掲げる工事用材料」について、占用料を改正後とのおり改めております。

再度、システムの3ページ、改正文の2ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

次のページが経過措置でございます。経過措置としまして、改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第14号、美里町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第12 議案第15号 美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第12、議案第15号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井社会教育課長。

○社会教育課長（長井一浩君） 議案第15号につきまして説明申し上げます。システム内⑪議案第15号をご覧ください。

議案第15号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

美里町立社会教育センター条例の一部を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。美里町立川越社会教育センターの解体に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

美里町立川越社会教育センターにつきましては、川越地区からの維持管理について困難である旨の相談があったことや、施設の今後の安全面を考慮し、地元川越地区と協議を行い、当施設を廃止及び解体を現在行っています。このことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例。

美里町立社会教育センター条例（平成18年美里町条例第51号）の一部を次のように改正する。

次のページ、美里町立社会教育センター条例新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となっております。逆です。左が改正前、右が改正後となっております。

第2条の表中、美里町立川越社会教育センターの名称及び位置を削除しております。

再度、前のページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するといったしております。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第15号、美里町立社会教育センター条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第16号 美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議案第16号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第16号についてご説明申し上げます。⑫議案第16号をご覧ください。

議案第16号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。令和6年6月19日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。以下は改正規定でございます。

詳細につきましては、その次のページの美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表によりご説明いたします。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

栄養士法の改正に伴う各種施設の基準改正、管理栄養士試験の受験資格の取得の見直しにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることに伴う職員配置基準の改正により、第151条第13項中、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士の次に、「若しくは管理栄養士」を加えるものでございます。

お戻りいただきまして、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第16号、美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第17号 美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第14、議案第17号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第17号についてご説明を申し上げます。システムの⑬議案第17号をご覧ください。

議案第17号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の改正に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

なお、この関係条例の改正理由につきましては、建設業法施行令の条ずれを手当てるものでございます。

次のページをお開きください。

美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

なお、改正内容につきましては、システムの3ページ、新旧対照表にて説明をさせていただきます。左の欄が改正前、右の欄が改正後になります。

第3条の第11号及び第4条の第8号の建設業法施行令「第34条」を「第37条」に改正するものでございます。

システムの2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第17号、美里町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第18号 美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第15、議案第18号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） 議案第18号についてご説明申し上げます。システム内⑭をお願いいたします。

議案第18号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を次のように改正する。以下、改正規定でございます。

今回の改正の概要は、「特定地域型保育事業者の保育内容支援に係る連携施設の見直し」と、「連携施設経過措置の延長」でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

新旧対照表の1ページの中段、第42条は、特定教育・保育施設等との連携の規定でございます。

2ページ下段、第42条第2項は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難な場合であっても、特定地域型保育事業者と連携協力を行う者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること、連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることの要件を満たすときには、当該連携施設を確保しないことができるとしております。

4ページ、附則第5項は、連携施設に関する経過措置の規定でございます。「10年」を「15年」に改めております。

お戻りいただき、再度、2ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第18号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第18号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第18号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第19号 美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第16、議案第19号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） 議案第19号についてご説明申し上げます。システム内⑯をお願いいたします。

議案第19号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（昭和26年厚労省令第61号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美里町条例第18号）の一部を次のように改正する。以下、改正規定でございます。

説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

新旧対照表1ページから3ページまでの第6条は、保育所等との連携の規定でございます。家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合の要件等を改正しております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

第16条は、食事の提供の特例についての規定でございます。16条第1項第2号の「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士または管理栄養士による必要

な配慮」に改めております。

下段、附則第4項は、連携施設に関する経過措置の規定でございます。

再度お戻りいただき、2ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第19号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第19号、美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第20号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）

○議長（上田 孝君） 日程第17、議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システム内の⑯議案第20号をお開き願います。議案第20号につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度美里町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,880万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,532万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

款の2総務費、項の1総務管理費の事業名、物価高騰対応LPGガス使用世帯支援事業補助金1,777万8,000円から、8ページの款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費の事業名、公共土木施設災害復旧費（繫自債）2,300万円までの21事業、総額8億50万1,000円につきまして、繰り越すことといたしております。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の1枠目、ホームページCMSサービス利用料から、12ページの1枠目の学校警備委託料までの31項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

2枠目は債務負担行為補正の変更でございます。

事項のPテレフォンリース料（砥用中）につきまして、限度額を17万6,000円から22万5,000円に変更いたしております。

続きまして、13ページをお開き願います。

第4表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、旧合併特例事業（消防施設）の90万円を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内の記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

起債の目的の現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業から、一番下の過疎対策事業（公共土木施設整備事業）までの13事業につきましては、限度額の総額を6億6,070万円を6億380万円に変更いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内の記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の廃止でございます。

起債の目的の緊急防災減災事業（防災施設整備事業）につきましては、後年度へ事業の実施が見送られたため、廃止するものでございます。

18ページをお開き願います。

18ページからが歳入になりますが、予算の詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。また、今回の補正予算につきましては、令和6年度の事業実績見込みにより、全体にわたり所要額の補正を行っております。

まず、2の歳入でございますが、次のページ、19ページをお開き願います。

下から2枠目の款の7地方消費税交付金につきましては、過年度の収入状況により、本年度の収入見込み額を算出し、減額するものでございます。失礼しました。増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1枠目でございますが、款の10地方交付税の特別交付税につきましては、12月交付見込みにより1,677万9,000円を増額いたしております。

23ページをお開き願います。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の説明欄の一番目でございますが、デジタル基盤改革支援補助金（情報システムの標準化・共通化）2,910万7,000円の減額につきましては、システムの標準準拠切替日が令和7年度まで延伸したことにより減額いたしております。

その下の6段目でございますが、目の6消防費国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）1,400万円につきましては、防災機材の購入に係る補助金でございます。

27ページをお開き願います。

3枠目の款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金1億1,894万9,000円の減額につきましては、歳出予算の減額補正等により財源

調整のため、繰り戻すものでございます。

また、その下の減債基金繰入金（臨時財政対策債償還基金費分）947万6,000円の増額につきましては、令和6年度の臨時財政対策債の元利償還に充てるための繰入金でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページからですが、3の歳出でございます。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費の節の12委託料の契約管理システムサーバー環境移行業務委託料309万8,000円につきましては、土木積算システムの更新に伴い、契約管理システムのデータ移行に伴う委託料を計上いたしております。

その下の節の18負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号制度中間サーバー負担金261万9,000円の増額につきましては、個人情報や法人番号などの情報を連携させるために利用されるシステムの実績により増額するものでございます。

次のページ、35ページをお開き願います。

1段目の目の6企画費の節の18負担金、補助及び交付金の物価高騰対応LPGガス使用世帯支援事業補助金1,777万8,000円につきましては、LPGガス使用世帯の経済的負担軽減を図るための補助金でございます。

次に、その下の段の目の7情報推進費の節の12委託料の標準準拠版総合行政システム移行準備業務委託料2,810万5,000円の減額につきましては、システムの標準準拠切替日が延期したことにより減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1枠目の3段目になりますが、目の12特定目的基金費のふるさと応援基金積立金2,800万円の減額につきましては、ふるさと応援寄附金の収入見込みにより減額するものでございます。

41ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費の節の18負担金、補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等補助金773万円の増額につきましては、グループホームみずほの改修事業等に係る補助金でございます。

次に、その下の段の目の3障害者福祉費の節の19扶助費の障害児通所支援給付費202万5,000円につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

その下の節の22償還金、利子及び割引料の令和5年度障害福祉サービス費等給付費国庫負担金返還金701万3,000円と、その下の令和5年度障害福祉サービス費等給付費県費負担金返還金350万7,000円につきましては、令和5年

度の実績による返還金でございます。

4 3 ページをお開き願います。

1 枠目の目の 9 物価高騰対応重点支援交付金低所得世帯支援分の節の 1 9 扶助費の物価高騰対応重点支援給付金（新たな非課税・均等割）1,240 万円の減額につきましては、給付実績見込みにより計上いたしております。

次に、3 つ目の枠の款の 3 民生費、項の 3 児童福祉費、目の 1 児童福祉総務費の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の保育所等給食費支援事業費補助金 384 万円の増額につきましては、物価高騰により補助金額を増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1 つ目の枠の 4 段目、目の 2 児童措置費の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の施設型給付費等負担金 1,177 万 1,000 円につきましては、入所者数の増加及び人事院勧告等により増額するものでございます。

次に、2 枠目の款の 4 衛生費、項の 1 保健衛生費、目の 2 予防費の節の 1 2 委託料の予防接種委託料 2,004 万円の減額につきましては、新型コロナワクチン等の接種委託料の減額により減額するものでございます。

4 5 ページをお開き願います。

4 段目の目の 7 水道施設整備費の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の簡易水道事業会計補助金 1,639 万 8,000 円の増額につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

4 8 ページをお開き願います。

款の 5 農林水産業費、項の 1 農業費、目の 6 農地費の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の一番上の農業農村整備事業負担金 1,611 万円の減額につきましては、中山間地域農業農村総合整備事業等の実績により減額いたしております。

5 0 ページをお開き願います。

2 つ目の枠の款の 6 商工費、項の 1 商工振興費、目の 1 商工振興費の節の 1 8 負担金、補助及び交付金の地域通貨補助金（物価高騰）4,696 万円の増額につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、1 人 5,000 円分の地域通貨を発行するための補助金でございます。

5 2 ページをお開き願います。

1 つ目の枠の款の 7 土木費、項の 3 道路橋梁費、目の 3 道路新設改良費の節の 1 2 委託料の単独改良事業 1,600 万円の減額につきましては、町道一寸榎線の計画見直し等により減額いたしております。

5 3 ページをお開き願います。

2 つ目の枠の款の 8 消防費、項の 1 消防費、目の 4 災害対策費の節の 1 4 工事請負

費の車中避難所整備工事（湯の香苑駐車場）4,000万円の減額につきましては、予定していました用地の取得が困難となつたため、改めて整備計画を見直すため減額をいたしております。

次に、その下の節の17備品購入費の備品購入費（地域防災緊急整備型）3,157万円の増額につきましては、避難者の安全・安心を確保するため、国の交付金を活用し、防災資材を購入するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

お諮りします。議案第20号から議案第26号までの補正予算の質疑は、一括質疑としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、補正予算の質疑は一括質疑で行います。

それでは、議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）について、質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 上程中の議案20号についてお尋ねしたいと思います。ちょっとページを見つけます。

53ページの災害対策費等についてお尋ねしたいと思います。

まず、14の工事請負費の4,000万円の湯の香苑の減額でございますが、健康診断とかも必要な場所であると私認識しておりますが、交渉が多分ならなかつたので減額されるということだと思うんですが、主な理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

用地交渉に当たっては、数回にわたり地権者の方と相談をしてまいりましたけども、地権者の方の合意が得られなかつたということでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 地権者との合意ができなかつたと、そういうことであると思いますが、周りを見回してもなかなか場所がないような状況でありますので、そこが無理だったとして、次に考え方があるのかがまだ分からんけども、ぜひ避難所としても必要であり、一般的のときも必要であると思いますので、どうか合意形成に至る土地等を探していただければと思っております。

その17番についての備品購入費ですが、先ほど説明いただいたんですけど、主

なものについて、何になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

この備品購入費につきましては、主に、避難所のテント型のパーティションの屋根ありと屋根なしを100基ずつ。それと、折り畳みベッドを200台。それと、簡易トイレの自動圧着式と言いますが、それを30台。あと暖房器具。あと、車中避難所の備蓄倉庫も2棟予定しております。

以上でございます。

○7番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。ただいま上程されております議案第20号について質問をいたします。

補正予算書の35ページです。

上のほうから、説明欄の2段目、3段目になりますけども、生活交通路線維持費補助金370万2,000円の減額と、その下、地方バス運行等特別対策補助金445万2,000円の減額ですが、これは両方ともバス事業者に対する補助金だと思います。私は、これは自治体を通る路線の距離によって配分されていると聞いていたような気がするんですけど、間違ってるかもしれません、当初予算からこれだけ減額になった理由についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ご質問のところの生活路線維持費補助金、これは国庫補助の路線ということになります。

それから、2つ目の地方バス運行等特別対策（運行費）補助金、これは国庫補助以外の県補助というところの路線というところになります。

距離に応じてというのは、仰せのとおりのところでございまして、今回、減額になった理由というのが、収支が改善したということであれば非常に喜ばしいことですが、基本的にはそういった理由ではなくて、ドライバー不足でなかなか運行そのものが難しくなっていると、少し減便もあったというようなところが一つあるというところと、最初の予算の取り方がそもそも少し、あまりにちょうどの予算だと危ないということで、少し大目に見てあるというところもあります、今回の減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 減便になったために減額になったということで、住民にとつてはちょっと減額になったけれども、不便になったということになるのかなと思いますけれども、例えば、公共交通活性化協議会が進んでいまして、今年度から実証実験が始まりますけれども、住民にとって便利な公共交通ができればいいなというふうに思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は起立により行います。

議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第20号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第21号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第18、議案第21号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第21号についてご説明申し上げます。システム内の⑩議案第21号の1ページ目をお開きください。

議案第21号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,618万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠の款の1、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税の節の4医療給付費分滞納繰越分から、節の6介護納付金分滞納繰越分まで、260万円を減額しております。国民健康保険税の過年度滞納分の決算見込みによる減額によるものでございます。

2つ目の枠の款の3県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の1普通交付金につきましては、306万6,000円を追加しております。歳出における保険給付費の特定財源として計上するものでございます。

また、節の2特別交付金の保険者努力支援分を250万3,000円減額しております。歳出におけるヘルスアップ事業費の減額に伴い計上しております。

一番下の枠の款の5繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節の2保険基盤安定繰入金につきましては、保険者支援分265万8,000円、保険税軽減分633万3,000円をそれぞれ減額しております。ともに繰入金の決算見込みによるものでございます。

6ページをお開きください。

2つ目の枠の款の5繰入金、項の2基金繰入金、目の1国民健康保険基金繰入金につきましては、880万円を追加しております。一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越分の減額、特別交付金の減額及び保険基盤安定負担金の減額に伴い特定財源が不足するため、基金の一部を繰り入れるものでございます。

7ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1つ目の枠の款の2保険給付費、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費につきましては、303万円を追加しております。予算の不足が見込まれるため計上するものでございます。

8ページをお開きください。

一番下の枠の款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の5償還金につ

ましましては、保険給付費等交付金（特別交付金）返還金 268 万円を追加しております。令和 5 年度特別交付金の精算に伴い必要となる返還金を計上するものでございます。

以上で、議案第 21 号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 21 号、令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 22 号 令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 19、議案第 22 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 22 号につきましてご説明申し上げます。システム内の⑯議案第 22 号をご覧ください。

議案第 22 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 22 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

2の歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金の土地開発基金利子5,000円の増額につきましては、収入見込みにより増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費の節の27繰出金の土地開発基金利子繰出金5,000円の増額につきましては、歳入の基金利子収入見込みにより増額を計上いたしております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第22号、令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第22号、令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第23号 令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田 孝君） 日程第20、議案第23号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第23号についてご説明申し上げます。⑯議案第23号をご覧ください。

令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

議案第23号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,843万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

歳入につきましては、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料及び款の2使用料及び手数料、項の1手数料、目の1督促手数料までは、現在の収入状況から年度末までの収入見込額を参考として、介護保険料を増額、手数料を減額しております。

款の3国庫支出金、項の2国庫補助金につきましては、以下それぞれの目において変更申請や内示等に基づくもので、新設の目の6介護保険事業補助金は、介護保険料算定、現行13段階でございますが、そのうち第1、第2、第4、第5段階において、老齢基礎年金満額支給の相当額として、今現在80万円が基準と設定されております。今般の令和6年1月から12月の老齢基礎年金満額の支給額が80万9,000円となることから、基準の見直しが令和7年4月施行予定でございます。そのシステム改修に要する2分の1を計上しております。

7ページをお願いいたします。

款の4支払基金交付金、項の1支払基金交付金及び款の5県支出金、項の1県負担金までは変更申請等に基づき減額しております。

7ページから8ページにかけての款の7繰入金でございますが、項の1一般会計繰入金以下の各目の増減額につきましては、歳出側における支出見込額に応じた負担額を計上しているところでございます。

なお、目の4低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料の第1段階から第3段階まで、低所得者段階の確定により増額となる補正を行っております。

8ページの項の2基金繰入金は、本年度では介護給付基金からの繰入れを要しない見込みであるため、その全額を減額補正しております。

9ページをお願いいたします。

款の1総務費、項の1総務管理費から項の3介護認定調査費までは事務費となるもので、年度末までの支出見込額を基に、項の1総務管理費、目の1の委託料、総合行政システム改修委託料（介護保険制度改正分）を除き、減額補正を行っております。

一番下の枠の款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費から、次の10ページの一番下の枠、項の4その他諸費までは、保険給付費における所要の補正を行っております。

11ページをお願いいたします。

款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費から一番下の枠の項の3包括的支援事業・任意事業費及び次の12ページの項の4その他諸費まで、それぞれの現計予算に対し、年度末までの支出見込み額を参考に、いずれも所要の減額を行っております。

最後に、款の7予備費につきましては、3,005万7,000円を増額しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第23号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第23号、令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開を14時15分とします。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第21 議案第24号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第2号）

○議長（上田 孝君） 日程第21、議案第24号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第24号についてご説明申し上げます。システム内の⑩議案第24号の1ページ目をお開きください。

議案第24号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
令和6年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,887万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出補正予算」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

款の3繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金につきまして、754万7,000円を減額しております。保険料軽減に対する繰入金である保険基盤安定繰入金の決定に伴い計上したものでございます。

5ページをお開きください。

3、歳出でございます。

款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、754万7,000円を減額しております。保険基盤安定繰入金の額の確定による減額に伴うものでございます。

以上で、議案第24号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第24号、令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第25号 令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第22、議案第25号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第25号についてご説明を申し上げます。システム②議案第25号をご覧ください。

議案第25号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）

総則、第1条、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款浄化槽事業収益、既決予定額2億1,051万4,000円、補正予定額2,054万2,000円、計2億3,105万6,000円。浄化槽事業収益の第1項営業収益から第3項特別利益までの補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額2億341万5,000円、補正予定額、減額の138万4,000円、計2億203万1,000円。浄化槽事業費用の第1項営業費用から第3項特別損失までの補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,195万6,000円は、引継金376万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,818万8,000円で補填する。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額7,673万3,000円、補正予定額、減額の5,183万6,000円、計2,489万7,000円。資本的収入の第1項企業債から第4項受益者分担金までの補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第1款資本的支出、既決予定額7,673万3,000円、補正予定額、減額の2,988万円、計4,685万3,000円。資本的支出の第1項建設改良費の補正予定額は、記載のとおりでございます。

債務負担行為、第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおりと定める。

事項の総合行政システムサポート料から公営企業会計システム使用料までの3項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定しております。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目、（1）職員給与費、既決予定額1,136万5,000円、補正予定額、減額の4万6,000円、計1,131万9,000円。

他会計からの補助金、第6条、予算第9条に定めた生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、8,984万円から8,370万1,000円に改める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、予算書の6ページ及び7ページの令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

収益的収入の営業収益の浄化槽使用料につきましては、当初、令和5年度調定の平均額を12月見込んで計上しておりましたが、改めて令和6年度の調定額を計上するものでございます。

その下の営業外収益の他会計補助金の一般会計補助金につきましては、2,055万5,000円を計上しておりますが、資本的収入の一般会計補助金を収益的収入の一般会計補助金に組み替えるものでございます。

支出の主なものにつきましては、実績見込みによる減額となっております。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出におきましても、実績見込みによる減額になっておりますが、資本的支出の建設改良費、浄化槽整備事業費の一番下の枠、工事請負費につきましては、当初、浄化槽を40基設置を見込んでおりましたが、実績としまして20基設置となりましたので、2,963万8,000円を減額しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第25号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第26号 令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（上田 孝君） 日程第23、議案第26号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第26号についてご説明申し上げます。システム②議案第26号をご覧ください。

議案第26号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

総則、第1条、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額2億7,238万4,000円、補正予定額2,592万1,000円、計2億9,830万5,000円。水道事業収益の第1項営業収益から第3項特別利益までの補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第1款水道事業費、既決予定額2億5,378万2,000円、補正予定額、減額の777万3,000円、計2億4,600万9,000円。水道事業費用の第1項営業費用と第2項営業外費用の補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,618万6,000円は、引継金1,691万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7,927万5,000円で補填する。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額6億4,379万9,000円、補正予定額、減額の3億1,376万9,000円、計3億3,003万円。資本的収入の第1項企業債と第2項他会計補助金の補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。科目、第1款資本的支出、既決予定額6億7,614万7,000円、補正予定額、減額の2億4,993万1,000円、計4億2,621万6,000円。資本的支出の第1項建設改良費の補正予定額につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為、第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額

を、次のとおり追加する。

事項の発電機保安管理委託料から公営企業会計システム使用料までの6項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおり追加しております。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

科目、(1)職員給与費、既決予定額5,377万9,000円、補正予定額、減額の23万1,000円、計5,354万8,000円。

他会計からの補助金、第6条、予算第10条に定めた簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億3,476万4,000円から1億5,116万2,000円に改める。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、予算書の6ページ及び7ページの令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第4号)実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

営業収益の給水収益、水道使用料の210万3,000円の減額につきましては、令和5年度調定の平均額を12月見込んで計上していたものを、改めて令和6年度の調定額に計上したものでございます。

その下の枠、受託工事収益の中の布設替工事受託収入の1,447万1,000円の減額につきましては、主に予定されておりました県の特定管工事が行われませんでしたので、その補償費の減額になっております。

次に、営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、資本的収入の一般会計補助金を収益的収入の一般会計補助金に組み替え、7,396万7,000円を計上しております。

支出におきましては、燃料費及び公金取扱手数料につきましては、不足見込額を計上し、その他につきましては、実績見込額による減額を主に行っております。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の実施計画明細書になります。

一番下の枠、他会計補助金の一般会計補助金につきましては、基準内繰入額を残し、収益的収入の一般会計補助金への組み替えを行っておりますので、5,756万9,000円の減額としております。

資本的支出におきましては、工事実績見込み額等による減額をしているものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第26号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第27号 令和7年度美里町一般会計予算

日程第25 議案第28号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第26 議案第29号 令和7年度美里町土地取得特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和7年度美里町介護保険特別会計予算

日程第28 議案第31号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第29 議案第32号 令和7年度美里町生活排水事業会計予算

日程第30 議案第33号 令和7年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第24、議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算から日程第30、議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算までの一般会計、特別会計、事業会計の7案件についてを一括して議題としまして、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第24、議案第27号から日程第30、議案第33号までの7案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことになりました。

それでは、議案第27号から議案第33号までを一括して議題とします。

まず、議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第27号につきまして、ご説明申し上げます。システム内の②議案第27号をお開き願います。

令和7年度美里町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算

令和7年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億7,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

事項の1枠目の中間サーバー接続ネットワーク機器リース料から最下段の砥用庁舎LED照明リース料までの6項目につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定いたしております。

次の8ページをお開き願います。

第3表、地方債でございます。

起債の目的の1枠目、過疎対策事業（美里バス運行事業）210万円から、次の

ページ、9ページをお願いいたします。一番下の文化施設等単独災害復旧事業160万円までの17事業で、総額3億9,840万円の地方債を予定しております。

なお、各目的ごとの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

12ページをお開き願います。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。

2の歳入でございます。

まず、1枠目の款の1町税、項の1町民税におきましては、令和6年に実施された定額減税の終了等に伴い、前年度より3,421万円増の総額2億9,314万1,000円を計上いたしております。

14ページをお開き願います。

一番下の枠の款の7地方消費税交付金におきましては、令和7年度地方財政計画及び直近の社会保障分の交付状況を勘案いたしまして、3,376万9,000円増の2億3,597万6,000円を計上いたしております。29:37

なお、社会保障4経費と、その他社会保障施策に要する経費に対する充当先は、説明欄に記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。

4つ目の枠の款の10地方交付税につきましては、国の地方財政の見通しにより、地方交付税を、前年度より8,005万9,000円増の34億6,845万9,000円を計上いたしております。

20ページをお開き願います。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の節の1総務費補助金におきまして、説明欄の一番下の共創・MaaS実証プロジェクト補助金につきましては、地域公共交通計画策定等に伴います補助金でございます。

次に、その下の段の目の2民生費国庫補助金の節の1民生費補助金におきまして、説明欄の下から3行目、病児保育事業補助金684万円につきましては、令和7年度から実施します、自宅で保育が困難な病気の児童を一時的に保育する事業に対する国庫補助金でございます。なお、同様に、県補助金もございます。

21ページをお開き願います。

1枠目の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4土木費国庫補助金の節の1土木費補助金におきまして、説明欄の5行目、交通安全対策事業費補助金1,328万2,000円につきましては、町道船津金木線の道路改良に伴う補助金でございます。

次に、その下の段の目の 5 教育費国庫補助金の節の 1 教育費補助金におきまして、説明欄の一番下の公立学校情報機器整備事業費補助金 6 3 8 万円につきましては、第 2 期の G I G A スクール構想に伴います学習用 I C T 機器購入に対する補助金でございます。

2 7 ページをお開き願います。

3 つ目の枠の款の 1 7 寄附金、項の 1 寄附金、目の 1 一般寄附金の節の 2 ふるさと応援寄附金につきましては、前年度より 9, 0 0 0 万円増の 1 億 5, 0 0 0 万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

1 枠目の款の 1 8 繰入金、項の 1 基金繰入金、目の 1 基金繰入金におきましては、不足する財源を補うため、財政調整基金を前年度より 6, 0 0 0 万円減の 1 億 8, 0 0 万円を計上いたしております。

また、説明欄の 8 行目の公共施設整備基金繰入金 4, 1 3 0 万円につきましては、文化交流センターの舞台音響設備修繕料や学校施設等長寿命化計画策定業務委託料などの財源に充てるための繰入金でございます。

また、その 2 つ下の地域振興基金繰入金 8, 5 6 5 万円につきましても、美里町公衆無線 L A N 環境更新業務委託料や町の振興計画及び総合戦略策定委託料などの財源に充てるための繰入金でございます。

3 1 ページをお開き願います。

3 つ目の枠の款の 2 1 町債の目の 2 民生債のこども・子育て支援事業債 9 0 0 万円につきましては、保育所が実施する保育所等環境整備事業費補助金の財源として借り入れるものでございます。

3 2 ページをお開き願います。

1 段目の目の 5 商工債、節の 1 過疎対策事業債の過疎対策事業債（観光振興事業） 1, 8 9 0 万円につきましては、甲佐平のトイレ新設工事やガーデンプレイス・家族村の施設の修繕工事の財源として借り入れるものでございます。

3 3 ページをお開き願います。

3 3 ページからが 3 の歳出となっております。

4 6 ページをお開き願います。

款の 2 総務費、項の 1 総務管理費、目の 6 企画費の節の 1 2 委託料におきまして、説明欄の下から 6 行目のまちづくり構想宅地開発計画図作成委託料 1, 4 0 0 万円につきましては、有安工場跡地周辺や中央北地区の宅地開発に伴う開発構想計画図を作成するものでございます。

また、2 行下の地域公共交通実証運行委託料 2, 0 3 4 万 9, 0 0 0 円につきまし

ては、地域公共交通の再編に伴う実証運行に係る委託料でございます。

また、その下のeスポーツ効果検証委託料1,000万円につきましては、民間企業や学校、研究機関、官公庁、町などが連携し、eスポーツの効果検証に係る委託料でございます。

次に、その2つ下の移住体験施設活用移住プロモーション委託料700万円につきましては、令和6年度に整備したお試し住宅の活用を含め、移住・定住対策全体の推進を図るものでございます。

次のページ、47ページをお開き願います。

款の2、項の1、目の6企画費の節の17備品購入費におきまして、地域公共交通実証運行車両購入費1,050万円につきましては、実証運行に伴う7人乗りの車両3台分の購入費でございます。

49ページをお開き願います。

款の2、項の1、目の7情報推進費の節の11役務費におきまして、説明欄の下から3行目、ガバメントクラウド利用料2,554万7,000円につきましては、自治体情報システムの標準化に伴うクラウドの利用料でございます。

次のページをお開き願います。

節の12委託料におきまして、説明欄の3行目、美里町公衆無線LAN環境更新業務委託料1,191万3,000円につきましては、町内17か所に設置してあるフリーWi-Fiスポットの機器のサポートが終了するため、機器を更新するものでございます。

70ページをお開き願います。

款の3民生費、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費の節の12委託料におきまして、説明欄の下から3行目、病児保育事業委託料2,052万円につきましては、病気やけがで集団保育が難しいこどもを一時的に預かる事業でございます。

2園で実施をされる予定でございます。

次の71ページをお開き願います。

節の18負担金、補助及び交付金におきまして、説明欄の一番下、保育所等環境整備事業費補助金1,000万円につきましては、町内保育所等の利用者の快適性、利便性の向上を図るため、各保育所等が実施する空調整備や遊具整備、防犯対策などの環境改善事業に対する補助金でございます。

79ページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の7報償費におきまして、説明欄の地域おこし協力隊員報償金640万円につきましては、有害鳥獣対策や棚田の保全、農畜産物の販売促進などの活動を行っていただく協力隊員の2名

分の報償費でございます。

8 2 ページをお開き願います。

2 段目の目の 6 農地費の節の 1 4 工事請負費 9 0 0 万円につきましては、中郡地内の農道第 3 町道線側溝布設工事に係る工事請負費でございます。

9 0 ページをお開き願います。

款の 6 商工費、項の 1 商工振興費、目の 2 観光振興費の節の 1 4 工事請負費におきまして、説明欄の甲佐平トイレ新設工事 9 8 0 万円につきましては、甲佐平のキャンプ予定地に新設するトイレの工事請負費でございます。

9 4 ページをお開き願います。

款の 7 土木費、項の 2 道路橋梁費、目の 2 道路維持費の節の 1 2 委託料におきまして、説明欄の町道維持工事測量設計委託料 7 0 0 万円につきましては、町道御前浜・川原畠線及び町道小筵・松野原線等の測量設計業務委託料でございます。

次に、その下の段の目の 3 道路新設改良費の節の 1 2 委託料におきまして、説明欄の 3 行目、社会資本整備総合交付金事業（一般改良）2,700 万円につきましては、町道金木鶴越線及び町道八幡線の測量設計業務委託料でございます。

次のページ、9 5 ページをお開き願います。

節の 1 4 工事請負費におきまして、説明欄の 1 行目、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）1 億円につきましては、町道金木鶴越線や町道鳥越線などの道路改良に伴う工事請負費でございます。

次に、その下の社会資本整備総合交付金事業（一般改良）3,200 万円につきましては、町道内園小崎線の道路改良に伴う工事請負費でございます。

次に、その下の個別補助事業（交通安全対策事業）2,500 万円につきましては、町道船津金木線の道路改良工事請負費でございます。

次に、その下の段の目の 4 橋梁維持費の節の 1 4 工事請負費におきまして、道路メンテナンス事業工事費 4,400 万円につきましては、町道目磨永富線（吉崎橋）の更新工事でございます。

1 0 0 ページをお開き願います。

款の 8 消防費、項の 1 消防費、目の 4 災害対策費の節の 1 4 工事請負費におきまして、J-アラート設備更新工事 7 2 3 万 2,000 円につきましては、現在運用中の J-アラート機器のサポートが終了するため、次期受信機に更新を行うものでございます。

1 0 5 ページをお開き願います。

款の 9 教育費、項の 1 教育総務費、目の 2 事務局費の節の 1 2 委託料におきまして、説明欄の一番下の学校施設等長寿命化計画策定業務委託料 5 6 1 万 4,000

円につきましては、前回長寿命化計画策定から5年が経過し、改めて修繕箇所等の見直しを行うため実施するものでございます。

次のページをお開き願います。

節の17備品購入費におきまして、説明欄の2行目、学校ICT機器（学習者・教職員用端末）購入費1,148万4,000円につきましては、令和元年度からの第1期GIGAスクール構想で導入しました学習用端末機器の入替えに伴い、令和7年度は、小学校高学年分を購入し、今後3年間で全ての小中学校の機器を入れ替えるものでございます。

127ページをお開き願います。

款の9、項の4社会教育費、目の3文化財保護費の節の12委託料におきまして、説明欄の一番下の堅志田城跡災害復旧実施設計委託料700万円につきましては、国の重要文化財である堅志田城跡の中心部になりますが、災害復旧工事に係る地質調査及び実施設計の委託料でございます。

131ページをお開き願います。

3つ目の枠の款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の1町単独災害復旧費の節の14工事請負費の緊急自然災害防止対策事業800万円につきましては、町道葛之尾線の局部改良に伴う工事請負費でございます。

132ページをお開き願います。

1つ目の枠の款の11公債費におきましては、町債償還元金が前年度より3,085万3,000円減の10億4,502万1,000円を計上し、その下の町債償還利子が前年度より621万7,000円増の2,648万5,000円を計上いたしております。

なお、133ページから146ページまでは付属資料となっております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第27号の内容説明を終わります。

次に、議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第28号についてご説明申し上げます。②議案第28号の1ページ目をお開きください。

議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算

令和7年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,606万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入

歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠の款の1、項の1国民健康保険税は、被保険者数、世帯数及び課税標準額の推計値、保険税軽減額及び徴収率の見込額を基に見積もっております。

目の1一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を合わせまして1億8,149万6,000円を計上しております。

一番下の枠の款の3県支出金、項の1県負担金、目の1保険給付費等交付金、節の1普通交付金につきましては、8億6,769万7,000円を計上しております。保険給付に必要な費用を県が全額負担するものでございます。

節の2におきまして、特別交付金として3,827万6,000円を計上しております。

7ページをお開きください。

2つ目の枠の款の5繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、節の1事務費繰入金から節の6財政安定化支援事業繰入金まで、1億72万2,000円を計上しております。

9ページをお開きください。

3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用で、目の1一般管理費、目の2連合会負担金、合わせまして874万5,000円を計上しております。

10ページをお開きください。

3つ目の枠の款の2保険給付費、項の1療養諸費につきましては、医療の給付に要する経費になり、令和6年度における実績等によりそれぞれの区分ごとに推計し、

目の1一般被保険者療養給付費から目の3審査支払手数料まで、合わせまして7億3,182万7,000円を計上しております。

一番下の枠の款の2、項の2高額療養費につきまして、目の1一般被保険者高額療養費、目の2一般被保険者高額介護合算療養費を合わせまして、1億3,836万9,000円を計上しております。

11ページをお開きください。

2つ目の枠の款の2、項の4出産育児一時金につきましては、3人の出産を見込みまして、支払手数料と合わせて150万1,000円を計上しております。

一番下の枠の款の3国民健康保険事業納付金、項の1医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になり、2億523万7,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

1つ目の枠の款の3、項の2後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になり、県の納付金算定により6,052万5,000円を計上しております。

次の枠の款の3、項の3介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になり、県の納付金算定により1,893万円を計上しております。

一番下の枠の款の5保健事業費、項の1特定健康診査等事業費につきましては、受診率目標を61%と設定した上で見積もり、1,009万6,000円を計上しております。

13ページをお開きください。

2つ目の枠の款の5、項の2保健事業費、目の2疾病予防費につきまして、特定健診未受診者の受診勧奨等に従事する会計年度任用職員の人事費をはじめとする疾病予防に関する諸費を1,222万5,000円を計上しております。

15ページをお開きください。

予備費につきましては、歳入及び歳出調整により、548万4,000円を計上しております。

以上で、議案第28号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

次に、議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第29号につきましてご説明申し上げます。システム内の②議案第29号をご覧ください。

議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算書の1ページをお開き願

います。

議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算

令和7年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

なお、予算の詳細につきましては、歳入歳出予算の事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず一番上の枠でございます。2の歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1利子及び配当金の土地開発基金利子としまして2万円を計上いたしております。

また、次の枠の款の2繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金の前年度繰越金1,000円は、科目存置として計上いたしております。

次に、2つ目の枠の3の歳出でございます。

款の1諸支出金、項の1土地開発基金費、目の1土地開発基金費の節の27繰出金の土地開発基金利子繰出金としまして2万円を計上いたしております。

また、次の枠の款の2予備費の1,000円は、科目存置として計上いたしております。

以上で、議案第29号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第29号の内容説明を終わります。

次に、議案第30号、令和7年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第30号についてご説明申し上げます。⑥議案第30号をご覧ください。

令和7年度美里町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第30号、令和7年度美里町介護保険特別会計予算

令和7年度美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,341万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料につきましては、令和6年度の介護保険料の賦課状況などを参考に、前年度から321万円多い3億1,496万7,000円を計上しております。

3つ目の枠、款の3国庫支出金から、7ページの4つ目の枠、款の5県支出金までは、それぞれの歳出側の保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの交付率に応じた金額を計上したほか、保険者機能の強化や自立支援、重度化防止、保険運営の安定化等の取り組みの評価に基づくものに対して交付される金額を計上しております。

8ページをお願いいたします。

款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金につきましては、歳出側の款の2保険給付費総額の12.5%に当たる2億2,357万9,000円が一般会計の法定負担分でございます。

以下、目の2から目の5につきましては、それぞれ歳出に対応した一般会計の法定負担分及び事務費に対するものでございます。

2つ目の枠、款の7繰入金、項の2基金繰入金、目の1介護給付費基金繰入金の600万円は、介護保険料の月額保険料の基準額算定において基金繰入金を活用しているためでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費から、12ページの1つ目の枠、項の4計画策定委員会費までは、事務費に係る歳出予算となっております。

11ページにお戻りいただきまして、2つ目の枠、項の3介護認定調査費、目の1介護認定調査費、節の18負担金、補助及び交付金で、宇城広域連合負担金は前

年度より 450万4,000円の増額で、宇城広域連合介護認定審査会の要介護認定支援システムのシステム標準化による影響でございます。

12ページの2つ目の枠、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費の目の1介護サービス等給付費につきましては、16億8,324万円を計上しております。サービスごとの金額は右側の説明欄のとおりでございます。

なお、前年度当初と比較しますと、説明欄の上から2番目の地域密着型介護サービス給付費、5番目の居宅介護住宅改修費を除けば全てが減額となっています。

13ページをお願いいたします。

3つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費及び14ページの1つ目の枠、款の2一般介護予防事業費までは、前年度同様に実施する各事業に必要な所要額を計上しております。

14ページから15ページにかけての款の3地域支援事業費、項の3包括的支援事業・任意事業費、目の1地域包括支援センター運営費につきましては、節の12委託料におきまして、センター職員に係る人件費や事業用車両等の経費として3,396万7,000円を計上しております。

新規事業としましては、15ページの目の2任意事業費の節の12委託料において、熊本県国民健康保険団体連合会による医療情報、医療給付実績と介護情報、介護給付実績との突合審査により、医療と介護の同時算定のある不適正な請求分をチェックし、事業所に内容確認の上、過誤処理まで行うものとして、医療情報突合処理業務委託料（適正化事業）2万2,000円を計上しております。

最後に、16ページをお願いいたします。

一番下の枠の款の7予備費につきましては、105万5,000円を計上しております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

次に、議案第31号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第31号についてご説明申し上げます。②議案第31号の1ページ目をお開きください。

議案第31号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億826万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入

歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠、款の1後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算により1億2,527万4,000円を計上しております。

3つ目の枠、款の3繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金につきましては、歳出における総務費の一般会計費及び徴収費分を繰り入れるものであり、193万9,000円を計上しております。

目の2保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものであり、7,941万1,000円を計上しております。

次の枠、款の4繰越金につきましては、令和6年度の実績見込額から繰越額を試算、計上しております。

6ページをお開きください。

1つ目の枠、款の5諸収入、項の2償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金につきましては、歳出予算の保険料還付金の財源として、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものであり、10万円を計上しております。

7ページをお開きください。

3、歳出でございます。

一番下の枠の款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療広域連合の医療給付の財源として納付するもので、歳入の後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金、延滞金を合わせて2億468万6,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

1つ目の枠、款の3諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の1保険料還付金につきましては、昨年度と同額の10万円を計上しております。

予備費につきましては、歳入及び歳出調整により、153万8,000円を計上

しております。

以上で、議案第31号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

次に、議案第32号、令和7年度美里町生活排水事業会計予算並びに議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算を続けて内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第32号についてご説明を申し上げます。システム内の②議案第32号をご覧ください。

議案第32号、令和7年度美里町生活排水事業会計予算

総則、第1条、令和7年度美里町生活排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、水洗化人口80人。第2号、年間公共浄化槽設置基数40基。第3号、主要な建設改良事業、浄化槽市町村整備推進事業6,138万9,000円を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費291万5,000円及び賃借料134万円の財源に充てるため、企業債420万円を借り入れる

収入、第1款浄化槽事業収益2億3,843万6,000円を見込んでおり、収益的収入の内訳、第1項営業収益及び第2項の営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

支出、第1款浄化槽事業費用2億102万円を見込んでおります。収益的支出の内訳、第1項営業費用から第4項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,284万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,284万6,000円で補填するものとする。）

収入、第1款資本的収入5,003万9,000円を見込んでおり、資本的収入の内訳、第1項企業債から第3項の受益者分担金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

支出、第1款資本的支出8,288万5,000円を見込んでおり、資本的支出の

内訳、第1項建設改良費から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業。限度額3,220万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費1093万8,000円。

他会計からの補助金、第9条、生活排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,234万4,000円である。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

令和7年度美里町生活排水事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の予算書でございます。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。

なお、内容につきましては、14ページと15ページにあります、令和7年度美里町生活排水事業会計予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

まず、収益的収入の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1浄化槽事業収益の1営業収益の目の1、節の浄化槽使用料を7,392万3,000円と見込み計上しております。

次に、2営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金9,234万4,000円を計上しており、収益的収入の浄化槽事業収益合計の2億3,843万6,000円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1浄化槽事業費用の1営業費用の目の1浄化槽費の節の委託料としまして、浄化槽清掃管理委託料1億89万9,000円。下の枠の節の手数料としまして、浄化槽法定検査料773万3,000円を計上し、収益的支出の浄化槽事業費用合計の2億102万円の支出を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

資本的収入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

款項の1資本的収入の2国庫補助金は、40基設置を見込み、1,803万9,000円を計上し、資本的収入の合計を5,003万9,000円と見込んでおります。

次に資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1資本的支出の1建設改良費の目の1浄化槽整備事業費の節の工事請負費では、浄化槽設置工事として6,007万8,000円、浄化槽を設置する際の附帯工事費として50万円を計上し、合計の6,057万8,000円の支出を見込み、資本的支出合計8,288万5,000円の支出を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3,284万6,000円の対応につきましては、令和7年度美里町生活排水事業会計予算の第4条で説明したとおりでございます。

なお、6ページから13ページにつきましては、財務諸表資料及び職員給与関係の付属資料を添付しておりますが、11ページから12ページにおきましては、令和7年度の財務諸表資料を示すために、令和6年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号についてご説明を申し上げます。㉙議案第33号をご覧ください。

議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算

総則、第1条、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、給水戸数1,928戸。第2号、年間総給水量52万6,337立方メートル。第3号、1日平均給水量1,442立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、中央北地区簡易水道事業新設工事7億8,600万円を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の委託費269万5,000円及び賃借料181万2,000円の財源に充てるため、企業債450万円を借り入れる。

収入、第1款水道事業収益3億175万3,000円を見込んでおり、収益的収

入の内訳、第1項営業収益及び第2項の営業外収益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

支出、第1款水道事業費用 2億6,591万3,000円を見込んでおり、収益的支出の内訳、第1項営業費用から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,485万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,485万円で補填する。）

収入、第1款資本的収入 8億3,238万4,000円を見込んでおり、資本的収入の内訳、第1項企業債及び第2項の他会計補助金につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

支出、第1款資本的支出 8億8,723万4,000円を見込んでおり、資本的支出の内訳、第1項から第3項の予備費につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業及び新規拡張事業。限度額 7億9,600万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費 5,342万8,000円。

他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,553万7,000円である。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

令和7年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出の予算書

でございます。

6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の予算書でございます。

なお、内容につきましては、16ページから18ページにあります令和7年度美里町簡易水道事業会計予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、収益的収入の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1水道事業収益の営業収益の目の1給水収益、節の水道使用料を8,878万8,000円と見込んでおります。

次に、項の2営業外収益の目の2他会計補助金、節の一般会計補助金は8,553万7,000円を計上しており、収益的収入合計の3億175万3,000円の収入を見込んでおります。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款項の1水道事業費用の営業費用の目の1原水及び浄水費の節の光熱水費につきましては、原水・浄水施設の電気料としまして、1,038万8,000円を計上しております。

次に、目の2配水及び給水費、節の光熱水費につきましては、排水・給水施設の電気料としまして219万1,000円を計上しております。

次に、目の4総係費におきましては、主に職員の給料及び手当等を計上しております。

17ページをご覧ください。

同じく目の4総係費の節の委託料の主なものとしまして、水道施設管理業務委託料1,588万5,000円は、美里町簡易水道施設の維持管理等の業務委託費として計上しております。

次に、総務省から要請のあっている簡易水道事業の経営戦略策定業務委託料としまして600万円を計上し、委託料合計の2,787万9,000円を計上しております。

次に、節の修繕料につきましては、漏水修理及び緊急修理対応等を見込んで362万2,000円を計上しており、収益的支出合計の2億6,591万3,000円を見込んでおります。

18ページをご覧ください。

資本的収入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

款項の1資本的収入の企業債につきましては、簡易水道事業債、過疎対策事業債を合わせまして、7億9,600万円を予定しており、項の2他会計補助金の目の

1 他会計補助金、節の一般会計補助金につきましては、3,638万4,000円を計上しておりますが、この一般会計補助金につきましては、基準内繰入額を見込んでおりますので、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算の第9条の他会計からの補助を受ける金額には含まれておりません。資本的収入の合計としまして、8億3,238万4,000円を見込んでおります。

次に、資本的支出の主なものについてご説明を申し上げます。

款項の1資本的支出の建設改良費の目の2建設改良費の節の工事請負費の水道布設替工事費につきましては、国道445線付近の農業用水の特定管布設替工事の予定としまして、8,100万円を計上しております。

次に、目の4新規拡張費の節の委託料、中央北地区簡易水道事業測量設計業務委託として3,600万円を計上し、中央北地区簡易水道事業新設工事費としまして7億5,000万円を計上し、資本的支出合計の8億8,723万4,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,485万円の対応につきましては、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算の第4条で説明したとおりでございます。

なお、7ページから15ページにつきましては、財務諸表資料、職員給与関係の付属資料及び債務負担行為に関する調書等を添付しておりますが、13ページから14ページにおきましては、令和7年度の財務諸表資料を示すため、令和6年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しております。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第32号並びに議案第33号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定しました。

明日4日火曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後3時34分

第 2 号

3 月 4 日 (火)

令和7年第1回美里町議会定例会議録（第2号）

令和7年3月4日（火）
午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番

- (1) 6番 坂田竜義議員
- (2) 2番 平野保弘議員
- (3) 3番 吉住淳一議員
- (4) 9番 今田政行議員

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	社会教育課長	長井一浩君
学校教育課長	中川幸生君	会計課長	島田昌臣君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告があっておりまますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

6番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 6番、坂田でございます。今回は一応4項目質問を予定しております。

1つは新年度の町予算について。2点目は中学校の在り方に関するアンケート調査結果について。3点目が地域公共交通計画について。4点目が合併20周年記念事業について。以上4点、順次お尋ねをいたします。

12月の議会におきまして、私を含めまして数名の議員から町長4期目の公約、抱負、課題等についてお尋ねをいたしております。その中で、何に一番重点を置くかということでお尋ねしておりますけれども、人口減少のスピードをいかに緩やかにするかということに注力をすると、そのために中央北地区の水道整備、上水道の整備、あるいは宅地開発、そういうものに力を入れると。そういうことが重点にやりたい。もちろん、ほかにも項目はございますけれども、そういうことで聞いておるところでございます。

そういう4期目の公約を受けて新年度予算にその公約がどのように位置づけられておるのか、まず1点お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 私は4期目の公約といたしまして「人口減少のスピード緩和」を掲げさせていただいたところでございます。

その主要施策といたしまして、「宅地開発」「中央北地区での確実な水道整備」そして「企業誘致」の3点に重点的に取り組む旨を、先の12月定例会でお答えをさせていただきました。

しかしながら、「人口減少のスピード緩和」を達成するためには、この3点だけに取り組んでおけばいいのかというと、そうではないと思いますし、併せて子育て

政策や公共交通問題、そして移住・定住助成など多角的かつ広範囲に取り組んでいくことで、人口の流入増と流出減、そして出生率の増加などによって「人口減少のスピード緩和」を達成できると考えております。

そこで令和7年度の予算につきましては、中央北地区での確実な水道整備費用に7億5,000万円を計上いたしております。

また、宅地開発に関連した予算といたしまして、旧有安工業団地跡地及び中央北地区の開発に係る「まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料」といたしまして、1,400万円を計上しております。

また、旧有安工業団地跡地を宅地として開発していくに当たり、区域内の道路計画を作成するための詳細設計及び用地測量費用といたしまして、1,800万円を計上いたしております。

そのほかにも町民の方の結婚、それから妊娠・出産・子育ての希望を実現しやすい環境づくりとして、こども医療費助成事業や出生児祝い金の給付、保育料の完全無償化、出産・子育て応援給付金への上乗せ補助、小中学校給食費の半額補助など経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、安定した雇用の創出や地域の活性化を図るまちづくりを推進することで人口減少のスピード緩和を図り、地域コミュニティの再生を目指してまいります。

このような取り組みを通じて、持続的な振興・発展につなげ「住みよい美里町」・「選ばれる美里町」の実現を目指します。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 1点ちょっとと言われたかもしれませんけど、いわゆる移住・定住促進助成金ということで、隣の甲佐町では最大100万円の支給があっておりますが、ほかのこども・子育て政策については非常に本町は先進的な取り組みをされているということはよく分かりますけれども、このこういった近隣の市町村でやっているところで、うちでできていない部分ですね、これは今度どうなってますかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃるように、今回、新年度予算には計上いたしておりませんけども、議員がおっしゃいますように、その施策、ほかのところでやっておりますけど、非常にいい施策だと思っています。今どういう、例えば地域内の工務店を使っていただければ、これだけの補助を出しますよと。地域外だったら少し下がりますよとかですね、こどもがいたらどれくらいですよとか、そういうのを今仕組みづくりを行っていこうというふうに検討を進めているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 非常にいい制度ですので、ぜひ実現できるようにお願いしておきたいと思います。

続きまして、地方財政計画の収支の特徴点についてお尋ねをいたします。

特徴的な過去最大の規模の財政健全化の両立ということで97兆100億円の地方財政計画総額になっております。特徴的には、特に臨時財政対策債がゼロになつたとかですね、いろいろ特徴がございますけれども、この収支の特徴点、特に本町に関わる部分についてですね、どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

令和7年度の国の地方財政計画の概要につきましては、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保するとされており、前年度より1.6%増の額となっております。

そこで国の財政計画を受けまして、本町では、歳入面で町民税を令和6年に実施されました定額減税が終了したことを考慮し、前年度より3,421万円の増の2億9,314万1,000円に、また普通交付税を前年度より5,865万9,000円増の33億285万9,000円を計上いたしております。

さらに、地方特例交付金につきましても、これも定額減税が終了したことを受けまして、前年度より1,309万1,000円減の351万3,000円を計上いたしております。

一方、歳出面では、人件費が人事院勧告等により、給与の改定等により2,534万2,000円増の、12億3,619万8,000円を計上いたしております。

また、「こども・子育て施策の強化」につきましては、今年度も、妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応などを強化し、全ての妊産婦や子育て世帯など一体的に相談支援を行ってまいります。

令和7年度の新規事業としまして、家事や育児に不安を抱える家庭を支援するため、訪問支援員が悩みを傾聴し支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施します。委託料として135万円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、3点目のデジタル田園都市国家構想事業と地方創生交付金はどう違うか、地財計画上の位置づけはどうかということでお尋ねですが、まずこの地方創生について、今の総理大臣が初代の地方創生担当大臣とい

うことで 10 年ぐらいになりますか、始められまして、結局内閣が替わるたんびに呼び名が変わるもんで、非常に紛らわしくなるわけですが、岸田内閣のときには、デジタル国家構想云々ということで変わりましたし、今度また石破さんになって新しい地方経済生活環境創生事業とかですね、新しい呼び名になっております。そういうことで、この岸田内閣で言われましたデジタル田園都市国家構想事業、費目は予算上残っておりますけども、新たにこの石破内閣になって、新たにこのつくられました地方創生交付金ですね、地方創生交付金も地方創生交付金と新しい地方経済生活環境創生事業費とかですね、何か、どこが、どっちかどうかなって、迷うような言葉が幾つも出てきますので、そのあたりをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

地方創生は、平成 26 年のまち・ひと・しごと創生法の施行により取り組みが本格化したもので、これまで地域が抱える多種多様な課題に自治体が主体的に取り組み、様々な事業を展開してきたところでございます。

予算面では、平成 26 年に「地方創生先行型交付金」が創設され、自治体の自主・主体的な取り組みで先導的なものを支援することとされました。その後、平成 27 年には「地方創生加速化交付金」、平成 28 年には「地方創生推進交付金」と形を変え、平成 28 年には「地方創生拠点整備交付金」が創設されるなど、地方創生の取り組みを交付金で支える仕組みが整えられてきました。

その後、地方創生の取り組みを、デジタルの力を活用して、さらに継承・発展させていくことを目的として、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設され、交付金の種類は「デジタル実装タイプ」「地方創生推進タイプ」「地方創生拠点整備タイプ」「地方産業構造転換インフラ整備推進タイプ」の 4 つに再編されました。

さらに、昨年 12 月には、地方創生 10 年の取り組みの総括を踏まえ、人口減少下においても国の成長力を維持し、持続可能な社会を創っていくための基本的な考え方「地方創生 2.0」が決定されました。

予算面では、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、令和 6 年度補正予算として 1,000 億円が計上されています。

この改正によって、交付金の種類は「第 2 世代交付金」「デジタル実装型」「地域防災緊急整備型」「地域産業構造インフラ整備型」の 4 種類に再編されております。

地方財政計画上の位置づけとしては、令和 7 年度地方財政計画において、新しい

地方経済・生活環境創生事業費として1.2兆円が計上されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） よく分かりませんが。とにかく新しい地方経済生活環境創生事業費の中の地域デジタル推進ということの部分については1兆円ということで、これは変わっておりませんが、新たにこの地方創生2.0の中で新しい地方創生生活環境創生交付金というのが1,000億円から2,000億円に倍増されたというようなことでございます。

そのそれぞれ、この新たな、名前は変わりましたけども、中身は変わっとらんと思いますが、それぞれ町の事業として位置づけをされているということあります。

もう一つは、地方財政計画上の位置づけということでございますけれども、デジタル田園都市国家構想事業費というのが、昨年の地方財政計画の中でも、もちろん文字づらとしては出ておりますけれども、明確なこの位置づけが見えてこないというのが識者の評価でございました。なぜかというと、中期的には、例えば公共交通政策の充実とか、地域人材の確保とか、そういったことを踏まえて一般行政経費の通常の単独分として移行させるべきだということで指摘がされておりました。その部分が今度、恐らくされてないかなというふうに感じるところでございます。

続きまして、4点目ですが、いわゆる103万円の壁の引上げに伴う影響額についてお尋ねをいたします。

103万円というのは、もう特定扶養控除の103万円ということですけども、103万円を超えると扶養から外れるということが103万円、それから130万円というのがありますね、これは第3号被保険者から外れるということで、いわゆる扶養に入っとった配偶者等が130万円を超えると、第3号被保険者から外れる。これが130万円。そして106万円というのが、106万円というのは新たに社会保険に加入するかどうかの、この線引きの金額が106万円と、非常に煩わしいわけですが、この103万円の壁については、現政権と維新の3党の協議によって、最高160万円ですか、そして所得制限をつけるということで一定の合意がされて予算の修正が出されているというのが昨今の状況ですが、この変わってから、すぐ幾らかって聞いても分かりませんでしょから、まず103万円、あるいは冒頭から言っておりました178万円になった場合は、副町長がどこかの場で説明をされましたけれども、このあたりが町への影響額として、分かる範囲でどうなっているかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

いわゆる「103万円の壁」の引上げにつきましては、所得税における基礎控除48万円と給与所得控除55万円の合計額である103万円を178万円に引き上げるよう国民民主党が主張しているものであります。令和6年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定され、地方税につきましては、給与所得控除の55万円の最低保証額を65万円に10万円引き上げ、令和8年度分の個人住民税から適用する内容となっております。

また、政府与党は、この控除枠のさらなる拡大について合意し、修正案を取りまとめたところでございますが、国会においては、現時点では関連法案は成立はしておりません。

この103万円の壁の引上げによる町民税への影響でありますと、仮に国民民主党の主張どおり、控除額が75万円引き上げられた場合が約1億2,000万円の減収になると試算をしております。

なお、この試算につきましては、令和6年度課税のデータにより試算したものでありますと、適用年度の前年の納税義務者の収入等の状況により、実際の影響額は変動するものでございます。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

いわゆる議員おっしゃいますように、「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収の影響額につきましては、国の地方財政計画上、2,000億円の減収を見込んでおりましたが、先月末の新聞報道等では約2,100億円弱の報道もあっております。

この年収の壁の見直しに伴う国の減収分（2,000億円）が、本町の地方交付税へ与える影響としまして、（令和6年度の交付額が未確定のため）令和5年度決算ベースで、試算をしましたところ、約3,900万円程度の減収の影響があると見込んでおります。

ただ、地方財政計画上では、地方交付税全体としまして、この減収の影響額を含めましても、前年度より約3,000億円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 大体分かりましたが、石破内閣のこの地方創生、「地方こそ成長の主役」ということで、地方創生2.0ということで言われております。

2024年12月24日に地方創生2.0の基本的考え方というのが策定されまして出されておりました。それを見てみると、2025年の夏に向けて今後

10年間集中的に取り組む基本構想をまとめることになっております。その5本の柱というのが出ておりまして、1つは安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散とか、5点ですね、基本的な考え方として出されております。

そして進捗管理も大きな課題として言われておりますけれど、これまで総合戦略とか、いろんな戦略がまとめられるKPIということで重要業績評価指標ということでおされましたかが、いずれも何かきちんとした業績評価がされたのかなという、ちょっと疑問に思うような尻すぼみになってるようなところも多々見受けられます。そういうことで、この基本構想をつくって、どういったこの目標が達成されたかの評価をきちんとしますよということになっておりますけど、これがきちんとされることを望んでおります。

この基本的考え方っていうのを見てみたけれども、やっぱり特徴的に少しやっぱり変わったところが幾つか出ております。

1つは、片仮名語あれですが、分かりにくいですが、スマートシュリンクということで、これは賢く縮むということで言われますが、人口減少社会で都市機能を賢く縮小していくという考え方方が今度の基本的考え方の柱の1つに出ております。

結局、人口減少というのはどこの自治体も大きな課題なんですが、この人口減少に歯止めをかけるとか、これは実際、待ったをかけるのは難しいですね。結局、合計特殊出生率が2.07以上でないと維持できないと。希望出生率って政府が言ってます1.8でようやくとんとんにいくということで、当面は1.6を目指すとなつますが、現状は1.2ですよね、全国的な出生率の平均は1.2、熊本県は1.4ぐらいです。本町もそのくらいですかね。

そういうことで、なかなか2.07っていうと、目指す、1.8もなかなか難しいんじゃないかというふうに思いますし、やっぱり一定のこの人口減少というのはこれはもうやむを得ないという前提で、どう今後の施策を組み立てていくかっていう視点で今度の基本的考え方は何かいろいろ、少しそのあたりは変わってきてるかなとは思われます。

要するに、そういうことで、人口減少に無理に歯止めをかけるのではなくて、人口減少と共に存し、人口が減っても地域住民のこれも片仮名で、ウェルビーイングというのは、身体的・精神的に安定した状態ということなんですが、ウェルビーイングが向上するような道に向かうべきだという考え方というのが新たに出ております。そういうことで、少し政府の考えも少し捉え方が変わってくるのかなと思いますけども、やっぱりスマートシュリンクっていう新しい言葉が出ておりますように、こういう考え方も一つ、今後の行政を進める上では当然必要なんじゃないかなと、こ

のように思っておるところでございます。

それでは、続きまして、第2点目の中学校の在り方に関するアンケート調査についてお尋ねをいたします。

先日、結果は一応いただいております。中学校の在り方に関するアンケート調査結果ということでいただいておりますけれども、ちょっとこのアンケート調査の資料で、ちょっと1つ確認しておきたいんですが、今までずっと平成26年からの学校規模適正化審議会からのずっと経過についてずっと触れられておりまして、その後、学校統合審議会の答申というところ、ずっと経過が述べられまして、結局、中段に平成30年12月から事実上白紙撤回の状態となっていますと、こういうくだりがあるんですね。ですから、今まで何回も、私以外の議員も何回か学校統合については聞いておりますが、どういう言葉が適當か分かりませんが、私は何年もかけて学校規模適正化審議会、あるいは中学校の統合審議会ということで、正式な場で何年もかけて一定の結論が出たものについて、これは棚上げと、言葉が適當かどうか分からんけれども、そういう扱いかなと思っておりましたら、この事実上白紙撤回の状況になっていますというのは、ちょっとこのあたりは、これ教育長ですかね、ちょっとこのあたりからお尋ねします。どういう考え方でこの白紙撤回っていう考えなのか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） アンケート調査の前段のところに、事実上の白紙撤回という言葉を載せております。平成30年の12月に町長が、その当時の統合については見合わせるというような発言をされて、そのまま事実上、何も進んでいないというのは事実です。ただ、その中で教育に関するいろいろな施策は当然やっておりますし、こどもたちに小規模化が進む中での弊害が出ないような、そういうところはやっております。ただ、現状としましては、表現が不適切な部分があつたのかもしれませんけど、白紙撤回された状況になっているというふうに捉えまして、そういう表現をしたところです。統合に向けて、あるいはそのまま存続の方向に行くとか、別の形での方向性がまだ決まっておりませんので、そういう形で表現させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 町長にお尋ねしますけど、これは今まで冒頭に私が言ったように私は捉えておるんですが、この白紙撤回したということですか。そのあたりちょっと、でないと、また聞く内容が変わってくるもんだから、前提条件が。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 実際、もう今年が、もう平成で言いますと平成37年になります。あのときにもう当時、地域の反対もありましたけども、こどもたちが非常に不安感が強いという結果が出ましたので、ではまだ現時点で統合するべきではないというような結論を出したところであります。それから7年がもう過ぎようとしている中で、統合に関しては全く動いていないというような状況であるのは、もうこれ確かでございます。

それと、当時の議論の進め方は、もう統合一択がありました。例えば、今いろいろ義務教育学校であったり、小中一貫校であったり、いろんな選択肢があるわけでございます。そういう意味では、今後統合を考えるのか、あるいは小中一貫校をつくるのか、義務教育学校にするのか、町の今後のまちづくりも含めて、町のいろんな影響が出るわけでありますので、そういう意味で、そういう意味で、そういうふうには思います。

そういう意味で、白紙撤回がいいのか、ゼロベースでまた考え直すというような考え方方がいいのか、どういう表現が適切かは分かりませんが、私はこれだけ時間も経ちましたし、選択肢も増えてきましたので、ゼロベースで考え直すべきではないかというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 前提条件分かりました。それで、前回の資料も、前教育長のときに分厚い冊子が作られまして、それも今も持ってきておりますけれども、前回のアンケートの分析結果でも詳しく出されております、前回はですね。そういうことで、先ほど言いますように、まず、平成26年ですか、学校規模適正化審議会というのが発足して、27年の10月にその建議書と教育委員会の意見書をつけて町長に出されたと。そして町長はその後、中学校の統合審議会を平成28年の10月に発足させて、平成29年の12月に、まず学校の位置、あるいは統合の時期、学校の在り方について、3点にわたって学校統合審議会の答申がありましたと。そういう状況でございます。

もう詳しく言うと時間がないので、もう言いませんけれども、いろんなその後、町民の座談会とかは、もうかなり各地区でやられておりまして、最終的にそういうことでなかなか賛成が、賛成は6割、保護者の6割はあったけれども、なかなかゴーサインが出なかったというのは今仰ったとおりだと思います。

そういう経過を受けて、新たに今度アンケートを取られましたが、この新たなアンケートの結果を受けて、この結果をどう受け止めておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 今回実施しました、「中学校の在り方に関するアンケート

調査」につきましては、町内の小中学校に通う小学4年生以上の児童生徒と全小中学校の保護者を対象に、中学校の在り方について、どう考えておられるかをお尋ねし、今後の中学校の在り方について考えていく参考とするために実施したものでございます。

アンケート調査の回答率としましては、小学生4年生から6年生の児童数152人に対し、145人の回答で95.4%、中学生は生徒数169人に対し、156人の回答で92.3%の回答率でした。保護者については344人に対し、195人の回答で、56.7%の回答率となっております。

保護者については、小学校と中学校の両方にこどもがいるため、回答率が低くなった要因もあると考えております。

今回のアンケート調査の結果としましては、「統合した方が良い」、「どちらかと言えば統合した方が良い」という選択肢に対し、小学生が25%と29%の計54%、中学生が22%と17%の計39%、保護者が、46%と27%の計73%でした。

また、「統合しない方が良い」と「どちらかと言えば統合しない方が良い」の選択肢については、小学生が21%と12%の計33%、中学生が26%と12%の計38%、保護者が7%と8%の計15%となり、保護者においては統合に前向きな考えが多くなっていると受け取ったところです。

さらに、「統合場所はどこが良いか」との問い合わせにつきましては、意見が分かれましたものの、関連する問い合わせの「希望する場所にならない場合は、統合に反対しますか」という問い合わせに対し、「反対しない」が小学生、中学生とも74%、保護者が76%となっております。

場所については「どちらでも良い」が小学生41%、中学生34%、保護者29%の回答率と合わせますと、場所についてのこだわりは低くなっているものと感じたところです。

しかし、約4分の1が「反対する」という回答でもあり、もしも統合を進めるという場合には課題の一つとなると思っております。

今回アンケート調査を実施した結果、中学校ばかりでなく、小学校も含めた町の在り方について、いろいろなご意見をいただきました。

その中で「こどものことを第1に、そして、将来をしっかり考えて」進めてほしいという保護者の願いを強く感じたところです。

さらに、方向性の決定につきましては、急がなければならぬ部分もあると改めて認識したところでもございます。

先日も教育委員の皆様と義務教育学校での研修も行っております。小中一貫教育

も含めた学校の在り方も模索する必要があると思っております。

今後も継続してこどもたちや保護者、さらには学校や地域住民へも幅広く意見を聞きながら、先進事例、あるいは関係機関・有識者からの情報もいただきながら、慎重に検討してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 前回のアンケートとの違いということで、若干今触れられましたけども、前回は大体6割ぐらいだったですかね、前回よりも少し保護者の関係は増えたということですね。

2番目はもうちょっと省略しますが、その結果を受けて今後どうしますかということなんですが、前回、12月も何人か聞かれておりまして、このアンケート調査結果に基づいて義務教育学校や小中一貫校の情報収集もしながら検討を進めたいとかですね、町長のほうも学校統合、再編問題は非常にデリケートであり、児童生徒の意思、保護者のほうもしっかりと把握して尊重するとかですね、いろいろ答えが出ております。その結果を、いわゆる前回12月の議会で答弁されたことも含めまして、今後の扱いをどうしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎幸仁君） 今回のアンケート調査の結果を基に、すぐに方向性を決めるということはできないものと思っております。いただいたご意見には、統合と存続の両方の要望があり、多数決ということにもならないと思っております。

ただ、できるだけ早い段階での検討の場を設け、協議を重ねてスケジュールを立てたいと思っております。

教育の本質の観点から、児童生徒や保護者、地域住民と十分に協議するという考えも大事にして、こどものことを第一に、そしてその将来をしっかりと考えて進んでいきたいと思っております。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進の取り組みというのも行っており、来年度5年目を迎えます。こどもたちがふるさとのよさを知り、その情報を発信し、愛郷心を醸成する取り組みでもあります。学校の在り方について、小中一貫校方式や義務教育学校等、地域性やその教育環境に応じた本町に合った選択を慎重に行っていきたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 少しまちづくりと絡めた観点からもお答えをさせていただきます。

学校の再編と町の将来計画というものをやっぱり関連を持たせる必要があるというふうに考えております。例えば、これから先、美里町において人口流入、先ほど

人口減少緩和の話をしましたが、人口流入が増える可能性があると思っておりるのはこの中央北地区でありまして、現在多くの予算を通じて水道の整備を行っております。そのように人口が増える要素がある地域から学校がなくなると流入スピードの鈍化や地域の魅力度低下、こういったものが懸念されるところです。

また、面積も広く急激な人口減少が続く地域では、逆によりどころである学校がなくなることは、今度は地域の衰退に拍車をかけることになるのではないかと非常に危惧をしているところでございます。

また、どこかに新しい校舎を建てることも現在の町の財政力では簡単に進められる話ではございません。

このような状況でございますので、こどもたちとまちの将来にとって何が最良の選択かしっかりと議論し直し、統合や再編、通学手段などにも制限をかけず、よりよい方向性を導き出すべきだと考えております。

前回の中学校統合に関する一連の議論の際は、保護者であったり地域への説明が不足したまま話が進んでしまった感が否めません。また、当時の対象児童生徒の不安が大きくなってしまったことも、途中での経過報告などの不足が原因かもしれません。

今後様々な議論がなされる中で、保護者や地域、そして児童生徒へ丁寧かつ迅速な説明や報告を行う必要を感じているところでございますし、保護者や地域を巻き込んだ議論を進めていくべきだと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 言われるよう、まちづくりと密接な関係があるというふうに思います。我々もあちこち、玄海町も義務教育学校、それから県内でも高森とか山江とか、最近直近では産山村とか、あるいは隣の山都町でも、山都町も旧町ごとに3つ、蘇陽、清和、矢部、義務教育学校を3つ作るということですかね。そういうことで、それはそれでいいと思うんです。ですから、せっかくアンケートを取って、いろいろ検討していきますよというのは分かるけれども、前の適正化、学校規模の適正化審議会とか、統合審議会とかも、それはもう今さら、もう白紙になったか何か、それはもう別にして、新たにやっぱりそういう住民を巻き込んだ、今言われたような協議機関というか、審議会です、名前は別ですよ、そういう協議機関をきっちり立ち上げて、やっぱり今言ったような、私は義務教育学校ってしたほうがいいかな、それを1つ作るか、2つ作るかは別にして。そういう町民の総意に基づいた考え方の整理を早急にしていただきたいと思うんですよ。ずっとこれを棚ざらししていたまま行くよりも、もう仕切り直しをするなら仕切り直しをして、新たに協議機関を設けて、別に期限を切る必要はないけれど

も、できるだけ早い時期に結論を出してやっていくということでないと、なかなかもう励徳小学校は、この4月は入学者は2人なんですよ。砥用小が12、中央小が17、砥用中が26と中央中が27ということで、もう生徒の数が、もうこれもずっと減っていってますし、励徳小についてはもう複式が当たり前のような状況になっておるのでですね。結局、今は確かにICT機器が備えられて非常に教育環境整っておりますけれども、やっぱり今から学校に、今保育園の人とかですね、やっぱり自分の子どもが行くときには、もう1人しかおらんとか、ある人から言われました。そういうことでは、なかなか実際問題、やっぱりいろいろな問題が出てくるというふうに思いますので、早急に協議機関等を設けていただいて、きちっと協議を進めていただくようにお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、この地域公共交通の関係でお尋ねいたします。

まず、平成29年度策定の地域公共交通網形成計画等の関連経費は総額で幾らぐらいだったのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

「地域公共交通網形成計画」は平成29年当時の法律で地域公共交通の“マスタープラン”とされていた計画であり、本町では議員ご指摘のとおり平成29年3月に策定をしております。

同計画を策定するに当たり、客観的な手法によるニーズの把握、アンケート調査のクロス集計、運行経路、運行ダイヤの策定、必要となる機材や人員の数量の算出等について、専門的な知見が必要であるということのため、コンサルタント業者に業務発注しており、委託費として平成28年度決算額ベースで1,046万7,600円の支出をしております。

また、マスタープランである「地域公共交通網形成計画」に対し、その“アクションプラン”に当たる「地域公共交通再編実施計画」について、同様に平成30年度に専門業者に業務発注しており、決算額ベースで529万2,000円を支出、両計画合わせて2年間で1,575万9,600円の支出となっております。

本計画に基づき、平成30年度から美里バスを運行開始しており、今年度で7年目となります。

美里バスの運行に関しましては、これまで延べ約9,000人の皆様にご利用いただいておりまして、住民の皆様の日常の交通手段として一定の認知をいただいているものと認識しております。

一方で、新しい地域公共交通計画策定のために今年度実施した町民アンケートの

結果を見ますと、前日までに事前予約が必要なことや、乗降場所が制限されていること、乗り継ぎが必要なことなどについて、改善の要望をいただいております。

そういった声も踏まえながら、現在、美里町公共交通活性化協議会において、地域公共交通としてどのような形が最適解であるのか、限られた財源やリソースの中で、どこまでできるのか、有識者や交通事業者の皆様と議論を重ねております。

また、来年の下半期からは、新しい地域公共交通の導入に向けた実証実験を行い、その結果を受け、新しい体系に移行していくこととしているところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今言われましたように、前日の3時までに予約をせないかん、乗らないときも断りの電話を入れないかんとか、いろいろ、やっぱ少なくなった理由の一つだろうと思います。結局、前、平野議員が尋ねたときにグラフを作つておりまして、福祉バスのときは最高で1万人を、年間ですね、1万人を超える利用者でございました。ずっとだんだん減って、平成29年に6,000人ちょっとになっております。美里バスになってから、ずっともう、コロナももちろんありましたけれども、最初の年は2,000人ちょっと、3,000人か、それからずっと2,000人台がずっと続いてきております。2,000人っていうのは、毎日何人かで計算しましたら、大体毎日7人か8人か、そういう人数ですよ。だけん、言うならば、それだけ利用が少なくなった時点で、もう、車は急に止まれないじゃないけど、やめられないかもしだれんけども、やっぱり、7人か8人ならですよ、全部タクシーでやったほうがよっぽど安上がりで、素人でも分かりますよね。だけん、やっぱもう、もうそれだけもう、せっかく大きな金をかけて、先ほど言わましたが、結局、美里バスはランニングコスト、年間2,000人ぐらいの利用客でもランニングコストが1,500万円からいろいろ前後かかっておりましたというのをこの前、答弁があつておりました。そういうことでいって、今度はゼロベースで見直しますよということなんですが、結局物すごい、今度の当初予算でも、ちょっと見てみると3,600万円ですか、地域公共交通計画策定委託料が580万円、それから地域公共交通の実証運行車両購入費が1,050万円、地域公共交通の実証運行委託料が2,034万円ということで、大きなお金が今度当初予算で計上されております。もちろん国からの助成金が1,900万円ほどですか、あるとはいうことになっておりますけれども、やっぱ大きなお金をかける割には、非常に効果が出てないというふうに思いますので、今後そういう大きなお金を使う以上は、やっぱり効果の出るような方法をぜひ取ってもらいたいと、このように考えております。

今回、2回座談会がございました。私も2回参加しました。砥用のほうでは、1回目は平野議員と私、2回目は私だけでした。2回目は5人でした。1回目は10人。執行部の数を入れて上げ底で報告してあるから19人になつたけど、実際は1回目は10人、2回目は5人だったんですよ。嘱託は参加者ゼロ、もうそういうことでは何のために座談会してゐるのかも分からないと私は思います。ですから、こういうような座談会はもうせんほうがいいと。ただ、前回貴重な意見がありましたのは、実際バスを運行している運転手の方が来ておられまして、もうつぶさにお年寄りから意見を聞いておられるから、全部をお年寄りの代弁のようなして、いっぱい意見がありまして、非常に濃い意見がありました。非常にこれはよかったです。

ですから、お年寄りもサロンの会場に何か所か出かけて行って聞いたとか、それは報告ありました。ただ、今はサロンも非常に参加者が少ないんですよ。結構サロンの会場まで行く足がないって、送り迎えするなら別ですよ。今度は移動販売車が行くようになって、少し増えたかどうかは分かりませんけれども、とにかくサロンに集まつたところ何か所か行つたって、それはそれでいいです。だけん、あとはいかに町民の声を聞くかという方法をやっぱりもうちょっと工夫していただきたいと思います。

せっかく嘱託とか、区長さん方の手当を出していますし、昼間に区長会とかある中にやっぱ出かけて行ってそこに時間を取つて説明するとか、あるいは民生委員の会議に出かけて行って話をするとか、やっぱりいろんなそういう工夫をして、やっぱりこれだけ、できるだけ多くの意見を集めましたという形を作らないと、何か、ただコンサルに丸投げして、お金を丸投げして、計画は作りましたって、何百万円でできましたって。それじゃあ、ちょっととかんて思うとですよね。ですから、ここあたりもう少し工夫をしていただいて、意見を聞く方法というのを、やっぱりもう少し考えてやつていただきたい。

そして3点目も同じですが、広く町民の意見集約ちゅうのは、もう少しやっぱりいろんな公の会議をやっぱり30分、40分利用して、やっぱりこちらの提起をして意見を求めるとか、いろいろそういう工夫をしていただきたいと思います。この2、3併せて、どうお考えかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 2、3まとめてお答えをさせていただきますが、もう議員が仰るとおりだというふうに思います。帳面消しのですね、座談会、座談会というか意見を聞くような会であれば、もうそもそもする必要はないわけでありますし、あとは、やっぱり使われる方々とか、今実際運転はされてるけども将来、車に乗らなくなるよということで、危機感を持っていただいてですね、やはりもう少し

やっぱり住民の皆さんにも興味を持ってもらいたいなというような思いもありますので、やっぱりそういう呼びかけもしていくべきではないかなというふうに思います。

また、仰ったように、いろんな会合とかにも出て行って、話を聞く、そういうところをしっかりと今後やっていきたいというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） ここに山都町の地域公共交通計画と甲佐町の資料も持っておりますが、中身はもう時間がないので言いませんけれども、先日、副町長も行かれましたが、智頭町ですね、鳥取の智頭町というところに行きました、この「のりりん」という、これは非常に私はうちの町に合うような方法じゃないかなと。要するにA Iを利用した乗合いタクシーということで、非常にもうこういう世界になってるでしょう、今A Iを利用して。ですから、コンサルに、プロポーザルで任せてお金をこうやって使って、計画策定料も委託料払ってしますよって、それから結論がどうなるか分からんけれども、ある程度その結論をリードするというか、せっかくあちこち見に行ってますので参考になったところはいっぱいありますのでね、できればそういうことを、今までの見ていったところの成果がつながるように、そういうところも生かしていただきたいと、このように思っております。

ですから、それに、この法定協議会になっとるそうですが、活性化協議会というのが、何回か開かれておりますが、今後その運用はどうしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 活性化協議会の今後の運用につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」の規定に基づき、平成28年7月にこれは設置をしたものでございます。

この協議会は地域の交通事業者や住民代表、九州運輸局などをメンバーに、地域特性や公共交通の現状、将来像などを明らかにし、地域公共交通の在り方を検討する法定協議会です。

地域公共交通計画の策定、実証運行の運行許可申請などについてお諮りするため、あるいは変化する住民ニーズに対応していくために、今後も継続的に開催をしてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 今、私の意見は言いましたが、要するに使い勝手のいい、住民にとって使い勝手のいい公共交通機関になるように、ぜひ取り組みをお願いし

ておきたいと思います。

最後に、あまり時間がなくなりましたが、合併20周年記念事業についてお尋ねをいたします。

まず、時間がないので、もうまとめてお答えいただきたい。

事業項目ごとの決算、それから項目ごとの総括検証、3点目の関係人口、交流人口の拡大への取り組み、これについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、合併20周年記念事業にかかる主な事業の決算でございますが、まず、令和5年度事業では、「合併20周年記念ロゴマーク」の作成及び「町歌の作成」を行っております。

また、令和6年度事業としましては、「鼓童の公演」、「ランタンフェスティバル」あと「合併20周年の記念式典関係」とその後の講演会と「アタック・ザ・日本一」関係の記念イベントの事業をやっております。

以上、6項目の事業の決算総額としまして2,332万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 項目ごとの総括・検証でございますが、「合併20周年記念ロゴマーク」あるいは「町歌」、非常に好評なものができたんではないかと思います。

また、太鼓芸能集団によります「鼓童」の公演、こどもたちも非常にいい体験ができたというふうに思いますし、町民の皆さんも喜ばれたのではないかというふうに感じます。

また、武田鉄矢さんによるトークショーも370名の参加があったところです。

そして、「アタック・ザ・日本一」、これに関しましては、今回、タイムアタックレースを復活させましたが、当日は270名ちょっとの参加であったということです。ただ、来られた方々は美里の自然や食を楽しんで帰られたんじゃないかなと思います。

そして、「ランタンフェスティバル」ですが、当初見込み2,000人でしたんですが、5,000人以上のお客さんが来られて、非常に大盛会だったなというふうに感じたところです。

合併20周年の冠をつけた様々なイベントを開催したところですが、総じて好評かつ成功裏に終わったんではないかと考えております。

ただ、文化センターひびきでのイベントでは空席があつたり、アタック・ザ・日本一は、マンネリ感がちょっと否めず、参加者数も伸びないということが非常に残念に感じたところでございます。

それを受け、関係人口、交流人口の拡大の具体策でございますが、外から関係人口、交流人口ですので、町内外からの来場者が多い2つのイベントについてお答えをしたいと思います。

まず、アタック・ザ・日本一です。

これに関しましては毎年参加していただけるリピーターの方や、1年に一度のイベントを楽しみに、遠く県外から参加される方もございまして、美里町を象徴するイベントとして、関係人口の創出に大きな影響を与えてきたと考えております。

昨年は一部タイムアタックレースを復活させましたが、マンネリ感はやはり否めず、参加者は最盛期と比べ大幅に少なくなってきております。今後、このマンネリ感を払拭できるような新しい付加価値を加え、少しでも多くの方々に参加していただけるよう、インスタやフェイスブックなどのSNSも駆使しながら、関係人口、交流人口の拡大に努めてまいりたいと思います。

そしてランタンフェスティバルなんですが、来年度以降、開催の在り方について実行委員会の場で議論していくこととなっております。今回、一連のイベントの中で最も来場者が多く、たくさんの方々に感動を与えることができたイベントだと思っておりますので、この成功を一過性のものとせず、さらなる関係人口、交流人口の拡大につなげていけるよう、しっかりと議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 特に、ランタンフェスティバルについて私も参加しましたけれども、びっくりするような人数が集まっていたということでございまして、ただ、いろいろSNS、いろんな媒体を通じて宣伝した結果だろうと思いますけども、せっかくあれだけ集まっておられますので、今後のいろんな今後行われる町の行事等にも、やっぱりできるだけ参加されますように、いろんな手立てを講じていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分とします。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど行われました一般質問の中で不適切な発言があり、6番、坂田竜義議員より発言の訂正について申出がありましたので、説明を求めます。

6番、坂田竜義議員。

○6番（坂田竜義君） 先ほど行いました私の一般質問の中で、サロンの参加者の送り迎え云々というところで、足がないという表現をいたしましたので、不適切でありますので訂正をいたします。意味は交通手段がないという意味でございますので、そのように、よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 孝君） 一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘議員の一般質問を行います。平野保弘議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い質問をいたします。

本日は1番目に、農業・農村の振興について。それから2番目と3番目は順番をちょっと入れ替えさせていただきます。2番目に自治体基金の現状について。3番目にふるさと納税の取り組みについて。4番目に相続登記の義務化について質問をいたします。

まずは農業・農村の振興についてですが、農業・農村の振興といいましても、主に中山間地の抱える問題について質問をいたしたいと思います。

昨年6月の一般質問でつなぐ棚田遺産に指定された地区の振興について質問をいたしました。県事業の未来につなぐふるさと応援事業を活用して、下福良と白石野の棚田で棚田キャンプを実施するための取り組みを計画しているとのことでした。

私はそのキャンプの時期に下福良の棚田に行ってみました。平日でしたのでキャンプをされているところは見ることができませんでしたが、つなぐ棚田遺産に選定されたということと、下福良棚田を紹介する立派な看板とのぼり旗が設置っていました。

資料を用意しております。システム内の④一般質問通告説明を開けていただきたいと思います。

最初の写真が案内の看板とのぼり旗です。2枚目からがキャンプを行う田んぼですが、ここは非常に景色がいいところです。夕日が沈むときは非常にいい眺めになります。白石野にも見には行っていないんですけども、同じようにされていると思います。

キャンプをされているところに遭遇することはできませんでしたけれども、キャンプに来られていたという話は聞きました。昨年の棚田キャンプの実績と反省点、それから利用者のアンケート等が取れていれば、利用者の声、今後の方針について

お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本年度、美里町指定棚田地域振興協議会におきまして、県事業の「未来につなぐふるさと応援事業」を活用しまして、下福良の棚田及び白石野の棚田で令和6年10月19日から令和6年12月8日までの土曜・日曜限定で「棚田キャンプ」を合計8回実施されております。

実績としましては、下福良の棚田に4組（7名）、白石野の棚田に1組（1名）が利用されました。

料金につきましては、1組当たり4,000円で、1人追加ごとに500円と設定し、棚田で収穫された棚田米を1組当たり2キログラム渡されたというところでございます。

議員お尋ねの棚田キャンプの利用された方々へのアンケートにつきましては、5組の方々に対し、アンケートを実施しておりますが、現在、回答がない状況でございます。

棚田キャンプの反省点及び今後の方針につきましては、美里町指定棚田地域振興協議会の連絡会議を3月末に予定されておりますので、現段階では報告できませんが、構成員の方々のご意見等をいただきながら、今後も棚田の認知度の向上や関係人口の創出につながるような取り組みを検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 案内看板も立てられて、迎える準備は十分できているようですが、利用数としては少し少ないという感じがいたします。まだ初めてということで、周知が十分でなかったのか、キャンペー、キャンプをする人にとって魅力を感じられなかったのか分かりませんが、せっかくの取り組みですので、もう少し利用してもらえたならよかったです。

昨年の質問で、私は町長の答弁を聞きまして、私がイメージしていた以上に、この棚田キャンプからの広がりも期待されて、魅力的な取り組みであるなというふうに感じていました。成功するようにとも仰っています。今後、3月末ということですけれども、協議会で検証されると思いますが、アンケートの回答が得られてないようで、利用者の声が聞けていません。利用者の声を聞ける工夫をして、次につなげてもらいたいと思います。

また、利用したいという団体もあったと聞いています。キャンプをよくされる

方々の意見も聞くことができれば、次に生かせるのではないかというふうに思います。

この取り組みは課長の説明にもありましたとおり、多面的な機能を有する棚田の認知度の向上や関係人口の創出を目的としています。指定棚田地域振興協議会で、地元の意見も酌み取りながら検証していただきたいと思います。私としては、もう少し集める工夫をして続けてやってみてはどうかなというふうに思っております。

次の質問に移ります。有害鳥獣対策についてですが、令和5年12月の定例会でも質問をしています。そのときは、イノシシ用の箱罠の管理と電気柵やワイヤーメッシュでの防護の指導についてプロから教わったらどうかといったような質問をいたしました。

昨年、令和6年は前年よりもさらに被害が増えているのではないかと感じています。

私も米を作っていますけれども、我が家でも過去最大のイノシシの被害がありました。今まである程度防御できているという勝手な過信がありましたけれども、昨年は被害を受け続けてしまいました。本当に心が折れます。私のほうにも農家の声として、有害鳥獣対策はどぎやんかせんといかんばいといった意見もいただいております。

そこで、昨年の有害鳥獣による被害がつかめているものか、町としては有効な対策についてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

鳥獣による農産物等の被害は、近年、生息域の拡大等によりまして、中山間地域をはじめとして、全国的に深刻化及び拡大している状況でございます。このような状況を早期に解決するためには、個体数調整をはじめとするソフト面の取り組みと防護柵の整備等のハード面の取り組みを一体的に実施することが適当であることから、これらの取り組みを一体的かつ総合的に実施するため、本町におきましては、令和4年度に「美里町鳥獣被害防止計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間と定め、被害発生の抑止及び効果的な捕獲を図ることを目的といたしまして、目標値を設定し、事業を実施しております。

鳥獣の種類といたしましては、イノシシ・鹿・猿・カラス類・アナグマ・アライグマの6種類として、各鳥獣の種類ごとに被害の軽減目標及び捕獲計画数を設定しております。

被害状況につきましては、毎年4月に「有害鳥獣による農作物被害状況調査」を嘱託員に依頼して実施しているため、本年度の実績値は把握できていない状況です

ので、捕獲実績を報告させていただきます。

令和5年度の捕獲実績につきましては、イノシシ、計画数900頭に対し717頭。鹿、計画数700頭に対しまして794頭。猿、計画数20頭に対し3頭。アナグマ、計画数80頭に対し65頭の計1,579頭を捕獲されている状況でございます。

また、地理的にどの地域に多く生息しているかにつきましては、捕獲補助金を交付する際に捕獲場所を報告していただくことにしておりますので、その捕獲される方々の居住地などによって、多少のばらつきはあるかとは思いますが、捕獲されたうちの約8割が砥用地区で捕獲をされていますので、多く生息していると考えているところでございます。

次に、令和6年度の捕獲実績としましては、2月21日現在で、イノシシ754頭、鹿718頭、猿5頭、アナグマ226頭、計1,703頭を現段階で捕獲されている状況でございます。

昨年度より捕獲頭数が多く、目撃情報や被害の相談も多数あり、継続的に被害防除に努めていくことが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、獣友会に有害鳥獣の捕獲をお願いしているところでございますが、獣師の方々もご案内のとおり高齢化が進んでおりますし、鳥獣の個体数が急激に増えていて駆除では追いつかない状況であります。

また、ワイヤーメッシュや電気柵でも被害を完全には防止できていないという事態が起こっております。このようなことからも、根本的には有害鳥獣の数を減らすことが重要であるというふうに思います。

間違いなく同じような環境にある自治体はたくさんあります。そのような自治体とも連携をして、獣や罠では、個体数の調整は追いつかないという現状を関係機関、国になるというふうに思いますが、やはりこういうことをやろうとすると、保護団体の方とかから、非常にお叱りを受けるわけでありますけども、こういった現状が地方、特に中山間地ではあってるんだということをしっかりと訴えていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） そういうふうに、国にも考えていただかないといけないんですけれども、地元としてはですね、我々はもう捕獲と防御を今の現段階では地道に続けるしかないようです。被害状況については、捕獲実績と目撃情報や被害相談により、想定する、想像すると、そういう段階であるようで、質問が早過

ぎたようですが、4月に被害状況調査を実施されるということですので、せっかく調査をされる前ですので一つ言つておきたいと思います。

被害状況がちゃんと把握できなければいけないと思います。被害状況が少なく出てしまう可能性もあります。農家からしてみれば、被害報告をしたところで何のメリットもありません。ですが、町としては被害防止計画を策定して、イノシシは何頭までとか、鹿は何頭まで捕れるとかいうことを決めるわけで、正しい被害状況を把握することはもう絶対条件だと思います。

今、町でやられている被害状況調査でもよいのですが、正確な被害状況を把握できなければ、被害防止計画がとんでもなく低い数字になってしまふこともあります。被害がないのに、むやみに野生動物を捕ってはいけませんということになってしまいます。課長から説明がありました正しい個体数の調整ができなくなってしまいます。農産物の被害を受けた農家の皆さんも正確な被害状況を報告していただきたいと思いますし、町では、正確な被害状況を把握する方法を考えていただきたいと思います。

令和7年度中に新しい被害防止計画が策定されると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。7年度中で間違いないですね。

次の質間に移ります。

ただいま農林業センサスの調査が行われています。前回、2020年の調査結果では、美里町で60日以上農業に従事している人の平均年齢は68.5歳でした。150日以上農業に従事している人では69.0歳でした。

今回、2025年は5歳までは上がらないとは思いますが、上がるのは間違いません。

ここで資料を見ていただきたいと思います。

先ほどの続き、次のページを開いていただくと、航空写真に色のついた画像がありますが、これは平成28年現在の農地を耕作されている方の年齢を色分けしたものです。赤色のところは81歳以上の方が耕作されている農地です。濃いオレンジが76歳から80歳の方が耕作されている農地です。あと、同じように薄いオレンジが71歳から75歳、黄色が66歳から70歳、緑色がここは幅が広くなりまして、46歳から65歳、水色はあまりありませんが、45歳以下です。

場所は畠野地区と涌井地区、それに豊富、甲佐平、川越地区の一部が映っています。

これ細かく見る必要はないのですが、次のページを開けていただきますと、5年後の令和3年のシミュレーションですね、もう過ぎていますけれども当時のシミュレーションです。赤みが若干増えていると思います。

その次のページを開けていただきますと、その令和3年より後のデータで取ったシミュレーションですが、前のページからすると、5年後の令和8年、現在に一番近いのですが、さらに赤みが増えています。

次のページは、それから10年後、令和18年のシミュレーションです。右下に西暦は載っていますけれども、これは間違っています。すみません、2036年というものが正しいです。

色を見ると、もう真っ赤っかになっているということで、81歳以上の方がほとんどと。数字は出ていませんけれども、計算上90歳とか100歳とかいう方もあるということになると思います。

これは農業委員会の農家・農地台帳からデータを取っています。もう随分前から危機感はあったと思うんですけれども、また昨年行った励徳小校区まちづくり協議会でのアンケートでは、後継者についての問い合わせ、農家の後継者の問い合わせ、後継者が決まっていると答えた人が20%、残りの80%が後継者がいないか、めどが立っていないという答えです。

また、概ね5年後の経営規模はどうかという問い合わせでは、規模を拡大したいが2%、縮小したい、辞めたい、行わない、もう農業は行わないといった回答の合計が50%に上りました。

2020年の農林業センサスからの、全中の推計では、これは全国のデータではありますけれども136万人、2020年当時136万人いる基幹的農業従事者が2050年では36万人まで減るそうです。

議会でも農業の後継者不足、担い手不足についての議論はあってははずですが、改善されているとは思えません。担い手だけでなく、小さな農家も少なくなっています。業としての農業だけでなく、農そのものが減ってきてています。そうなると、荒廃農地も増えてきます。

そこで、農業の担い手不足、農家の減少、荒廃農地の増加に対して町としてどういう将来像を描かれているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町の農業につきましては、農業従事者の高齢化により、離農される方が増え、農業者の担い手不足が喫緊の課題となっております。

また、担い手不足と同時に荒廃農地につきましても、中山間地域であり、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を中心に増加が進み、今後の対策が必要不可欠であると考えております。

現在、地域計画を策定するために、地域での話し合いを開催しましたが、どの地

域におきましても、同様に、農業者の高齢化や人口減少により、耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適正に利用できなくなっており、また、農業の担い手の方々も、農地をこれ以上借りることは難しい状況とのことでございました。

国も農業従事者の減少が加速化し、耕作放棄地を解消するため、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法を一部改正し、農地法の下限面積要件を撤廃されました。

そのため、耕作目的で農地の売買及び貸し借りをする場合は、農業委員会の許可是必要でございますが、新たに農業を始められる方も、農地の取得ができるようになります、農業の担い手確保につながる施策となっております。

また、荒廃農地の増加につきましては、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用した、地域での農地の保全や、営農継続を促し、荒廃農地の発生防止や再生に努めていただきたいと考えております。

耕作放棄地への対策としましては、現在、町内の農地を貸したい、売りたい人の農地リストを作成しており、情報を提供し、希望に合致される農地があれば貸し借りや売買を行っていけるような仕組みを現在作成中でございます。

また、マッチングできた遊休農地が、諸条件はございますが、熊本県農業公社を通した耕作放棄地有効利用促進事業に該当しますと、助成金が交付される補助事業などもございますので、引き続き活用していきたいと考えているところでございます。

しかし、耕作者の高齢化や後継者不足の問題もあり、今後も耕作放棄地は増加していくことが予想されておりますので、まずは、現在、農業振興地域整備計画の全体見直しを行っておりますので、農地の区分（すみ分け）のほうを行っていきたいと思っております。

その後、地域で守るべき農地と、それ以外の農地を明確化し、また、再生困難である農地につきましては、現況を確認した上で農地でない地目に変更していく「非農地判断」を推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） きれいに管理された田畠が広がる、そんな美しい風景・景観が見られる美里町が将来も続けばベストだというふうに考えます。

しかしながら、現実は農家の方々の高齢化や後継者不足により荒廃農地は増えている状況です。

これは我が町だけの問題ではなく、全国の過疎地域・中山間地域に共通する問題であり、一朝一夕で解決できるような特効薬はないものと認識をしております。

そのような中、国は昨年「食料・農業・農村基本法」を改正し、その基本理念の中心に「国民一人一人の食料安全保障」が位置づけられたところでございます。

また、食料の安定的な供給につきましては、農業生産の増大を基本とする。あるいは、食料の供給能力の確保が重要である等の文言も書き込まれております。

のことからも分かるように、農業は我々人間が生きていくために欠かすことのできない大切な産業であります。担い手が不足し、荒廃農地が増加している現状ではありますが、町といたしましては機械導入補助をはじめとする様々な農業施策を展開し、農家の方々が営農しやすい環境を整備していきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 先ほどの坂田議員の質問の中でもありましたけれども、全国的に人口が減っている、人が少なくなっている中で、過疎地域でありますので、ますますいなくなっていますので、これはどうしようもない、現段階ではですね、どうしようもない問題かなというふうには思いますけれども、もうただいまの説明でもありましたが、もう担い手の方もいっぱいといふ状況です。

洞岳でも、辞められた方の農地を借りて田んぼを50枚とか60枚とか耕作されている方もおられます。50枚とか60枚とかいうと相当広い面積と思われますけれども、2ヘクタールもないと言っておられました。統計を取ったわけではありませんけれども、1枚当たり3アールとか4アール、3畝、4畝が平均かなというふうに思います。平均ですから、もう2畝もないようなところも作っておられます。個人の努力でやれる範囲にも、もう限界があります。

私も議員を辞めたら面積を広げようとは思ってはいますけれども、棚田で増やそうというのには相当勇気が要ります。恐ろしく効率が悪いです。作付面積と同じぐらい草を切らなければいけないところもありますし、農業機械の圃場への出し入れも非常に危険です。ですから、よっぽどよいところだけということになってしまいます。

米に限ってということになるかもしれません、地区外から山間部に作りに来るっていうのはまず考えられないというふうに思います。

先ほどの全中の推計では、少ない担い手でより多くの農地をカバーする必要があるというふうに書いてあります。

先日、テレビ番組で米の販売価格高騰が取り上げられていました。その中で東大特任教授の鈴木宣弘先生がコメントされてましたけども、1月に我々議員が研修をいたしました。そのときの講師の先生なんですけども、その番組の米の販売価格の高騰について取り上げられていたんですけども、農業のこれからについても議論されていまして、その中で結論的には規模を拡大して効率化しなければならないと

言っていたと思います。それは20ヘクタールとか30ヘクタール以上の話なんですね。中山間地では到底考えられない面積で、先ほどの地籍図が真っ赤になっていましたが、これも続けられた場合に真っ赤になるわけであって、赤さえもつかなくなってしまいます。多面的な機能を持つ棚田が減っていきます、なくなってしまいますので、我々も地域計画策定の地域での話しも行いましたけれども、なかなか妙案は浮かんできません。せめて、今耕作している人たちが安全に効率よく、少しでも長く耕作し続けられるように、農地や農道、用水路の改良に、もう町として配慮していただければありがたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

基金について質問をいたします。自治体の基金は一般の方に分かりやすく言えば、将来の支出に備える積立貯金のようなものだと思いますが、最近基金の運用について報道で見聞きするようになりました。どこに預けて運用するかということなのですが、それでは美里町はどうなのかなと思い始めたのがきっかけで、基金について質問することにいたしました。

どう運用しているのか、その前に、そもそも貯金である基金の残がどのように推移しているのかを見てみました。これも資料をつけていますのでご覧になってください。

基金には種類が18ほどありますので、積立基金である財政調整基金と減債基金の年度末の残、それに特定目的基金を含めた全基金の残、それに貯金を載せるなら、同時に借金も載せたほうがよいかと思いまして、町債、地方債の年度末の残を載せています。

下のグラフを見ていただきたいと思いますが、折れ線グラフは縦軸が残金の額、100万円単位です。横軸が年度です。一番上の青い線が借金である町債の年度末の残です。

平成18年度末で111億円ほどあったものが、令和5年度末では80億円ほどに減ってきています。

上から2番目、黄色い線が全基金合計で、その2本は全基金の内数ではありますが、3番目が財政調整基金、4番目が減債基金の年度末残の折れ線です。

貯金である基金は、全体としてずっと増えてきています。ただ、財政調整基金は、平成27年度の末の23億6,000万円から少しずつ減り加減で、令和5年度末では18億円ほどになっています。

全体としては借金が減って貯金が増えていくので、問題はない、健全なようなのですが、自治体にとって大変有利な合併特例債が利用できるのは、今年度までとなっていると思います。

今後、基金の取り崩しが必要になってくるのではないかとも思われます。基金ごとの今後の見通しをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員仰いますように、町では現在、年間の財源調整を行うための「財政調整基金」や、地方債の償還を計画的に行うための「減債基金」でしたり、「地域振興基金」をはじめとする特定の目的のために応じた事業に充てる「特定目的基金」など18種類の基金を設けております。

基金の種類及び残高につきましては、例月現金出納検査の報告書の基金積立金調書でしたり、町の決算書の「財産に関する調書」に詳細が記載されておりますので、基金ごとの状況につきましては割愛させていただきますが、財政調整基金の一般会計への繰入額は、その年の災害や各種事業の実施により、取り崩し額（繰入額）が変動いたします。令和5年度決算で、2億459万5,000円を、令和6年度の決算見込みでは1億7,933万3,000円を、令和7年度の当初予算では、1億8,000万円を取り崩し、繰り入れる予定でございます。

また、減債基金につきましては、今後数年間、町債の償還額（返済額）が10億円を超過いたしますので、平準化を図るため、超過する額を繰り入れる予定といたします。令和5年度決算では7,388万5,000円を、令和6年度では決算見込みで4,536万1,000円を、令和7年度の当初予算では5,000万円を取り崩し、繰り入れる予定でございます。

両基金につきましては、合併当初の12億円を下回らないように、事業を実施する際には、事業の峻別を行い、国庫補助などの有利な財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 今後の見通しということで7年度の数字も出していただきましたけれども、本当はその先の見通しもお聞きしたかったのですが、先ほどのグラフで言うと、その続きですね、この線がどのように上がっていくのか、下がっていくのかっていうのを知りたかったんですが、災害や、何をやるかで変動するということですので、軽々には言えないと思います。当然、基金がなくならないようになさるでしょうし、財政調整基金と減債基金を合わせて最低でも12億円を下回らないようにしたいということだと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

今後の基金の状況でございますけども、現在、町では、令和5年度決算ベースではございますが、今後の中期財政計画を作成しております。

その中で、後年度の基金の取崩し状況を踏まえておりますが、繰り返しになりますけども、今後の経済情勢や各種事業の実施、また災害等が発生したときの年度により変動することが考えられます。

今、中期財政計画の見通しでは、令和9年度末の見込額が約14億5,150万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 分かりました。

先ほど申しましたが、自治体の基金の運用について報道されていました。国債や社債の購入で、多額の運用をして多額の含み損を抱えているというものです。

ここ数年の長期金利の上昇によって、既に出回っている債券は魅力が薄れて価格が下がります。持っている債券の価格が下がりますので、含み損を抱えるということになります。報道によりますと、お隣の福岡県ではF市が74億円分購入し、昨年の9月時点で23億円の含み損を抱え、同じ福岡県のM市では152億円購入し、40億円の含み損を抱えているそうです。これは含み損ですので、満期まで持つていれば元本は返ってくるのですが、F市では現金確保のため売却し、一部は損失が確定しているそうです。

それでは、なぜそんなに多額の国債等を購入しているのかというと、定期預金の利息と比べると、はるかに高い利回りがあるからです。ですが、期間が長いために、途中で売却すると損をする可能性があります。

それでは、本町ではそのような心配はないのでしょうか。基金の運用方法と実績についてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 島田会計課長。

○会計課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

美里町では、基金の安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うため、「美里町公金管理委員会設置要綱」「美里町の公金管理及び運用基準に関する要綱」を制定し、基金の管理運用を行っております。

「美里町の公金管理及び運用基準に関する要綱」の中に運用に関する規定があり、各種基金は定期預金口座及び決済用普通口座において管理することを原則とし、元本の回収が確実な国債、地方債及び日本政府機関債による運用も可能となっております。このことから、財政調整基金から期間30年1億円の国債債券を1件、期間20年1億円の国債債券を5件、合計6億円大手証券会社2社より購入し運用して

おります。運用益につきましては、令和5年度決算時点で国債利息が390万円、これに定期預金利息及び普通預金利息16万1,292円を足した4,06万1,292円が利子収入となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 先ほど議員から含み損のお話がありましたので、少しこに触れさせていただきたいと思います。

当然、国債ですから、満期を待たずに売却をすれば、今の時点では金利が上昇しておりますので、本町でも含み損が発生するというふうに認識はしております。ただ、満期まで待てば、その投じた額は回収できるというふうにも認識をしているところです。

本町の国債の額は今担当課長から説明がありましたとおり6億円でございます。

財政調整基金が今約18億円ですので、財調だけで比較しますと約3割、それから基金全体で44億円程度ですので、約14%というふうになります。

今後、大規模な災害であったり、大規模事業というふうになったときに、基金を取り崩すということになったとしても、この割合からいきますと、国債を途中で売却しなければ事業が成り立たないというふうにはないんだろうというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 本町では6億円購入しているということで、1年で390万円ほどのクーポンがあるようです。やはり定期預金などの利息と比べるとはるかによいわけですけれども、本町では原則満期まで保有することとなっていますし、今、副町長から説明がありましたとおり、当面使う予定のない額で必要なない期間を分散して国債の購入に充てているということだと思います。適切なリスクマネジメントが行われているようですが、自主財源が限られている中、より有利な運用で少しでも自由に使えるお金をつくることができればというふうに考えます。さらに、今金利が上がっていますので、今購入すれば、さらに高利で運用ができます。さらに増やしていくことも考えられるかもしれません、基金が今後減っていくことも考えなくてはいけませんので、安全と高利回りのバランスを取って運用していただきたいというふうに思います。

これまで、財政の健全化に努められ、基金を積み立ててこられましたが、同時に我慢もしていただきてきたとも言えると思います。各地区や議員からも、いろんな提案や要望が上げられてきましたが、私も公共交通や買物支援について提案

をしてきました。

また、町内の道路や住宅、狭隘道路や危険な箇所がたくさんあります。各課からも予算要求が上がっていると思いますが、町に潤沢にお金があれば、そんな要望も聞くことができるのでしょうか、残念ながらそうではないということなのでしょう。保留になることが多いのではないかと思います。

要望することすら遠慮されているかもしれません。町長も4期目に臨むに当たって、静から動へと仰っておられますので、これまでよりお金を使われることになるのかもしれません。依存財源を最大限に活用するのもよいのですが、予算の自由度を考えれば、自由財源を確保しなければいけません。自主財源を確保するために、基金の運用もよいのですが、それでも数百万円です。より直接的なものにふるさと納税があると思います。

そこで、次にふるさと納税について質問をいたします。

12月の定例会での6年度補正予算（第9号）でふるさと応援寄附金積立金4,000万円が計上されました。根拠は、10月末での実績で、昨年同期61%増のため、1年間の見込額を修正するもので、当初予算の6,000万円と合わせて1億円となります。見込額を大きく上回って、頑張っているなというふうに一見思ったんですが、その後、熊日新聞で和水町の補正予算が載っているのを見ました。その中で、ふるさと納税で基金への積み立てや返礼品費などに11億6,498万円と書いてありました。美里町の場合、返礼品費等合わせて補正額は6,000万円余りですので、桁が違うなというふうに思いました。

見込額を上回ってはいるものの、これは少ないということなのかなと思いましたが、寄附額の現状について質問したかったわけですけれども、今回の補正で寄附金が2,800万円減額されました。通告していましたので、改めて寄附額の現状と、また年度当初の見込額は6,000万円だったようですが、目標額の設定もされていると思います。目標に対しての進捗はどう捉えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

ふるさと納税については、10年前の2014年時点では、まだ返礼品もなく、15万5,000円という寄附額でした。

その後、商品開発や広報にも力を入れるなど、寄附額増加の取り組みを続けた結果、徐々に寄附額は増加しております。

令和4年度には、町の物産振興、観光振興や未来創造事業において、スピード感を持って進めていくという目的で、美里まちづくり公社を立ち上げました。その際

に、ふるさと納税事業を育て、取扱収入を公社自走化の財源としていくという構想に基づき、ふるさと納税の取り扱いを公社に委託しております。

ふるさと納税の寄附額は、令和3年度には、3,749万8,000円まで増えておりましたが、令和4年度の途中での取扱業務の公社への移管に伴い、一時的に寄附額は減少しており、令和4年度の寄附額は2,106万8,000円となっております。翌令和5年度には、公社設立後初めての1年間を通じてのふるさと納税の取り扱いということになりました。年度の当初から複数の業者とアドバイザリー契約を結び、商品開発や登録業務、広報戦略の展開等に取り組んだ結果、制度改正に伴う駆け込み需要もあり、5,917万7,000円という過去最高の寄附額となったところでございます。

一方で、同年10月に、ふるさと納税の募集に要する費用は「寄附額総額の5割以下」とする基準が総務省から通知され、寄附金に係る人件費を含む事務費、ポータルサイト利用料や業務委託事業者に対して支払う費用も含まれることになり、寄附額の増加のためには一層の工夫と努力が必要という状況になっております。

そのような中、公社の取り扱い3年目となる令和6年度は、前年度比6.9%増の1億円という高い目標を設定し、自走に向けた動きとして、マーケティング戦略等のスポット的な支援を受ける形で、効果的な広告の打ち方に重点的に取り組んでまいりました。

その結果、令和7年1月末時点での寄附額は6,466万2,000円となっております。昨年より約700万円の増加ということでございます。目標に対する進捗率ということでは、約65%にとどまっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 令和5年度は過去最高の寄附額となり、本年度もさらに伸びてはきています。先ほど和水町の例を挙げましたが、周りの自治体を見ましても多くの寄附金を集めておられます。

後ればせながら、本町の寄附額も伸びていくのであろうと思いますが、美里町ではまちづくり公社がふるさと納税の事務を取り扱っています。

公社も運営していくかなくてはいけません。公社が受け取る手数料収入は寄附額の8%だったと思います。そこで、町及びまちづくり公社が採算を取れる寄附額のラインが設定されているのか、恐らく届いていないと思いますが、そこをどう捉えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 令和4年度の美里まちづくり公社設立の際、DHE株式会社

を事務局とする「新組織設立準備委員会」が試算した5か年の収支計画では、公社がふるさと納税の取扱中間事業者となることで、その取扱手数料を軸に、令和7年度までに財務基盤を整え、令和8年度には自立運営を目指すという、意欲的な計画となっていました。

その際、令和6年度のふるさと納税受入額は1億5,000万円と試算されております。公社設立前年の令和3年度が約3,700万円でしたので、そこから3年で受入額を約4倍にするという、極めて高い目標を掲げて公社の運営がスタートしたところでございます。

なお、実際の受入額を見てみると、年度途中で公社に取扱業務を移した令和4年度は減少しておりますが、令和5年度は約6,000万円で、令和3年度比5.8%増、令和6年度は年度末で7,000万円を見込んでおりますので、令和3年度比では8.9%増となります。これは、公社設立後の2年半で、ふるさと納税受入額を2倍近くまで伸ばしたということになります。

全国平均を見てみると、令和3年度から令和5年度にかけての伸び率は約3.5%となっておりますので、設立時の目標には及ばないものの、全国平均を大きく上回る伸び率を達成することになる見込みです。

一方で、ふるさと納税制度にかかる重要な動きとして、令和5年10月の国の制度改正があります。この改正によって、「ふるさと納税の募集に要する費用は寄附額総額の5割以下」とされ、その中には寄附金募集に係る人件費、事務費、ポータルサイト利用料や、公社のような中間取扱事業者に対して支払う取扱手数料も含まれることとなりました。

そのため、返礼品の商品力を維持しながら、送料やポータルサイト利用料、広告費などを捻出するためには、どうしても公社の取扱手数料を削るしかないという状況が続いており、現時点では公社設立当初の「ふるさと納税の取扱手数料を軸に公社の財務基盤を整える」というスキームを維持することは、少なくとも短期的には困難と言わざるを得ない状況となっています。

とはいっても、観光振興としてのフットパスイベントの開催や、農産品のPR、人や団体をつなぐハブとしての機能など、地域の中での公社の存在感、存在意義は着実に大きくなっていますし、今年度開発し、販売を開始した石橋サブレを中心に物販事業が好調という状況もあります。

こういった状況を踏まえ、今後のまちづくり公社の機能・収益の中心に何を据えていくのか、町としての関わり方、支援の在り方をどう考えるか、いま一度原点に立ち返って考え、一から、美里まちづくり公社の運営スキームを見直す時期に來ているものと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 採算ラインがどこかということで考えれば、町では経費が50%しか使えませんので、寄附額の50%は確実に入ってくるということになります。ただ、まちづくり公社ではどうかというと、まちづくり公社が自走できるラインっていうのが採算ラインと考えれば、8%も取れなくなってくると、余計に厳しくなってくるのではないかなと思います。

当初の計画が甘かったのか、計画は甘くなかったが、計画どおりに実行する能力が足りなかつたのか、また国のせいなのか、しっかり検証して、まちづくり公社の運営も考えていかなくてはいけないというふうに思います。とはいって、全国平均よりも大きく伸びてきていますし、目標達成に向けて日々努力されていると思います。巻き返しをと思っておられると思いますが、新年度予算では、寄附金額を1億5,000万円で計上されています。今後、寄附額の増加に向けた戦略や改善策は考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年度の公社の取り組みでは、外部の専門家からマーケティングの指導を受けながら、本町への寄附額の大半を占める、「楽天」と「ふるさとチョイス」を中心に広告戦略を展開しております。

その結果、楽天については、昨年度から1,700万円、100%増の3,500万円となりました。

また、ふるさとチョイスにつきましても同様の対策を行いましたが、こちらは43万円増という微増の状況となっております。

この結果を踏まえ、今後は、ポータルサイトごとにアプローチの方向性を変え、さらに効果的な広告戦略を展開していくこととしております。

また、昨年11月には、九州のお米食味コンクール自治体部門で、本町が2年連続で1位を獲得するといううれしい出来事がありましたが、価格高騰に伴い、お米農家に在庫がなく、「美里のお米」をふるさと納税の返礼品として調達することが困難な状況となっております。

このような状況も踏まえ、魅力的な返礼品を継続的に寄附者に提供するためには、商品バリエーションのさらなる拡充が必要ですし、これから受入額1億円以上を目指すためには、大量かつ安定的に商品を調達するための、仕入れルートの確立も喫緊の課題と考えております。

そのために来年度は、いわゆるバックオフィス業務の外注化、プロパー職員・地域おこし協力隊の新規採用によるマンパワーの確保を戦略的に行うことで、商品開発力、営業・広報力、仕入れルートの充実・強化を図っていくこととしております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 一旦、爆発的に伸びますと注目も集めますし、有利に展開していくことが考えられると思います。今現状はもう少しという位置かもしれません。改善すべき点は分かられているようですので、一層の頑張りを期待したいと思います。

私は、こどもや兄弟、それから同級生に声をかけてみました。ふるさと納税をしてくれないかということをですね。まだ少ない人数なのですが、話をすれば理解をしてもらえます。ふるさと納税をしてもいい、してもいいけどきっかけがない、やり方が分からない、そういった人もたくさんいると思います。情に訴えかけるといいますか、例えば、ふるさとの美里町では資金不足で十分なサービスができていません、もしリタイアで帰ってきたときに住みにくいまちでは困ります。帰ってはこないにしても、家族や知人が住むふるさとの美里町を住みよい町にしてもらいたい。寄附したい人は、損をしない仕組みになっていますので、どうかふるさと美里町に寄附をしてくださいといったような、パンフレットのようなものがあれば勧めやすいんじゃないかなというふうに思います。

盆とか正月とか、それから同窓会あたりの機会を使って、寄附のお願いと、寄附のやり方やメリットも伝えれば増えていくんじゃないかなというふうに思います。

美里町は、就職や進学を機に町外へ流出されている人が多いわけですから、美里町をふるさとにしている町外に住んでいる方も多いですので、そういった方に理解してもらえば、地道に声をかけていけば増やしていくんではないかなというふうに思っております。

最後の質問になりましたが、時間がありません。相続登記の申請が義務化されました。国の制度、主体は法務局だと思いますけれども、町としてはどういった周知・広告をされてきたのかお伺いします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

周知と広報につきましては、不動産登記を所管する法務省では、ポスター等の印刷物をはじめとする様々なメディアにより広報を展開しているところでございますが、町では法務省作成のポスターの掲示、納税通知の際のチラシの同封、死亡された後の各種手続の際にチラシの配布を行っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 周知はされていますが、もう少し積極的にやってもよかつたのではないかというふうに思っています。時間がありませんので一つだけ、急いでいたほうがいいと思う点がありますので言っておきますけれども、土地の評

価額が100万円以下の場合、登録免許税が免税になります。これは今月3月31日までです。今月中に行えば登録免許税がただになるのですが、4月からは払わなくてはいけなくなりますので、後でと思ってる方は急いだほうがいいと思います。

登録申請は進んだほうが町のためにもなりますので、もう少しアピールをしていいのではないかなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時15分といたします。

—————○—————

休憩 午後0時11分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。事前に通告をさせていただいた項目について質問いたします。

本日の質問は、最初に地方創生の取り組みについて、次に防災無線の更新と防災DXについて、3番目に本町における林業の取り組みについて。そして最後、4番目に子育て支援について。以上の4項目について、それぞれ質問をいたします。

まず、地方創生への取り組みについてということで、最初に美里町第2次振興計画後期の取り組み状況はということでお尋ねをしたいと思います。

まず、日本全体の活力と繁栄を保つためには大都市だけでなく、地方都市や農山漁村もまた活気に満ちた場所であることが求められるわけでありますが、現在の日本では地方での人口減少や経済の衰退が進む一方であります。

このような状況を打開するために国が主体となって取り組んでいるのが地方創生であります。地方における人口減少や地域格差の拡大を是正し、地域経済を活性化させることを目的とした政策であります。

しかし、改善までには至っていないのが現状ではないでしょうか。進学や就職による地方から東京圏への転入は年々増加しておりますし、地方では高齢化社会の到来により、財政への影響も大きくなっています。税収の減少や社会福祉費の増加は大きな問題だと思います。

本町では先月、令和6年度の振興計画並びにまちづくり審議会が開催され、進捗

状況が説明されましたが、後期基本計画が令和7年度で終了するに当たり、再度、各施策においての取り組み状況はどうなっておるのか、分かりやすい形で説明をお願いしたいのと、来年度末に総括はされると思いますが、現状における考え方について、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

第2次振興計画では、「小さくてもキラリと光る私たちのまち」を実現するため、町民と行政との協同という視点の下、「第1章協同のまちづくり」「第2章健康・福祉のまちづくり」「第3章教育・文化のまちづくり」「第4章産業・観光のまちづくり」「第5章住みよく快適なまちづくり」の5分野で取り組みを進めてきております。

それぞれの分野で計画上の測定指標、いわゆるKPIを策定して、PDCAサイクルによる事業評価と再構築を行い、進捗状況は、翌年度の「美里町まちづくり審議会」にご報告しております。

令和5年度末の事業進捗状況は、全185事業のうち、「A目標が達成できた」が73事業で全体の39%、「B概ね目標達成できた」が97事業で53%、A、Bを合わせると92%となり、多くの事業で成果が上がっていると捉えています。

一方で「C目標を達成できなかった」は15事業で全体の8%となっております。この15事業の内訳を見ると、「老人クラブ会員数」や「ボランティア育成数」「消防団員数」など、人口減少を要因とする項目が多く見られ、改めて、人口減少の進行による地域課題が浮き彫りになっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 国が地方創生に取り組んで今年で11年目を迎えるわけですが、2014年に施行されたまち・ひと・しごと創生法は人口減少の歯止め、東京一極集中の是正を第1条に上げ、法に基づく総合戦略には、地方における安定した雇用を創出する。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど、4つの基本項目が明記されました。

しかし、全国の自治体に多額の交付金を配り、多くの事業を展開したにもかかわらず、少子化や大都市への一極集中はとどまるところを知りません。

令和5年3月に日本世論調査会がまとめた調査では、地方創生は効果がなかったと答えた人が8割を超えたそうであります。再度、基本目標に立ち返り、立て直す必要があるのではないでしょうか。

そういう中、石破総理は地方創生2.0を掲げ、国家公務員が2つの地域を拠点

に活動する制度を創設する考えを示しています。中央省庁の職員2人から3人でチームをつくり、人口10万人未満の自治体に人口流出対策や生活環境の向上について支援を行うとしています。

しかし、地方創生の目的は地方の活力を取り戻し、人々が地方で豊かで充実した生活を送れる社会を実現することだと思います。

具体的には、地域の資源や特性を生かした産業の育成や地域コミュニティの強化、魅力的な地域文化の創出ではないかと思います。また、地方創生は単なる経済的な成功だけでなく、地域が持続的に発展し続けることができる環境をつくることが重要だと考えます。

そういうことから、地方創生の要は、自治体や住民が自ら考えるという基本的な営みに沿って進めるべきだと考えます。

それを踏まえて、次の2点目の質問になります。

次の振興計画、第3次ということになると思いますが、に向けての目標や取り組み、ビジョンをどう捉えておられるかということで質問をいたします。

本町の第2次振興計画の策定に当たっては、3つの基本方針を上げられております。1つ目が町民にも分かりやすい計画づくりと協働で取り組む視点。2つ目が、地域の特性や強みを生かし、活力あるまちを創造する視点。3つ目が成果を重視した戦略的な行政経営の視点であります。

昨日の町長による令和7年度の施政方針演説では、各基本目標においての取り組みが示されました。

合併から20年が経ち、これから新たなステージに向け、まちづくりの方向性を示していくかなければなりません。次に向けたまちづくりの構想や考え方について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成26年度の、まち・ひと・しごと創生法の施行、地方創生の取り組みの始まりから、10年が経ちますが、この間にも東京一極集中と地方の人口減少という大きな流れは変わることはありませんでした。

もし、このままのペースで人口減少が進めば、本町においても、税収減による行政サービスの低下や、地域コミュニティの機能低下がさらに顕著になってくることが予想されます。

そうなる前に、この人口減少のペースをいかに緩やかにするか、そのロードマップを描くことが、第3次振興計画を作成する上でのビジョンということになると考えています。

TSMCの進出により、県北地域では賃金の上昇、著しい地価の高騰といった影

響が広がっていますが、本町においては、まだその影響というのは大きくは表れていません。しかしながら、その影響は県北地域を中心に、周辺に少しづつ拡大しているところであり、これから先の数年間は、これまで以上に、決断力と行動力が求められる時代になると思っております。

そのために、多額の予算を伴う中央北地区における水道整備事業の前倒しを決断し、令和10年の供用開始に向け、現在、急ピッチで工事を進めているところです。

現在、有安地区の旧工場跡地につきましては、サクラ化学工業の撤退後、空き地になっています。一時は、工場用地としての活用を検討しましたが、この用地については、役場前という立地を生かし、宅地として開発を進めていくことを決断したところでございます。

現在、国土交通省緑川ダム管理所の協力をいただき、かさ上げの作業を行いながら、併せて、複数のハウスメーカーや工務店のネットワーク等と住宅建設に向けた協議を進めています。

本町の大きな課題の一つであった、宅地・住宅の不足という課題の解決に向けて今、一歩踏み出そうとしています。

また、高木台地周辺においても、農業振興地域の指定解除に向け、少しづつフェーズを上げながら、継続的に県との協議を進めているところです。実現すれば、さらに広いエリアでの宅地開発の展望が開けてくることになります。

また、移住・定住の推進ということで言えば、昨日、3月3日に「美里暮らし体験住宅『いろは』」の利用受付を開始しました。この暮らし体験住宅を活用した移住体験ツアーの実施についても、令和7年度当初予算案の中に計上しているところです。

今後数年間、町を取り巻く環境が大きく変化していく中、「選ばれる町」を実現するために、一つ一つ決断しながら、町政を着実に前に進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 2017年末に地方自治総合研究所が全国の市町村に実施した地方創生に関するアンケートでは、国主導の強いコントロール下で進められており、地域の実態に見合った運用になっていないとの意見が多く上がったそうであります。

そして77.3%の市町村が交付金を受け取る際、策定する総合戦略をコンサルタント会社に委託したと回答しています。受注したうち、5割を超える会社が東京都内の会社でありました。まちづくりの専門家はどこを切り取っても同じようなものと批判をしております。

現在、県内の多くが2期目の総合戦略に則って進められていると思いますが、国の交付要件に合わせた事業ばかり追いかけて額を競うのではなく、地域の特性に根差した産業や暮らしの場をつくり、維持していくことが重要だと考えます。

地域が主体性を持って進めるためにも、地方の視点で知恵を絞り、その中で人材育成も含め取り組んでいく必要があるのではないかでしょうか。

そんな中、全国的にも話題になっている村が県内にあります。球磨郡の水上村であります。人口2,000人足らずのこの村は、九州中央山地国定公園内にあり、標高1,000メートルの準高地にクロスカントリーコース、水上スカイヴィレッジを2017年にオープンされていて、箱根駅伝で優勝した関東の大学が合宿を行ったことから、今回のユニフォームに水上村と刻まれたロゴの契約に至っておられます。まさに、スポーツ関係での地方創生ではないでしょうか。この大学の監督自身も地方創生推進アドバイザーに就任されております。

本町では昨年、合併20周年の記念イベント、ランタンフェスティバルを開催し、予想以上の来客で盛り上がりを見せました。今後の地方創生に向けたヒントがたくさん詰まっていたと私は思っております。普段見慣れている風景も、見方、考え方を少し変えることで発想も大きく広がってくると思います。

また、先ほど答弁で町長は有安地区の旧工業跡地については、宅地として開発を進めていくことを決断したと言われました。また、高木台地においても、農振除外に向け、県と協議を進めているとのことです。私も宅地開発については賛成であります。ただ、住宅だけでなく、そこに人々が集まる施設も必要だと思います。

例えば、ショップであったり、飲食店、またこどもたちが親御さんと遊べる公園など、様々な施設が集まったコンパクトシティー的な青写真が必要ではないでしょうか。それぞれが知恵を出し合い、さらなる取り組みに期待をしたいと思います。

次に、2番目の防災行政無線の更新と、防災DXについてということで2点お伺いをいたします。

まず最初に、防災行政無線のこれまでの経緯と進捗状況、今後の手順はどうなっているかということでお尋ねをしたいと思います。

防災行政無線の更新については、前にも質問をいたしましたが、既設の老朽化に伴い様々な不具合が発生したことにより、重要な情報手段である防災行政無線を再整備する必要から事業に着手されたわけあります。

町民の方々にとっても注目の集まる事業だと思っております。令和5年3月から検討委員会を立ち上げ、議論が進められてまいりましたが、昨年の3月に業者選定が終わり7月の全員協議会の中で契約内容が示されました。また、それに伴い先週、情報発信システムの利用者説明会が行われ、嘱託員をはじめ各種団体にタブレット

機器の配布がございます。

今年4月からの運用とありましたが、改めてこれまでの経緯も含め、運用に向けた今後の手順について説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町の防災行政無線につきましては、平成19年の運用開始から17年を経過し、老朽化による様々な不具合が発生し、サービスの継続に支障を来ておりました。

のことから、令和5年3月に「美里町防災行政無線検討委員会」を設置し、防災行政無線の更新について検討をしてまいりました。

令和5年12月に更新計画策定という形で取りまとめ、町長に答申した後、令和6年11月より本格的な更新作業を開始したところでもございます。

現在の進捗状況につきましては、防災行政無線の操作卓及び甲佐岳中継局の機器更新、並びに町内に4か所開設しております拡声子局の機器の更新は完了し、残すは「白山再送信局」のみとなっております。

目標としている令和7年4月の運用開始に向け、事業は順調に進捗しているところでございます。

同じく、今年度導入します「情報配信システム」におきましても、構築が完了しておりますので、行政情報を配信する町職員や警察、消防職員などに「配信者説明会」を実施しております。また、町から各種情報や通知を受信していただく方々（主に、嘱託員・嘱託補などの方々）にタブレットを配布し、情報の受信や配信を行うための機器の操作方法などの「利用者説明会」を開催させていただいたところでございます。

ただ、今後の運用に関しましては、課題が残る部分がありますので、関係者のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 防災行政無線においては、既設の機器において聞き取りにくいとの声や、いつから新しい運用になるのかなどの声が上がっておりましたが、試験的ではあると思いますが、今年に入って放送される音声が聞き取りやすくなっています。

検討委員会発足から2年が経とうとしておりますが、一日も早い運用が待たれるところだと思います。また、町のホームページ等でも紹介はされておりますが、町

民の皆さんには、なるべく多くの説明提供をお願いしたいというふうに思っておるところです。

また、機器の整備に合わせ、情報発信のやり方や細かい情報の提供等も考えていかなくてはならないと思います。今回の整備においては、情報の発信、いわゆる一方通行だけでなく、情報の収集もできるとのことですが、誤った情報が拡散しないように注意をしなければなりません。

昨年5月に行われた検討委員会の中では、情報発信における運用上の課題として、発信内容による手段の選択、即時発信のための仕組みづくり、人為的ミスによる誤発進対策、議会における一般質問などの長時間番組の取り扱い、お悔やみ放送への取り扱い、その他使用料など10項目が上げられております。そして、最も大きな目的は、地震や台風、豪雨などの災害を想定し、常に備える必要があるということだろうと思います。特に、自治体は災害状況のタイムリーな情報収集と避難指示など、住民への情報発信を速やかに行わなければなりません。そういうことから、新しく整備される防災情報配信システムの役割は非常に大きいと思いますので、今後も早期運用に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

それから2点目になります。

防災対策に必要となるデジタル化について、どう捉えておられるかということで質問いたします。

近年、大規模な自然災害が相次ぐ中、各地で被害への対応や復興が進められています。自然災害はいつ何どき、どの地域に起きるか分かりません。こうした中、国や自治体はもちろん、企業においても防災対策を進める必要性が高まっております。

そして、さらに対策を加速するため、DXと掛け合わせた取り組みが推進されています。いわゆる防災DXであります。

先ほど質問いたしました情報配信システムもこの防災DXに入ると思いますが、主な具体例としては、災害リスクや避難情報の提供、被害状況の把握、被災者支援制度のデジタル化、避難所運営の効率化、避難所における避難者の安全と快適性の向上、災害対策本部の業務負担軽減と業務の見直しなど多岐にわたります。

そういうことから、本町においては、この防災DXの取り組みについて、どのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、いつ・どこで起こるか分からない自然災害に対して、平常時から応急復旧に至るまで、町民の方々の安心・安全に寄与するデジタルサービス

は非常に大事なものと認識をしているところです。

特に「防災DX」の中でも、直接町民の生命・財産に直結する「避難」や「支援」につきましては、早急に導入する必要があると考えております。

このようなことから、今年度、導入に取り組ませていただいております防災情報配信システムの機能として、各地区の嘱託員・嘱託補や民生委員・児童委員、消防団幹部から、リアルタイムで地区の状況や被害の状況を投稿していただける仕組みを構築しております。

また、そのほかにも「避難所受付サービス」や「備蓄管理システム」などの構築も併せて進めているところでもございます。

さらには、「罹災証明」や「災害対応工程管理システム」、また「防災地図システム」等の導入もいたしております。

防災の「デジタルトランスフォーメーション（DX）」は、国の重点計画の一つでもあります。町民の安全・安心の確保に寄与するとともに、職員の業務負担軽減にもつながる重要な取り組みです。

その重要性は今後もさらに高まると考えていることから、引き続き情報収集や検討を進めるとともに、必要な財源の確保にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 過去に起きた大規模災害の教訓を踏まえ、安全な避難経路の確保、災害時の情報伝達や医療の提供、復興に向けた支援などがスムーズに行える環境を整えておくことは、防災を考える上で最も重要なことだと思っております。

2022年12月にデジタル庁は官民連携による防災DXを推進するために、防災DX官民共創協議会を発足させ、民間企業にデジタル技術の提供を仰ぎました。

また同年、内閣府は民間企業とのマッチングを行い積極的に防災にテクノロジーを活用する取り組みを進めております。

また、地域の防災を担う地方の自治体では人手不足や財政不足が深刻化していくことも、防災DXを急がなければならない理由でもあるようです。

2011年に発生した東日本大震災を契機に、近年、大震災などの大規模災害が立て続けに起きております。こうした大規模災害の教訓を基に、防災意識が高まり、対策を強化する取り組みがなされております。

先ほど答弁でもありましたが、防災DXを推進することで、職員間の災害情報の共有を迅速にしたり、作業負担を軽減したりすることができ、重要な業務や判断に集中できるようになると思います。

また、自然災害による住宅の被害状況を証明する罹災証明書の手続きなどがシステム化され迅速化・均一化が実現すれば、住民サービスの向上、期待ができます。本町においても、これらを防災対策の一つと位置づけ、今後も取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、3番目の本町における林業の現状と取り組みについてということで、これも2点お伺いをいたします。

まず最初に、自伐型林業の取り組みはということで、現状をお伺いしたいというふうに思います。

自伐型林業においては、事業においての採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的な森林経営だと認識しております。取り組みやすさと、幅広い就労を実現するとされています。

以前、議会においても四国への視察研修や、地元での現場視察を行いましたが、目に見えて取り組まれているような感じがいたしません。本町においての取り組みの現状をまずはお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

現在の自伐型林業の取り組みとしましては、自伐型林業モデル林として、自伐型林業者1名及び地域おこし協力隊2名により坂本地区芳ノ谷町有林におきまして、山に優しく、災害に強い、壊れない作業道づくりの整備を行っています。

また、令和3年度から自伐型林業の推進といたしまして、町有林を活用したチェーンソーの取り扱い、伐倒・造林・搬出を軸とした研修を行っており、その研修に加え、令和5年度からバックホー操作に必要な小型車両系建設機械資格を取り入れた研修を実施しております。

なお、令和3年度から自伐型林業に興味を持たれている研修参加者については、女性12名を含めた74名となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 自分たちの山、いわゆる個人や集落ということになると思うますが、などを自分たちに見合った規模、専業あるいは兼業などの事業計画で無理のない間伐をしながら、100年、150年続く山林へと育てて、その中で採算性の取れる林業経営をしていくのが自伐型という林業の取り組みだと思います。

継続的に利益を出せる仕組みづくりと、自分たちの山を守る環境保全の両面をうまく融合させて、地域に根差した新しい林業の形であります。

本町においても植林から50年、60年といった年数が経過し、伐採の時期を迎

える中、多方面で森林伐採が行われておりますが、皆伐されて、その後植林されてもそこからまた50年、60年かかるわけであります。

皆伐再造林は、一度に多くの木を収穫でき、少ない経費で合理的であるなどのメリットもあると言われてはいますが、その間の生態系の乱れや、環境面、災害リスクの懸念がされるわけであります。

一方で、一気に伐採するのではなく、少しづつ長期的に間伐することで、木の成長を促す効果もあり、森林の価値を高めることが可能になると思います。

中山間地域の特性を生かし、林業だけでなく、農業との兼業や地域の異なる業種と組み合わせた6次産業など、森林の多目的活用が期待できると思います。

また、若い世代から中高年世代、女性や障がい者就労まで幅広い方たちが働くチャンスも生まれてくるのではないかでしょうか。

そんな中、鹿児島県では令和7年度4月開校に向け、かごしま林業大学校が準備を進められております。林業就業者向けの1年間の長期プログラムで林業の基礎から、最先端技術まで幅広い知識と技術を兼ね備えた安全意識が高く、即戦力となる人材の育成を目指すとしておられます。九州の林業を盛り上げていく一助になるのではないかと思っております。

こういったことから、自伐型林業をはじめとする林業の在り方については、多方面からアプローチをしていく必要があると思っております。

続いて2点目です。

災害に強い林業の在り方について、どう捉えておられるかということでお伺いをいたします。

このことにつきましては、昨年9月の議会定例会一般質問で質問をさせていただきましたが、皆伐によって災害のリスクが懸念されると申し上げました。

防災対策の一環として質問いたしましたので、答弁では災害対応ガイドブック等で確認していただき、早めの避難をお願いしたいとのことであったかと思います。

確かに、それが重要であることは強く認識はしております。しかし、昨年12月の常任委員会視察で現場を見られた方もおられるかと思いますが、地元の人たちにとっては脅威になっております。皆伐については、その山の持ち主、個人の契約になりますので行政から指導することは難しいとは思いますが、災害に強い林業の在り方については、今後もあらゆる面から議論をしていく必要があるのではないかでしょうか。

先ほども質問いたしました自伐型林業の推進等も含め、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

近年、集中豪雨や地震といった災害に見舞われることが増えています。これらの災害は、地域社会の基盤である森林に大きな影響を与え、林業の将来にも不安を抱かせる要因となっております。

災害に強い林業を実現するためには、まず森林の整備を適切に行う必要があります。伐採や間伐といった森林整備は、木材生産の効率化だけではなく、災害リスクの軽減にもつながります。特に、急傾斜地や河川周辺といった危険な地域は適切な整備計画に基づいた対策が必要です。同時に多様な樹種を植栽することで森林の強靭性を高めることも重要です。

また、密集した植栽だけではなく、適度な間隔を確保することで、風害や土砂崩れのリスクを軽減できます。

さらに、林道の整備も重要です。災害発生時、迅速な救助活動や復旧作業を行うために、林道は十分な強度と安全性を備えていなければなりません。また、災害時の交通遮断を防止するため、複数のルートを確保することも有効な対策となります。

最後に、自伐型林業の推進につきましては、令和3年度より行っております「チェーンソー取扱研修」を継続的に実施していき、林業の人材育成につながればと思っております。

また、本町のような急峻で災害も多い地形で林業のみの経営ではなく、農業や地域の異業種と組み合わせた半林半Xを推進することで幅広い層の人が林業に従事できると考えております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 2020年7月の熊本豪雨では甚大な被害が出た人吉、球磨、八代でありますが、昨年の5月に八代市坂本町で災害に強い林業を学ぶと題して自伐型林業の現地研修会が行われ、参加者が作業道の整備方法などを学んだと新聞に掲載されておりました。

坂本町では、熊本豪雨で放置林や搬出路の崩壊が相次いだため、災害に強い山づくりを目指そうと地元林業者らが研修会を開催し、県内から約20人が参加したそうです。

徳島県出身で40年以上自伐型林業に取り組む橋本光治さんが講師を務められ、ショベルカーで作業道の整備を実践されたそうであります。

橋本さんは適切な間伐で土壤乾燥を防ぐことができ、土砂災害が起きにくくなると説明されております。

本町議会も3年前に、坂本地区の林道で自伐型林業の現地視察を行っております。

そのときも橋本さんに来ていただき、話を伺っております。あれから3年が経ち、山間地では皆伐が進んでおります。今後、町有林の視察も予定されているようありますが、中山間地では過疎化が進んでおり、高齢者の独り暮らしが多いのも現状あります。災害が起きる前の避難もスムーズにいかか分からぬ状況であることから、行政としても何らかの対策は必要だと感じています。

また、世界的に見ても森林破壊が大雨や干ばつなどの異常気象にも深く関わっているのは間違ひありません。

また、国内を含め世界各地で発生している山林火災も同じことで、岩手県大船渡市の大規模山林火災は現在も延焼をし続けており、焼失面積は1,800ヘクタールから2,000ヘクタールを超えるまでに拡大し、依然として鎮圧のめどは立っておりません。家屋の消失も起きていて、平成以降の山林火災では過去最大となっています。

人為的な要因もあると思いますが、気候変動や森林の環境保全も大きく関わっていると私は思っております。

そういう意味でも、今後の林業の在り方については、それぞれが意見を出し合い、議論し、よりよい方向性を見いだしていってほしいというふうに思っております。

次に、4番目の質問になります。

子育て支援についてお伺いをいたします。これも2点お伺いをしたいと思います。

まず最初に、こども家庭センターの現状と今後の取り組み、ビジョンはどうなっているかということでお伺いをいたします。

こども応援課、こども家庭センターにおいては昨年4月に開設されて、やがて1年を迎えるかとしております。その間、子育てガイドブック等を作成され、利便性を図ってこられたと思います。また、先の全員協議会の中で機構改革案も示され、今後2つの係に分けて運営していくということあります。こども・若者向けのワークショップや、オンラインによる意見箱を設置されたり、町の広報紙でも健康カレンダーや子育て支援センターだよりを掲載されており、様々な取り組みをされているようですが、1年を迎えるに当たり、現在の状況と今後の取り組みはどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隅部こども応援課長。

○こども応援課長（隅部尚美君） ご説明申し上げます。

佐保の福祉保健センター湯の香苑の中に、こども家庭センターが設置され、1年が経とうとしています。

こども家庭センターは、妊婦や乳幼児の健康管理から虐待予防の対応まで幅広い

支援を行っております。関係機関と連携しながら切れ目のない支援を提供しております。

また、全ての妊産婦・子育て家庭・こども・若者のあらゆる相談に応じ、必要な支援につなげる役割も担っております。2月末の現在の相談件数は247件となっております。

窓口には、こども医療、保育園関係、児童手当等の各種手続きで来られたり、乳幼児健診の後に事務所に立ち寄られたり、授乳室を利用される方もおられます。

また、同じ施設内にはデイサービスを利用される高齢者の姿もあります。高齢者が親子にほほ笑みながら話をかけられている光景も目にすることができます。

子育て支援サービスについては、広報紙やホームページほか、インスタ等も活用して情報発信に努めてまいりました。昨年作成した美里町子育てガイドブックは子育て家庭だけでなく、全世帯に配布いたしました。

さらに、美里町母子・児童相談LINEというのを開設しました。10月からは母子手帳アプリ（みさとも）も運用しております。こちらのほうも登録をお勧めしているところで、相談LINE登録数は令和7年2月末時点です150件、母子手帳アプリも50件ほど登録がっております。

また、2階の交流スペースにおいては、月1回程度、子育て支援センターと合同でイベントを開催しております。10月に開催したちびっこ運動会には12組の親子の方が参加されました。

11月の木製遊具遊びには小学生の利用も多くあっております。

2月末時点で2階交流スペースの利用者数は延べ200人を超えるました。

さらに、今年度はこども計画における意見反映の取り組みとして、こども・若者向けのワークショップや、オンライン意見箱を開設しております。

本計画については3月7日までパブリックコメントを実施しております。

今後の取り組みについてご質問でございますが、引き続き、現在の行っている事業を強化、実施していくみたいと思っております。それに併せて、来年、令和7年度から新たな事業として、3つの事業を予定しております。

1つ目は「子育て世帯訪問支援事業」です。こちらは家事や子育てに関して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、若者のいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事や子育て等の支援をする事業になります。

2つ目は「1か月健診」です。今年度から5歳健診を実施しているところですが、令和7年度より1か月健診も導入し、より切れ目のない健診体制を充実してまいります。

3つ目は、1歳までのこどもを持つ家庭に対して、きめ細やかな相談支援体制の

充実を図ってまいります。現在、出生から1歳までに、2か月訪問や各種乳幼児健診等を合計5回実施しており、それに対して保健師や栄養士、保育士等が相談に応じております。今後は、これらの5回の面談の機会に合わせて、「おむつの無料配布」を予定しております。

そのほか、こども・若者・子育て家庭に関わる人材育成にも力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） こども計画の基本理念は「すべてのこども・若者が自分らしく生きる美里町～地域・学校・家庭・社会全体 全力応援～」となっております。その基本理念を達成すべく、4月からこども応援課を1係から2係にして支援体制を強化してまいります。

こども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有し、こども・若者の声に耳を傾け、全てのこども・若者が自分らしく生きることができる美里町をオール美里で築いていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 近年、世界を見渡せば紛争という名の戦争や飢餓などにより、重大な苦境に置かれているこどもやその家族が存在をします。国内においても例外ではありません。内容や種類の違いはあれ、こどもや子育て家庭は周囲の支援なくしては解決できない大きな問題と向き合っておられると思います。

とりわけ地方においては少子高齢化に伴う人口減少をはじめ、家族という形の変化や、働き方の多様化、また地域コミュニティへの関わり方など急激に変化していく社会の中で、子育てを取り巻く環境も大きく変化してきていると感じています。子育て世代の悩み事は、経済面、環境面、人間関係、親自身の悩み、こどもに関する事など多種多様で複雑であります。周囲に話せる人がいても、その悩みの本質までは相談できず、1人で悩むケースもあると思います。

また、幼児期は知的・感情面でも日々急速に成長する時期であるため、この時期に十分経験させることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠だと思います。

そして、そのことを我々大人がしっかりと認識し、常に关心を払うことが大切ではないでしょうか。

国や自治体もそれぞれの責務を負い、様々な施策を展開しておりますが、地域で暮らしておられる住民もこどもや子育て家庭の状況を理解し、様々な形で成長を見守り、子育ての支援が求められるのではないかでしょうか。

そういう意味では、町の子育て支援は大変重要な役割を担っておると思います。今後ともさらに切れ目のない支援と取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、2点目最後の質問になります。

5歳児健診についてお伺いをしたいと思います。

本町では、昨年5月から小学校入学前に子どもの発達状況などを確かめ、適切な支援につなげるため5歳児健診を開始されました。母子保健法では1歳半と3歳児の幼児健診は義務づけられておりますが、その他の年齢で実施する自治体へも、国が財政支援を始めております。

先月の18日には富山県魚津市議会から、この5歳児健診について、本町の子ども家庭センターを視察研修においていただいております。それだけ関心が集まっているとは思っておりますが、昨年5月の熊日に掲載されておりました内容によりますと、本町では本年度約30人が受診予定とありました。現在の状況はどうなっておるのか。また、問診や診察については、どういった形で行われておるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 隅部こども応援課長。

○こども応援課長（隅部尚美君） ご説明申し上げます。

本町では、令和6年度から「5歳健診」を開始し、これまでに年4回実施いたしました。

平成31年度生まれの31名の方が受診をされました。

5歳健診の目的は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに生活習慣、その他育児に関する支援を行い、幼児の健康の保持増進を図ること、さらに、保健指導や子育て支援が学童期にも切れ目なくつながるよう、5歳健診の結果を踏まえ、就学に向けた必要な支援を提供する地域のフォローアップ体制を構築するということしております。

本町の5歳健診は、家庭や保育園での様子が分かる質問票を参考に、小児科医が詳細な診察を行います。

また、公認心理師が全員を面談し、相談に応じます。

そのほか、保健師・保育士・社会福祉士・管理栄養士・歯科医師・歯科衛生士・看護師等も対応しております。

5歳健診は就学前の最後の健診であり、子どもの特性や生活習慣を保護者と一緒に確認するメリットがあると考えております。

支援が必要な場合は、保育園と連携しながら支援を行っております。

今後は就学に向けて教育委員会等と連携して、さらに切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） こども家庭庁は2028年度までに5歳児健診の実施率を100%にするという目標を上げております。発達障がいの早期発見や、その兆候を発見し、症状の改善につなげるのが狙いですが、必ずしもメリットばかりではないという指摘もあるようです。

本町では、昨年からスタートしておりますが、2021年の厚生労働省母子保健調査では実施率が15%にとどまっているそうです。また、近年では発達障がいと診断されるこどもが年々増加しているとのことで、文部科学省のある調査によりますと、発達障がい児の数は、2006年時点です7,000人足らずだったのが2020年には約14倍の9万人を超えたとしております。

5歳児の段階では判断が早い場合もあり、診断がつかないのに発達障がいと見分けがつかない症候を示している状態、いわゆる発達障がいもどきという問題が発生していると専門家は指摘をしております。

そういった診断名をつけることで、逆にこどもの成長を妨げることのないようにしなければならないと思います。

また、発達障がいのこどもを探すことだけが、5歳児健診の役割ではなく、こどもの強みや弱みなどが分かることで、保護者としてもどう対応していくか、子育ての仕方にも関わってくるとした上で、支援が必要な子も、そうでない子も、情報が早めに学校に伝わることで、学校側の支援や受け入れ体制が確立できることが期待されると専門家は述べております。

5歳児健診が今後普及することで発達障がいの理解がさらに進み、しっかりととした形の中で早期に遅れや支援が必要なこどもを見つけ、社会生活にうまく適応できるような取り組みを今後もお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時20分といたします。

—————○—————

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、9番、今田政行議員の一般質問を行います。今田政行議員。

○9番（今田政行君） 9番議席、今田政行と申します。本日は3点につきましてお尋ねをしてまいります。

1点目、今後の農業について。2点目、子育て環境について。3点目が生活支援についてでございます。

まず1点目の今後の農業についてでございます。

第217回通常国会が開催されておりますが、令和の米騒動ということで話題提供しておりますけども、生産者の思いと消費者の思いがあまりにも乖離しているんじゃないかなというふうに思えるところでございます。

そのような中で、石破首相は施政方針演説の中で、農業では付加価値を高めて基幹産業として確立するとし、農地の大区画化や米の輸出に意欲を示して、地方創生を掲げて、地方への人の流れを生み出すとされております。

農林水産業や食品産業を儲かる産業にすると表明され、スマート技術の活用や、農地の大区画化などへ生産基盤を強化すると言っておられます。疲弊が続く中山間地域では全国の耕作面積が約4割、また総農家数でも約4割が実在しております。種々の補助事業等での要件緩和を希望するものであります。

そのような中、本町の現状を見ますと、農業従事者の減少によります耕作放棄地の増加があちこちで確認できるようになっております。我々団塊の世代がリタイアした後、どのくらいの方が農業者として従事されるのか、悲観的かもしれませんけども、心配をされるところであります。

先般、5年ごとに実施されます農林業センサスの国勢調査がありました。2020年のデータでは、町内で総農家数が878戸、うち販売農家数が530戸となっております。5年前と比べ、どのように変化しているのか、興味深いところであります。

また、本町の第2次振興計画の後期基本計画も7年度は5年間の最終年度となり、進捗状況の検証も必要であるかと思われます。

基本計画の施策で、多様な担い手の確保と育成を図るとありますが、期間中に形態は問いませんけども、新規就農者があったのか、なかったのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

「第2次振興計画（後期）の期間中の新規就農者があったのか」とのご質問でございますが、第2次振興計画（後期）の期間が令和3年度から令和7年度の期間でございますので、その期間中の新規就農者が現時点で21名ございます。

内訳としましては、認定新規就農者が1名と新規就農者が20名でございます。

新規就農者につきましては、農業従事者の減少や荒廃農地の増加対策への一環といったしまして、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法でございますが、その一部改正によりまして、農地取得に関わる下限面積が撤廃され、農業委員会の許可は必要ではございますが、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する方も農地の取得ができるようになりましたので、新規就農者として人数に加えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 制度改正によりまして、非農家だった人も農地を取得し、農業を始められるというふうになったため、新規就農者が20名となったという説明でありますけれども、大小にかかわらず、就農されたことにつきましては、まあ言えば頼もしく評価できるところだと思っております。

石破首相は世界の中で農地を減らし、農業生産を減らしてきたのは、日本ぐらいのものと持論を展開されておられます。どのような形ででも、農地の減少を防ぐという観点からは、よいことだと思っております。

また、基本計画におきまして、効率的な営農体制の確立で組織づくりに取り組みますとあります。以前からお話をしておりますとおり、個人で管理できなければ、組織で管理するとし、法人組織の育成あるいは公社の立ち上げ等々の取り組みはできないものかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご質問のとおり、本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であると認識しております。

少子高齢化の影響により、担い手の確保が難しく、農業者数は年々減少傾向にあります。加えて、世界情勢の影響により、物価の高騰が顕著であり、農業経営を維持していくにも大変苦労されていると感じております。

さらには、後継者不足により、今後、所有している農地を継承することができないなど、農業分野の課題は山積している状況です。

このような中、荒廃農地等の増加を少しでも抑えるため、農業法人の育成や農業公社の組織づくりは、これから本町の農業分野の状況を鑑みると、大変重要なものと考えます。

農業法人等の設立については、まず、組織の中心となるリーダーが必要となります。また、組織経営や経理を一元化する必要があるため、その事務を担う人材が必要なことや、詳細な合意形成（組織の目的や組織を構成するメンバーの意識と意欲）が不可欠となるなど、幾つもの課題を解決する必要があり、新たな農業法人等

の設立が進んでいない状況です。全国的に見ても、中山間地域における法人等の組織化は、圃場条件の悪さから、ほとんど進んでいないと伺っております。

また、国が仰るように、そう簡単に組織化していくというのは、なかなか人的にも難しいのではないかと考えているところです。

とはいって、できる限り農地の荒廃は防がなければなりません。農業法人を設立した場合、その法人は収益を上げる必要があります。収益を上げるには、圃場環境の整備や機械の大型化は避けて通れません。

今後、町では法人や公社を立ち上げた場合、どこで、誰が、何を生産するのかなど、持続可能な法人や公社の設立が可能かなど研究してまいります。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） お話のとおり、立ち上げともなれば非常な労力もかかりますし、大変だと思っております。しかし、公金を使ってでも組織づくりをする価値はあるというふうに思っております。組織には雇用が生まれますし、継続性がありますので、継承の心配もありません。ちなみに、将来的に農地を管理していくためには、やはり立地、今お話もされましたとおり、立地条件が一番条件であろうと思っております。

棚田で狭隘な土地にトラクターを入れるのも、まあ言えば、命がけで行わなければならぬようなところは、誰も借り手はありません。そのような中で、現在進行中の基盤整備の計画もありますが、現在の基盤整備率はどのくらいかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町における、基盤整備のうち、圃場整備を実施している圃場整備率としましては、農用地区域の田・畑に対し、整備率面積が 370.7 ヘクタールで、約 43 % となっております。

現在、実施中の圃場整備事業が完了しますと、整備済み面積が 384.9 ヘクタールとなり、整備率が約 45 % となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 基本計画の施策に農業基盤整備を推進し、作業労力の軽減、利便性の向上を図るとあります。町長の施政方針でも同様のことを発しておられます。基盤整備はあくまでも地元からの要望が基本であります。現在、基盤整備率が 43 から 45 % ということですけども、言えば、全ての農地を基盤整備することは不可能なことあります。簡易な農地の基盤整備を支援する農地耕作条件

改善事業で農地中間管理機構を通じた農地集積を前提に、農家による費用負担はなしで事業が実施できる制度もあります。詳細の要件は把握しておりませんけども、5ヘクタール未満の未整備農地を対象に事業実施が認められております。

このような事業も含めまして、行政として説明会を開いたりして理解を求める中で、事業推進をする考えはないのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

本町では、熊本県が行う県営事業としまして「中山間地域総合整備事業」が実施されており、農業用水路改修（隧道工事）が行われております。

現在、工事を実施しております「中山間地域総合整備事業」の事業完了予定年度につきましては、令和10年度以降となっておりますが、残りの工事量を見てみると、工事費が高額であることに加え、工事の時期が制限されるなどの施工条件もあり、事業期間は今後延びる可能性も考えられます。

また、県営事業として「農業競争力強化農地整備事業」により、圃場整備1地区を来年度、事業採択に向けて取り組んでいるところです。

このような事業の進捗状況ですが、「中山間地域総合整備事業」により、第2美里地区として、圃場整備3地区と、ため池の改修1か所の計4工区を、早期事業採択に向け、現在、熊本県と連携を深めながら、取り組んでいる状況でございますので、第2美里地区の事業採択後に、次期補助事業への取り組みの要望調査を計画できればと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 未整備地域におきましては、ほとんどのところで将来、耕作放棄地の農地になるという可能性が高いと思われますけども、整備すれば価値も上がるでしょうし、耕作の継続も可能あります。ぜひ取り組みを行っていただきたいと思うところであります。

一方、現状のままでいきますと、耕作放棄地は増えるばかりでありますし、獣のすみかにもなり、ますます獣被害の拡大にもつながります。楽しみで耕作されておられます家庭菜園も損なわれてしまわれることにもなりますし、今後大きな課題になる事案であるというふうに思っております。

次に、増え続けるであろう耕作放棄地の対応はどのようにされますかということのお尋ねをしておりますけども、先ほど町長のほうで組織の立ち上げ等々の中で、それはクリアされていると思いますので、あえて質問は控えたいと思います。

中山間地域等直接支払制度に加入している土地につきましては、管理が義務化さ

れておりますが、そうでないところが荒れていると思われます。

制度加入の集落においても、高齢化を理由に次期対策には加入を見合わせるというところもあります。耕作放棄地が進んでいけば、集落の存続にも影響があると思われます。そういう中で、今後の農業振興ということでお尋ねをしたいと思いますけども、先ほど同様、町長のほうで、2番の中で答弁をいただいておりますので、あえて質問は避けたいと思っております。

昨年の第1回の定例会におきましても同じような質問を進めてきましたけども、私は一農業者としまして、優良農地であっても管理ができなくなる、荒れていく姿を見るにつけ、将来の本町の農業を危惧するものであります。継続できる体制の構築をぜひ望むところであります。

次に子育て環境についてお尋ねをいたします。

こども計画の趣旨は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進するとなっておりますが、本町のこども計画の進捗状況及びその完成はいつであるかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隅部こども応援課長。

○こども応援課長（隅部尚美君） ご説明申し上げます。

本町においては子ども・子育て支援法に基づく、第3期子ども・子育て支援事業計画、5か年計画になりますが、こちらを策定するに当たり、こども基本法、こども大綱の趣旨を踏まえ、本町のこども施策を分かりやすく体系化するとともに、より一層充実させることに加え、こども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れたこども基本法に基づく「美里町こども計画」を策定いたします。

令和5年度からこれまで4回のこども計画策定委員会を開催してまいりました。現在、美里町こども計画の素案について3月7日までパブリックコメントを実施中でございます。町民の皆様から寄せられたご意見を参考にして、最終的に3月19日に予定しております第5回美里町こども計画策定委員会で承認いただいた後に完成しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時42分

再開 午後2時43分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 再開します。

今田議員。

○9番（今田政行君） こども計画の目的や内容は、地域や状況に応じて設定をされます。その一環として、こども・若者・子育て当事者の意見を反映する取り組みとして、ワークショップ形式での意見をいただいたと思いますが、昨年9月に実施されましたこども・若者ワークショップ実施計画についてのご意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 隅部こども応援課長。

○こども応援課長（隅部尚美君） ご説明申し上げます。

こども・若者ワークショップでは、こども計画におけるこども・若者の意見反映の取り組みとして、まちの将来像や必要な取り組みに関するなどをワークショップ形式で話し合ってもらうとともに計画策定への住民参画の機会とすることを目的に、昨年9月に2回実施いたしました。

1回目は若者向けワークショップを開催し、役場職員12名の参加がありました。意見の中には、進学や就職時の若者が転出後、地元に戻らないことが課題として上げられました。転出後も、「いつか美里町に戻ってきたい」と思える町にするために、「幼少期・思春期の経験が大切」だという視点を持つ方が多くいました。

その他、住環境や交通インフラの整備に加え、若者や子育て世帯が住みやすい環境づくりの一環として小児医療や病児保育の充実を求める声がありました。

2回目は、こどもワークショップを開催し、小中学生計6名の参加がありました。相談する人については、身近な人に相談したいという小学生に対し、中学生は身近な人には相談しづらいといった意見も出ました。

今回のワークショップでは、参加者の積極的な意見を聞くことができ、計画策定や今後の支援の在り方を考える上で大変参考になりました。

出された意見の全てを今回の美里町こども計画に反映することは難しいものの、要望の多かった病児保育については、令和7年度から検討・実施する方向にしております。そのほか、貴重な意見は関係機関と共に共有し、引き続き検討してまいります。

また、今後もこども・若者及び子育て当事者の方が自分の声を届けられる、意見を表明できる環境を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） まさしく問題点の共有で皆さんと同じ考えだと感じたところですけども、子育て環境には住環境、交通環境、職、職場ですけども、職環境、教育環境等々で課題が発生しております。よって、その対応についてのお考えをお尋ねいたしますが、まず学童保育、病児施設の充実の要望が出されております

が、その現状と対策についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 隅部こども応援課長。

○こども応援課長（隅部尚美君） ご説明申し上げます。

まず、学童保育についてでございますが、放課後児童クラブという呼び方をさせていただきます。こちらは、町内の小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の保育及び健全育成を図ることを目的とした施設で、町内に2か所ございます。堅志田学童クラブと、はちす児童クラブになります。

利用料は月額4,500円で、8月のみ月額8,000円となっておりますが、令和6年度より8月の利用料について3,500円の減免を行っております。

令和5年度の実績になりますが、堅志田学童クラブは月平均31人、はちす児童クラブ月平均31名の利用がございます。

続いて、病児施設についてのお尋ねですが、本町では現在、病児保育は対応しておりません。病後児保育事業を中央青葉保育園で実施しております。

病後児保育は、保護者の就労等の理由により、自宅での保育が困難な病気の回復期にある満1歳児から小学6年生までの児童を施設で一時的にお預かりし、保育を行う事業でございます。

令和5年度の実績になりますが、利用状況が実人数12名、延べ14日間になります。

今回の病児保育の要望を受け、令和7年度からは「病児保育」を町内2か所で実施する予定にしております。

病児保育とは、風邪などの症状があっても、病状の急変が見られない児をお預かりしまして、保育を行うものです。専用のスペースを確保して、保育士だけでなく、看護師も常駐する体制を整え、安心して利用できる環境整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 病児保育を令和7年度より町内2か所で実施の予定ということですけども、一番困ったときの助け船的な施設だと思っております。より利用しやすい施設であることを希望するところであります。

また、何と言っても環境問題で一番に上がるのが、住環境ではないでしょうか。住むところがなければ、ほかのところに行かざるを得ません。美しい里創成課に宅地開発室もできたことですので、簡易水道事業に關係なく、できるところからスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いますが、子育て世代や若者世代が住める住宅の整備についてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 町長の急な体調不良により、代わって私の方で説明をさせていただきます。

子育て世代や若者世代が住める住宅の整備はというお尋ねでございます。

中央北地区における宅地開発を進めるため、現在、複数のハウスメーカーや工務店のネットワーク等と、住宅建設に向けた協議を進めております。

昨年、議会の皆様も視察に行かれましたけども、千葉県の多古町の「すくすくたこテラス」は、子育て世代を呼び込むための一つの好事例であるというふうに考えております。

本町で同様の事業を取り組むとした場合には、建設場所としましては、町有地である有安工場跡地が一番の有力な候補になるんじゃないかなというふうに思っております。

今後、多古町や、周辺市町村の事例を参考にしながら、ターゲット層の設定、ニーズ予測と建築戸数の想定、間取りや占有面積、整備手法、それから財源の確保など、実現に向けた具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） なかなか右から左へとできることじゃありませんけども、やっぱりスピード感を持って対応していただきなければ、もう人がいなくなったりやあ、どうにもならないと思います。

ところで、先般子育て中の保護者の方とちょっと立ち話をしました。そのとき言われたのが、子どもが学校から帰ってきても、地域で遊ぶ子どもが、お友達がいないと。また、塾に行くにも町外まで連れていかなくちゃいけないということ。中学校での公営塾は評価しますけども、3年生のみということであって、1年生からはできないのかというような話もちょっといろいろご意見を聞いたところですけども、そういう中で、自分も今後の身の振り方というか、家族のことを今、思案中であるというふうなお話までされておりました。ほんの一部のご意見かもしれませんけども、そういうお話を聞きながら、言えばできることから、できること、あるいはできないこともありますけども、可能なことから取り組む必要があるのではないかというふうに、そのとき思ったところであります。

続きまして、高校通学時の交通費の補助についてのお尋ねでございます。

この件につきましても、昨年の第1回の定例会におきまして、通学費、寮費、下宿費、あるいはアパート費の支援として、就学資金の創設について質問をさせていただいておりますが、今回はワークショップでのご意見の中に通学費補助というご

意見がありましたので、あえてお尋ねをしたところであります。

国では全ての高校の授業料の無償化が検討されつつありますが、別の費用として、住む場所によって異なるものがあると。それが第一に通学費であったり、旅費、下宿費であるというふうに思いますが、そういう、まあ言えば、住む場所によって不公平感があるということであれば、やっぱりそういうところに行政としての負担ができないものかと思いまして、言えば、通学費等の補助についてのお考えをお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員のおっしゃるとおり、本町には高校がございませんので、ほとんどのこどもたちが中学卒業後は町外へ通学することになります。

通学方法としては、バスや電車などの公共交通機関、自転車やバイク、保護者の送迎、または学校の寮や下宿など、様々であると考えられます。

県内では、幾つかの自治体で公共交通機関の定期券補助や、バイク通学経費補助、寮費や下宿代の補助、自転車ヘルメット購入補助などがあるようです。

内容としては、隣の山都町のように地域内の高校への進学率を上げるための補助や、その自治体に住民票を有する保護者への補助など、地域課題の解決や保護者の経済的負担の軽減、定住促進等に向けたものとなっております。

本町におきましても、こどもたちの通学の現状を把握し、取り組まれている自治体の支援策を参考にし、財政的な面も考慮しつつ、通学のみならず、魅力ある支援に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） ぜひ、ご検討をお願いをしたいと思うところであります。

次に、小中学校の統合についてのお尋ねでございますけども、これにつきましては、午前中、6番議員の方からいろいろ質問があっておりませんので、重複するところもあるかもしれませんけども、私からもお尋ねをしていきたいと思います。

今回、中学校の在り方に関するアンケート調査ということで調査をされておりますが、そのとき、ふと思いましたのが、じゃあ、もう最初から中学校だけの統合を課題とされてるのかなと。言えば小学校も含めた、言えば一貫校であったりとか、義務教育学校であったりとか、そういう部分は検討されていないのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 午前中も申し上げましたとおり、今回のアンケートは、中学校の在り方について意見をいただいたところでございます。小学校の在り方については、直接質問はしておりません。ただ、回答の中に小学校を含めたご意見

もいただいたところです。

今回のアンケート結果や、今後の児童生徒数の推移や、学校の現状等を見ましても、できるだけ早い段階で、小学校も含めた今後の学校の在り方を考えなければならないと思ったところでもあります。

繰り返しになりますが、当事者となる児童生徒や保護者、地域の方々の声を聞き、他自治体の先進事例等も参考にしながら、本町に合った教育環境の整備について慎重に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 前回から中学校の統合というふうな言葉でずっと来ておりますけども、当然、小学校のほうもですね、そういう時期になってくるんじゃないかなというふうに考えるところでありますので、ぜひ一体的なことからご検討をお願いしたいなというふうに思うところであります。

ただ、そのときに、まあ言えば、当然空き校舎というのも出てくることはもう確実でありますので、その空き校舎の利活用につきましても、これ非常に何もかも一緒にというのも厳しい状況かもしれませんけども、空き校舎の利活用も、言えば同時進行で検討していくのであれば、やっぱり地元の人から見れば、幾分か安心されるんじゃないかなと、そういう部分も感じるところでもございます。ぜひ行動を起こしていただきたいというふうに思うところであります。

続きまして、3番目の生活支援につきましてお尋ねをいたしますけども、政府は物価高騰対策として、2024年度補正予算に約1兆1,000億円規模の地方交付金を計上、低所得者に1世帯当たり3万円の給付金を支給することとしましたが、言えば実務を担う自治体の対応が追いつかず、今年3月までに給付金支給を開始できる自治体は全体の、全国ですけども7割で、残りの3割は時期も未定であるという報道がありました。

本町におきましては、本年1月16日に招集の令和7年第1回美里町議会臨時会におきまして、上程され、全員一致で可決をしたところであります。

その後、どこまでの作業が進んでいるのか、または支給されているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

ご質問の物価高騰対策における低所得者世帯支援給付金（以下給付金と申し上げます。）につきましては、議員ご紹介のとおり、本年1月16日の令和7年第1回美里町議会臨時会において一般会計補正予算（第10号）にて予算を認めていただ

きました。

国の令和6年度補正重点支援地方交付金（低所得者支援枠）を財源としまして、令和6年度における住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するものとなります。

国からは各市町村においては、物価高に伴う影響を被る低所得者世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられる旨の依頼がなされております。

なお、近隣の自治体、2つの市、それと3つの町の動向を確認しましたところ、第1回目の支給については、2つの市が3月中旬、3つの町が4月中旬頃の予定とのことでございました。

本町の対応でございますが、2月上旬のシステム改修後、対象世帯を抽出し、2月の12日には対象世帯宛ての給付のお知らせ通知を発送し、給付金の振込先口座が確定した対象世帯には、去る2月28日に第1回目の給付金の支給を完了しているところでございます。この第1回目では1,336世帯へ4,008万円の支給を行っておりますので、対象世帯の約9割について給付金の給付が完了したところでございます。

今後、残りの対象世帯には、確認書による口座の確定等を行い、速やかな給付金の支給に努めてまいります。

なお、対象世帯の中に18歳以下の児童における1人当たり2万円のこども加算につきましては、こども応援課において、3月末の支給に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 対象世帯の約9割に給付がなされたということで、迅速な対応をいただいているというふうに思いました。残りの世帯につきましても、速やかな給付ができるなどを願うところであります。

また、物価高騰の影響は課税世帯にも燃料、生活用品、食品等々の高騰で大きな影響を与えております。高森町では、物価高騰は全世帯に及ぶなどとして課税世帯向けに独自の給付金事業を創設し、同額を3月中旬を見込みに給付すると報道がなっております。本町におきましても内容は同じでありますので、大きな影響を与えております課税世帯にも、同等の給付のご検討はできないものか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ただいま議員からお話をありました高森町の課税世帯にも3万円を給付するということについては報道の内容になりますけども、承知をし

ているところでございます。

本町で、では課税世帯に支援金を給付するということになりますと、1月末の現在で課税世帯がおよそ2,600世帯という試算になります。仮に、その2,600世帯に3万円を給付した場合、新たに約7,800万円の財源が必要となります。

限られた財源の中で、現時点で7,800万円を捻出することは容易ではなく、現段階で課税世帯への支援金の給付は非常に難しいというふうに考えております。

ただ、議員ご指摘の物価高騰の影響は全世帯に及ぶということに対しましては、私たちも同じ思いを持っております。そういうことで、今回の補正予算のほうに町民1人当たり5,000円分の暮らし応援券の事業予算を計上させていただいてい

るところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） これで私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、今田政行議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日5日水曜日から明後日6日木曜日は休会とし、明日5日水曜日は午前10時より、各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日5日水曜日から明後日6日木曜日まで休会とし、明日5日水曜日は午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことと決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日7日金曜日は、午後1時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 3 時 0 4 分

第 3 号

3 月 7 日 (金)

令和7年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月7日（金）

午後 1時00分 開議

1. 議事日程

日程第1	各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第2	議案第27号 令和7年度美里町一般会計予算
日程第3	議案第28号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第29号 令和7年度美里町土地取得特別会計予算
日程第5	議案第30号 令和7年度美里町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第31号 令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第32号 令和7年度美里町生活排水事業会計予算
日程第8	議案第33号 令和7年度美里町簡易水道事業会計予算
日程第9	議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
日程第10	同意第1号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて
日程第11	同意第2号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて
日程第12	同意第3号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて
追加日程第1	議案第35号 美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変更について
日程第13	議員派遣の件について
日程第14	各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第15	議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	平野保弘君
3番	吉住淳一君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君

7番 濱田憲治君
9番 今田政行君

8番 福田秀憲君
10番 上田孝君

3. 欠席議員 (なし)

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	澤山誠君	税務課長	松永栄作君
住民生活課長	宮崎博文君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	中川利加君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設係長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	島田昌臣君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君
こども応援課長	隈部尚美君		

5. 事務局職員出席者

事務局長 立道誠君 書記 野田まや君

開議 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（上田 孝君） お諮りします。ただいま上田町長より追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、議案第35号とし、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程が入りました議事日程表と議案書を配付してください。

配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

-----○-----

日程第1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） それでは、令和7年第1回美里町議会定例会において委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

令和7年3月5日水曜日午前10時より中央庁舎議会委員会室にて行っております。参加者は福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。執行部より坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、松永税務課長、島田会計課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会をしております。

まず、議題としまして、令和7年度美里町一般会計当初予算について、各課より説明を受けております。主な点だけ申し上げます。

総務課では、令和7年度地方財政計画による収入見込額の普通交付税・特別交付税は、令和7年度歳入の約47%を占める金額で予定をされております。これは令和6年度より約8,000万円の増加を見込んでおられます。

また、業務の効率化を図るために、生成AI、チャットGPTを活用する導入委託料も組まれております。

町内17か所に設置してある公衆無線LANクラウドサービス、フリーWi-Fiスポットの機器のサポートが終了するため、機器の更新を行うことになっております。

熊本県内の県立高等学校において、令和7年度から自転車の乗車時のヘルメット

着用が義務化されることで、着用率の向上、交通安全に対する意識向上・啓発のために、ヘルメット購入の助成を行われます。

町債の償還については、令和 9 年度までは 10 億円を超える償還額となっております。

次に、美しい里創生課では、宅地開発に伴う開発構想計画策定業務委託料とし、中央北地区内に 2 か所を策定地とし、計画図の作成を予定をされております。

地域公共交通再編のための実証運行委託料が組まれ、交通業者への支払い、予約配車システム、コールシステム及び啓発費用の内容で組まれております。併せて、実証実験のために車両 3 台を購入予定でございます。

観光戦略策定業務委託料として、主にインバウンド客の対応をする観光戦略費を組まれております。国の補助等を活用され、様々な補助予算の計画を組まれておりますが、申請の可否で業務の本数も変動になるという説明でもありました。

次に、学校教育課では、学校再編検討委員会を設置され、各学校 P T A 5 名、嘱託員 2 名、学識経験者 1 名の予定で実施をされ、情報の共有化を図り、今後の学校再編、義務教育学校等の在り方、やり方等について検討される予定であります。

砥用小学校のスクールバスやまばと号が、初期登録年が平成 14 年 3 月で 23 年目を迎えることと、2 月末での走行距離が 27 万 3,000 キロを超えていることから、新しく購入をされる予定です。

学校 I C T 機器の生徒・教職員の端末を 3 か年で更新をされていきますが、購入に当たっては、熊本県の共同調達方法で購入計画をされ、宇城管内でも購入時期を揃えられるということでありました。

小中学校 3 校で給食備品の不具合があり、購入費が組まれており、3 つの備品が更新されることでございます。

次に、社会教育課では、文化交流センター舞台音響設備修繕料とし、令和 6 年度では音響調整卓等の改修を行っておりますが、関連したアンプ部分の改修を予定をされております。

堅志田城跡地災害復旧実施設計委託料とし、令和 8 年度から災害復旧工事を開始し、令和 12 年度まで災害復旧工事を終える計画を立てられます。国庫補助率は 70 % はございますが、工事費が莫大になれば町の持ち出しも増えることとなるということです。

社会教育施設の修繕料として、総合体育館、カントリーパーク、B & G 海洋センターの修繕費を組まれております。また、カントリーパークの支障木の伐採も計画をされているところです。

昼から現地調査としまして、まず、カントリーパークの支障木伐採箇所等の確認

をしております。カントリーパークのグラウンド周囲の樹木が大きくなり、グラウンド面へ伸びた枝やフェンスネットを越えている樹木等もあり、伐採と剪定をされる予定です。また、階段から登り上がったところにフェンスを新しく設け、環境整備を図られる予定であります。

次に、堅志田城跡地災害箇所の確認をしたところです。平成28年熊本地震とその後の豪雨により被災した表土や豪雨による表層滑りなど、多くの被害がそのままになっております。豪雨の被害は城跡に通じる林道にもありました。被害を受けたところは工事がされており、車両で史跡まで行けるようになっておりました。令和7年度で被害調査及び、国指定の史跡となっていることから、復旧工事のやり方など工事内容を検討されていく予定であります。

次に、砥用庁舎防災無線室Jアラート機器の更新、防災行政無線更新工事の現場を見ております。防災無線の親卓の更新及びJアラート機器の更新も行われておりました。防災行政無線の更新では、受信機から聞こえる音声が聞き取りやすくなつたということを、町民の方から聞いております。今後は避難情報や集落単位での情報を受ける仕組みにもなり、町民の安心・安全や情報の共有にもつながる機器類の更新だと感じたところです。

最後に、川越社会教育センター、川越社会教育センターほか解体工事現場を見ております。川越社会教育センター体育館及び保育所、旧プールの3か所を解体される予定です。既に保育所は解体をされており、体育館の解体が進められておりました。今後、地元の要望である簡易トイレの存続と、旧プールを解体後に道なりに土砂等を入れ、駐車場として整備をされる予定であります。工期が3月28日となっておりますが、間に合う手順で解体をしているという説明がありました。

以上で、議題としました内容を終えております。報告漏れがございましたら、他の委員さんからよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので、申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会、坂田竜義委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 第1回定例会中に、産業厚生常任委員会活動を行いましたので、報告いたします。

3月5日午前10時より、大会議室におきまして、高田議員、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田、執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、中川健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長出席のもとに会議を行いました。

令和7年度の一般会計当初予算を中心に、特別会計は除いております。一般会計当初予算の特徴的なものについて審議をいたしました。

まず、福祉課では、成年後見センター事業委託料として937万円、民生委員児童委員協議会運営費補助金300万円、eスポーツでいい里づくり事業委託料673万円、老人保護措置費負担金2,735万円、宇城圏域市町村（基幹のほうも含む）相談支援事業委託料として4,747万円、基幹については12月に債務負担行為を行ってあります。重度心身障害者医療費助成金として2,040万円、地域生活支援事業費849万円、障害福祉サービス費等給付費3億8,170万円、介護保険特別会計繰出金3億924万円、指定管理者選定審議会委員報酬などについて審議を行いました。

こども応援課では、歳入として、特に子育て関連施設の環境改善のため、こども・子育て支援事業債（機能強化事業）ということで900万円借入しております。歳出では、病児保育事業委託料2,052万円、子育て世帯訪問支援事業委託料135万円、保育体制強化事業補助金480万円、保育所等環境整備事業費補助金1,000万円、母子手帳アプリ改修業務委託料472万円、妊婦支援給付金360万円等について審議を行いました。若干の質疑がありました。

健康保険課では、国民健康保険事務費1億22万円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金（特別会計）2億1,606万円、がん患者アピアランスケア推進事業補助金8万円、予防接種委託料3,183万円（内、帯状疱疹ウイルスワクチン414万円、これは新たに出てきたところであります。ほかは新型コロナワクチンの関係でございます。）等について審議を行いました。

上下水道課では、簡易水道施設整備補助金300万円、簡易水道事業会計補助金1億2,192万円、特別会計で特徴的なものとして、簡易水道会計、簡易水道事業経営戦略策定業務委託料として600万円、企業債として7億9,600万円が

借入れと。一般会計補助金として9,234万円、これは入りのほうです。出のほうとしては、浄化槽管理委託料1億89万円、工事請負費6,058万円などについて質疑応答がありました。

続きまして、農業政策課では、地域おこし協力隊員報償費640万円、同じく活動助成金400万円、中山間地域等直接支払交付金8,320万円、農業用機械等導入補助金710万円、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業交付金1,000万円、新規就農者育成総合対策補助金300万円、工事請負費900万円、農業農村整備事業負担金7,616万円、町単独土地改良費補助金7,816万円、多面的機能支払交付金3,585万円について説明があり、質疑がありました。

森づくり推進課では、バックホーの購入費として300万円、地域おこし協力隊活動助成金400万円、宇城植樹祭関係で54万円、森林・山村多面的機能発揮対策負担金36万円、林業用機械等導入補助金150万円等について説明がございました。

建設課では、災害応急対応等手数料300万円、緊急自然災害防止対策事業800万円、町営住宅修繕料等525万円、河川維持工事4,910万円、単県工事負担金350万円、老朽危険空き家等除却推進補助金400万円、住宅耐震化支援事業補助金342万円、町道維持工事測量設計委託料700万円、社会資本整備総合交付金事業2,700万円、同通学路対策として1億円、同一般改良として3,200万円、単独改良事業として2,500万円、道路メンテナンス事業委託料として4,700万円、同工事費4,400万円等について説明があり、質疑がありました。

現場調査といたしまして、有安の旧工場跡地、宅地開発の予定地であります。2点目として中央北配水場予定地の近くの駐車場整備の予定地でございます。カントリーパークのところを見に行きました。3点目は病後児保育事業、中央青葉保育園の中にありますところの保育施設を調査をいたしました。以上3か所でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第27号 令和7年度美里町一般会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お詫びします。本案の質疑は逐条としますか、一括としますか。

[「逐条でお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） それでは、本案の質疑は逐条で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

それでは、本案は逐条質疑で行います。あらかじめお配りしております表のとおり行います。

まず、1ページから11ページ。

次、12ページ款の1町税から、13ページ款の2地方譲与税まで。

14ページ款の3利子割交付金から、19ページ1枠目の款の13使用料及び手数料まで。

8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について質問いたします。

ページが17ページ、ここに消防使用料ということで防災行政無線の使用料があります。これについて、今度新しく4月1日からは新しい防災無線が稼働するわけでございますけれども、この使用料につきましては前年度と全然変わらないということで、せっかく更新したので、歳入についてはなかなか歳入のところを見つけられないで、この辺りの料金改定なんかは考えておられないのか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

令和7年度の当初予算の使用料につきましては、例年どおりの金額を計上させていただいておりますが、議員ご指摘のとおり、今後の使用料につきましては、検討委員会の中で検討させていただきたいと思いますが、令和7年度はそのまま現行の料金で徴収したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） これは合併当初に導入されまして、それから今まで至って

いるわけですけども、最初に決めたときに、月に50円でいいだろうということで、いろんな案が出ましたけれども、取りあえず安い値段で、みんなかたっていただくような形で、月に50円でやろうということになりましたけれども、もうそれから何十年も経っておりますので、これは見直して、貴重な収入源でもありますし、皆さんに少しご負担いただいて、ちょっと考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。検討方お願いいいたします。よろしいですか。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 議員ご指摘のとおり、運用開始から数十年経っておりますので、今後の在り方について、先ほど言いましたように、検討委員会で検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかにありませんか。進行します。

19ページ2枠目の款の14国庫支出金から、22ページの1枠目の款の14国庫支出金まで。

22ページ2枠目の款の15県支出金から、26ページ1枠目の款の15県支出金まで。

4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 4番、隈部です。ただいま上程中の令和7年度一般会計の中の24ページ、款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節の1の農業補助金の下から2段目の農業次世代人材投資事業補助金ですけど、どのような補助金で、目的は何かをお教えください。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業次世代人材投資事業補助金につきましては、財源的には国庫補助100%の補助でございまして、認定新規農業者の経営確立を支援するための補助金ということになっております。一人頭1年間で150万円まで頂けるという補助の内容でございまして、最長5年間ということで、一応現在3名の方が頂いておられまして、年間で150万円でございますけれども、75万円ずつ、年度に2回お支払いするような形になっております。

内容としましては以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） この補助金ですけど、81ページも同じ補助金があります。

これはやはり後継者不足、担い手不足、そういうので補助金が支給されると思います。どんどん力を入れていただきたいと思いますので、よろしく。[81ページは「歳出」記載の旨指摘あり]

○4番（隈部 寛君） 歳出のほうですかね。分かりました。

以上です。終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

26ページ2枠目の款の16財産収入から、27ページ款の17寄附金まで。

28ページ款の18繰入金から、32ページ款の21町債まで。

進行します。

歳出に移ります。

33ページ款の1議会費から、34ページ1枠目の款の1議会費まで。

34ページ2枠目の款の2総務費から、41ページ上の枠の節の26公課費まで。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番です。令和7年度一般会計当初予算について質問いたします。

予算書の38ページになります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の12委託料になります。その中の真ん中ぐらいにDX人材育成業務委託料というのが766万計上されています。委託料については合計で2,466万7,000円ということで、その中でも一番金額的には高いということになっております。この内容ですね。どういったものかというのが1点。

それから、同じ枠内になるので、もう1点質問します。同じく節の14工事請負費になります。防犯灯設置工事ですね。これについて、昨年も200万、今年も200万同じように計上されておりますが、今年度の場所と本数、分かればお聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まず、1点目の委託料のところのDX人材育成業務委託料766万円につきましては、これは令和6年度から実施しておりますけども、職員一人一人があらゆる行政業務においてデジタル化を意識し、業務改革に向けた取り組み、また、自らDXの推進役となるように、係長級の職員に対して機運醸成やスキルアップ、底上げなどを行い、DXの人材育成のセミナーを開催をする予定でございます。

それと、もう1点でございます。防犯灯の設置工事ですけども、防犯灯の設置工事200万円につきましては、まず1点目が国道443号線、地区にしましては中地区から椿地区にかけて、詳細な場所につきましては鶴場から中央碎石付近までに

かけまして7本の防犯灯の設置工事を予定しております。それと、国道218号線、内山地区になりますけども、これは南栄から靈台橋方面に3本の防犯灯を設置しております。ただ、防犯灯の数につきましては、今後の状況次第では変更になるかと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 分かりました。質問を終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

41ページ款の2総務費、項の1総務管理費、目の2文書広報費から、44ページの上の枠の目の5財産管理費まで。

44ページ一番下の目の6企画費から、48ページ上の枠の目の6企画費まで。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 質問いたします。

予算書では46ページになります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費になりますかね。節の12の委託料です。まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料ということで1,400万計上しております。この計画図についてはどういったものなのかという説明と、これもすみません、同じ枠内になりますので、もう1点、同じ款の2総務費、項の1総務管理費、その中の節の17になります。備品購入費というところで、地域公共交通実証運行車両購入費ということで1,050万計上しております。これは新しく3台分また購入されて、実証実験を行うというふうに聞いておりますけども、これはなぜ新しく購入されるのかというところの理由の説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

1点目、宅地開発の計画のことでございます。宅地開発計画としまして、現在、エリアとして2つのエリア、1つ目が中央庁舎を基点として国道より北側の高木台地のエリアでございます。2つ目が南側の有安の工場跡地の周辺のエリアという、その2か所を想定して宅地開発の構想をつくるということで作業を進めております。

北側の高木台地のエリアにつきましては、農業振興地域の指定解除の手続が県のほうと進んできております。それから、工場の跡地につきましては、ハウスメーカーとの住宅建設に向けた協議が進んできているという状況でございますので、来年度につきましては、この2つのエリアの計画を進めるべく、開発構想図、いわゆる図面ですね。図面を作るということと、それからニーズ調査をやっていくということ

と、それからパース等を作っていくといったことを主な作業内容として考えております。

2点目、車両の購入ということでございます。これは1,050万という予算でございますけれども、台数としては3台、車種はトヨタのシエンタのようなミニバンのような車種を想定をしております。使用の目的ということでございますけれども、これについては少し先を見越して要求をさせていただいているというところでございまして、運輸局から言われてますのは、基本的に緑ナンバー、既存の第一さんとか麻生さんとか楠元さん、緑ナンバーの車両を使ってやることが基本ですよというお話をいただいております。

ただ、そこで難しいと、どうしても車両が足りない、人が足りない、時間帯によって運行できないということが出てきた場合には、これはいわゆる公共ライドシェアという仕組みを使ってやっていくということになります。そのときには、町として車両を保有するという必要性が出てくるということを見越して、これは今回、国のMaaS補助金で比較的有利に購入できるということもございますので、少し先を見据えて、可能性も踏まえて予算を計上させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 車両購入については、先々を見越してということで、ライドシェアあたりも見越して購入しておくということですね。分かりました。

質問を終わります。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、公共ライドシェアの話も出ましたけど、これがもう決まっているという話ではなくて、そういう議論も出たときに、ちゃんと対応ができるようになることでの話でありますので、そこを補足をさせていただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 9番、今田議員。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案につきまして質問いたしますが、今、3番議員のほうから47ページの公共交通機関のことでお尋ねがありましたけれども、この件につきましては、その前ページの46ページの下から4段目ですか、地域公共交通実証運行委託料、あるいは、そのまた上の地域公共交通計画策定委託料、こういう部分に通じる部分でしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明いたします。

地域公共交通関係で今回幾つか予算を計上させていただいております。1つ目が、予算書の46ページ、款2、項1、目6、節12の地域公共交通再編のための実証運行委託料2,034万9,000円というものです。これにつきましては、来年度10月頃を目途に実証運行を開始するということにしておりまして、そのための委託料で、実際に車両を走らせる交通事業者への支払い、それから予約や配車システムの構築、それから周知広報のための費用ということを見込んでおります。

2つ目としまして、議員もお話のあった47ページの款2、項1、目6、節17の地域公共交通実証運行車両購入費、先ほどご説明しましたとおりでございます。実証運行関係ではその2つということで、実証運行をやっていく費用と車両を購入する費用と。

そして、もう1つございましたですね。46ページの公共交通の策定費用ということにつきましては、今年、住民の皆様にアンケートをさせていただきました。それに基づきまして、これから実際にどのような実証運行をやっていくのか、そして実証運行の結果を踏まえてどのような交通体系を確立していくのかということを、来年度計画を策定するということのための委託料ということでございますので、全て3つ関連しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

48ページ目の7情報推進費から、53ページ1枠目の目の13合併20周年記念事業費まで。

9番、今田議員。

○9番（今田政行君） ただいま上程中の議案につきまして質問いたします。

50ページの一番上の段なんですけれども、標準準拠版総合行政システム移行準備業務委託料と6,800万ほどありますけども、この内容につきましてご質問いたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

この標準準拠版総合行政システム移行準備業務委託料6,894万8,000円につきましては、これは今現在進めております標準化に伴いまして、新総合行政システム及び戸籍総合システム分の移行に伴います手数料になります。ガバメントクラウド環境構築及び新システムの操作研修、あとは他社製業務システムとの連携に係る費用等を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 今田議員。

○9番（今田政行君） 終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

53ページ款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費から、55ページの目の3地籍管理費まで。

56ページ款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費から、57ページ1枠目の項の3戸籍住民基本台帳費まで。

57ページ2枠目の款の2総務費、項の4選挙費から、59ページの1枠目の目の3町長選挙費まで。

59ページ2枠目の款の2総務費、項の5統計調査費から、60ページ1枠目の項の6監査委員費まで。

60ページ2枠目の款の3民生費、項の1社会福祉費から、68ページ項の1社会福祉費まで。

69ページ款の3民生費、項の2年金費から、72ページ2枠目の項の4災害救助費まで。

72ページ3枠目の款の4衛生費、項の1保健衛生費から、77ページ1枠目の項の2清掃費まで。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。質問をいたします。

予算書の73ページ、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費、その中で予防接種委託料3,182万9,000円について質問いたします。

この中で、先ほど委員長の報告にもありましたけれども、令和7年度の新規で帶状疱疹ウイルスワクチン接種の委託料が計上されています。説明資料を見ますと、接種者数について、対象者の20%で190人となっています。これは人数を制限するものではないだろうと思いますけれども、その20%の根拠について、それから、190人をオーバーしたときにも対象となるのか、それが1点。

それから、190人のうち180人が委託料となっておりますが、10人については補助金となっています。これは委託料はどこか指定されたところで接種する分のかなと思いましたが、補助金は自分で病院とかに行って接種した場合に領収証か何かで補助金をもらうというようなことなのかなと思いましたけれども、その確認です。

それから、もう1点ですね。この仕組みでは、現在、61歳以上の人には5年間の内に全員がその対象になるというふうな仕組みになっていると思いますけれども、

それ以下の人であったり、その年に該当しない人は、全部自己負担すれば接種する、それは当然できるのかもしれないですけれども、全額自己負担しなければいけないのかの確認です。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） ご説明申し上げます。

予防接種委託料3,182万9,000円の内訳としまして、帯状疱疹ウイルスワクチン414万円が含まれております。この帯状疱疹ですけれども、予防接種法のB類疾病に位置づけされました。インフルエンザとコロナウイルス感染症と同様に位置づけされたことにより、令和7年4月より半額補助の定期接種として実施するものです。

議員お尋ねの接種者数190名の根拠ですけれども、こちらは既に接種の補助をしております高齢者肺炎球菌、対象年齢も同じことから、そちらの接種率20%ですので、同じ20%で190人を挙げております。

その190人以上接種された場合というお尋ねですけれども、こういった部分は補正の対応なりで、人数がオーバーしても追加できるようにしていきたいと思っております。

次のご質問の委託料で180名分、補助金で10名分の違いですけれども、議員の仰られたとおり、委託料につきましては、県医師会の広域化に登録された医療機関、県内の医療機関で接種された場合、個人負担は、医療機関の窓口で個人の方は半額負担していただいて、残りの半額は後日、町より県の医師会へお支払いするものです。また、補助金の10名分に対しては、広域化に登録されてない医療機関で接種された場合、個人の方は医療機関の窓口で全額負担していただき、後日、町へ申請していただくことによって、半額を個人の方へお支払いするものです。

最後のご質問の、対象年齢が65歳になりますが、それ以外の年齢の方が受診された場合、全額負担になるのかということなんですけれども、令和7年度から11年度までは経過措置として5年間、70歳、75歳、80歳と5歳刻みで接種された場合、補助の対象となっております。それ以外の年齢の方が接種された場合は全額個人負担となりますので、できれば該当する年齢のときに接種していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 私の身近でも、90手前ぐらいの人ですけれども、発症しまして、治るまで相当な期間がかかったようです。人によっては日常生活にも支障

を来すこともあると言われておりますので、ワクチン接種によって予防ができる、大変よいことだなというふうには思っております。ただ、ワクチンですので、その効果やリスク、それから自己負担あたりも含めて周知をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

77ページ2枠目の款の5農林水産業費、項の1農業費から、84ページ1枠目の項の1農業費まで。

4番、隈部議員。

○4番（隈部 寛君） それでは、ただいま上程中の一般会計の83ページですけど、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の7農業構造改善対策費の中の節の10の需用費の農業構造改善関連施設修繕料の500万円ですけど、これは何に使われるのでしょうか。お教えください。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業構造改善関連施設修繕料ということで、500万円計上させていただいております。こちらにつきましては、佐保の湯と農村婦人の家、この2つの修繕料という形で計上させていただいております。一応内容をお伝えいたしますと、佐保の湯のほうで475万円、それから農村婦人の家のほうで突発的な修繕対応といたしまして25万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 隈部議員。

○4番（隈部 寛君） 分かりました。終わります。

○議長（上田 孝君） 7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第27号についてお尋ねします。ページ数でいきますと79ページになります。農業振興費の7の報償費、地域おこし協力隊員報償金640万、その金額と、81ページにも活動費がございますが、産業厚生の説明の資料を読んだんですけど、なかなかちょっと理解ができないところがございますので、内容等の説明を求めたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まず、同じ案件かとは思いますけれども、地域おこし協力隊報償金につきまして、640万円計上させていただいております。一応今回初めて、農業関係で地域おこし協力隊のほうを、募集したいというふうに思っておりますが、内容につきまして

は、有害獣対策、棚田の保全、農畜産物の販売促進等の活動を行いつつ、農業の経営と技術の習得を図ることを目的に、2名のほうを募集したいというふうに思っておりますけれども、あまりに広い範囲でございますので、なかなか募集に行き着くまでに、見えないところがあると思っております。この中から、今後、募集の要項等を精査しながら、予算を頂いた後に詳細に決定していきたいというふうに考えているところでございますので、一応現在のところは大枠でという形で、予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 内容は分かりました。取りあえず大きな風呂敷をつくって、今後、再度に詰めていかれるというところで、鳥獣被害から農業経営の安定するまでのという、幅広いことが説明がされておりましたので、内容を聞いたところです。ぜひ、地域おこし協力隊員も含めてですけど、新規の、町以外から農業をしたいという人をやっぱり美里に来ていただいて、共に何かできるような環境づくりを私も描いているところでございますので、よりよい知恵を絞っていただけて、地域おこし協力隊が来られることを願っておきます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 進行します。

84ページ2枠目の款の5農林水産業費、項の2林業費から、88ページ1枠目の項の3水産業費まで。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、お尋ねしたいと思います。

86ページの農林水産業費の18の負担金、補助金及び交付金の森林山村多目的機能発揮対策負担金35万7,000円ということで、新しく1団体が追加されているということを確認しております。この制度を使って、どういうことをされるのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

事業といたしましては、竹林の伐採、間伐なり全伐の事業でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 内容は分かりました。竹林の整備であったりということですけども、どういう申請の仕方、例えばですけども、住宅に隣接している竹が押し寄せているというようなところもよく聞く話でありますので、各地域においてそ

ういう組織を結成をされて、そういうのに活動ができるのかできないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

事業的には、地目が山林か原野の土地で、その部分のところで申請をいただくような形です。3戸以上、3人以上の組織をつくってもらう。大体ヘクタール当たりの事業費が来ますので、それに対して人夫賃なり、燃料費、消耗品はその事業費から出すような形になります。荒れたところの竹山とかが山林であれば、地目がですね。農地で竹山はできません。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） いろいろな制約があるという中で、地目的に山林とか原野の、そういう土地だったらできるということが分かりました。また、3戸以上で結成もできるということが分かりましたので、対象ができるかできないかは判断できると思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開を14時15分とします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の途中でしたので、質疑を再開します。

88ページ2枚目の款の6商工費から、91ページ1枚目の款の6商工費まで。

1番、村崎議員。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。ただいま上程しております当初予算についてご質問2点させていただきます。

まず最初が、予算書が88ページの商工振興費の美里町創業支援補助金についてですけれども、こちらの補助金は令和6年度から新しくできた補助金だったと思います。新年度でも計上されておりますが、令和6年度の実績等、採用があったかなかったのか、それとあと、問い合わせ等がどれくらいあったのかとか、もし分かるのであればお伺いしたいと思います。

それともう1点が、観光振興費のほうで、ふるさと祭りとかやまびこ祭り、ラン

タンフェスタ等の予算等が当初予算には計上されておりませんが、これはまだ方針のほうが決まってないからだというふうに考えておりますが、今後どのような流れで、いつ頃までに方針を決めるというのが考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

1点目、美里町創業支援補助金についてでございます。実績というお尋ねでございますけれども、残念ながら、今のところ実績はゼロ件でございます。ただ、問い合わせは3件程度来ておりますので、今後、活用につながっていくものというふうに思っております。

2点目、ランタンフェスティバル、その他祭りの予算計上というところでございます。その前に、まずランタンフェスティバルの総括ということで、ランタンフェスティバルの実行委員会を開催しまして、大成功だったという総括をさせていただきました。その後、各区長様方、関係区長様方のところを回りまして、今後の祭りの在り方、ふるさと祭り、やまびこ祭りをどうしていくのか、ランタンフェスティバルと統合していくのかというところも含めてお話をさせていただいて、先日の嘱託員会議の場でもお話をさせていただきました。

今後の流れとしましては、3月25日にふるさと祭り、やまびこ祭りの合同実行委員会を予定をしております。その場で今後の祭りをどうしていくのかという議論をさせていただいて、決定して、その上で予算を計上させていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 祭りに関しては、できるだけ早く決定していただくと、準備期間、周知期間等も取れますので、そういったところも考えながら、実行委員会等とお話をしていくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 3番です。質問いたします。

予算書の90ページをお願いします。商工費、商工振興費、そのところの節の12になります委託料、それから同じく節の14の工事請負費、甲佐平トイレ新設工事の委託料と工事請負、これを合わせて1,100万ぐらいになるんですけど、場所等は把握してるんですが、この規模はどのぐらいになるのか、ちょっとお尋ねをします。例えば便器が何個とか、そういったところの説明をお願いしたいと思いま

すが。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

甲佐平のトイレということでございますけれども、規模ということでございます。できるだけコストをあまりかけないようにという観点で、大便器と小便器、それぞれ男性用と女性用で便器を1つという最小限の規模でというところで今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 分かりました。終わります。

○議長（上田 孝君） 進行します。

91ページ2枠目の款の7土木費から、97ページ1枠目の款の7土木費まで。

97ページ2枠目の款の8消防費から、100ページ款の8消防費まで。

101ページ款の9教育費、項の1教育総務費から、107ページ項の1教育総務費まで。

108ページ款の9教育費、項の2小学校費から、115ページ1枠目の項の2小学校費まで。

115ページ2枠目の款の9教育費、項の3中学校費から、121ページ1枠目の項の3中学校費まで。

121ページ2枠目の款の9教育費、項の4社会教育費から、131ページ1枠目の項の5保健体育費まで。

131ページ2枠目の款の10災害復旧費から、132ページ款の13予備費まで。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。当初予算の採決は、起立により行います。

議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第27号、令和7年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第28号 令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

お諮りします。議案第28号から議案第33号までの令和7年度美里町特別会計及び事業会計予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号から議案第33号までの令和7年度美里町特別会計予算・事業会計予算の質疑は一括質疑で行います。

これから質疑を行います。

議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第28号、令和7年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第29号 令和7年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第29号、令和7年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第30号 令和7年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第30号、令和7年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号、令和7年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第30号、令和7年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第31号 美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第31号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第31号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第31号、令和7年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第32号 令和7年度美里町生活排水事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第32号、令和7年度美里町生活排水事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第32号、令和7年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第32号、令和7年度美里町生活排水事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 令和7年度美里町簡易水道事業会計予算

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 議案第33号についてお尋ねをします。

ページ数でいきますと、17ページでございます。その中に経営戦略策定業務委託料として、600万円が計上されております。戦略的に考えていきたいという意味だと思うんですけども、どういった内容の戦略を立てられるのか、お尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

簡易水道事業経営戦略計画というものは、財政的な裏づけのもとで、将来的にわたくって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画ということになっております。戦略という言葉がついておりますけども、経営をしていくための計画ということで、この計画は総務省からの策定要請の計画であります、基本的には5年見直しの計画であるということになっております。

美里町では平成28年に策定をされておりまして、5か年といえば3年、4年で見直しの計画が必要であったということになっておりますけども、令和6年から公営企業会計への移行というものが示されておりましたので、見直しを先送りしていたということになっております。ですから、令和7年度で使用料がどのくらいが妥当なのかといったものも含めてこの計画で策定をして、それを基に今後の経営を見直していくというようなものになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 国からの義務づけられている部分という中身も分かりましたし、経営をしていく中での計画を立てていくのは当然でありますので、戦略的な

部分にはならないかと思いますけども、給水人口が減っていく部分もあれば、今から新しい事業が始まるところもありますので、そういう計画であると認識をしたところです。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第33号、令和7年度美里町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第34号につきましてご説明申し上げます。

システム内の⑩議案第34号をご覧ください。

議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに荒尾市及び長洲町を加

え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、構成市町村の議会において同文議決を経る必要があるため提案するものでございます。

熊本広域行政不服審査会は現在、美里町及び熊本市を含む17市町村が共同で設置し、その共同設置規約を定めておりますが、今回、荒尾市及び長洲町を加えるため、地方自治法の規定に基づき、関係市町村議会の同文議決を経るものでございます。

次のページをお開き願います。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。なお、変更内容につきましては、次のページの議案第34号資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。右の欄の改正後をご覧ください。

第1条の共同設置する地方公共団体に、新たに「荒尾市」及び「長洲町」を加えるものでございます。

再度、議案書の改正規約案にお戻りください。

附則でございます。この規約は、令和7年4月1日から施行するといたしております。

以上で、議案第34号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第34号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 同意第1号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11 同意第2号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12 同意第3号 美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第10、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについてから、日程第12、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについてまでの3案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第10、同意第1号から、日程第12、同意第3号までの3案件について一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第10、同意第1号から、日程第12、同意第3号までの3案件について一括して議題とします。

また、お諮りします。一括として議題としたため、本案件の当事者である中川利加健康保険課長に退席を求めるに思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、中川利加健康保険課長の退席を求めるに決定しました。

中川利加健康保険課長に退席を求める。

(中川利加君 退席)

○議長（上田 孝君） それでは、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについてから、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについてまで、続けて内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、まず初めに、同意第1号につきましてご説明申し上げます。

同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 [REDACTED]

氏名 鷺山啓

生年月日 [REDACTED]

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

懲戒審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

鷺山氏の任期につきましては、令和7年3月31日までとなっておりますが、引き続き委員に選任させていただきたく、ご提案申し上げております。

続きまして、同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 [REDACTED]

氏名 上田隆信

生年月日 [REDACTED]

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

懲戒審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

上田氏の任期につきましては、令和7年3月31日までとなっておりますが、引き続き委員に選任させていただきたく、ご提案申し上げております。

次に、同意第3号につきましてご説明申し上げます。

同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 [REDACTED]

氏名 中川利加

生年月日 [REDACTED]

令和7年3月3日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

懲戒審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員である松永栄作氏の任期が令和7年3月31日で満了するに当たり、新たに中川氏を委員に選任させていただきたく、ご提案申し上げております。

以上で、同意第1号から同意第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについて、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員の選任につき同意を求めるについては、原案のとおり同意されました。

ここで、中川利加健康保険課長の入室を許可します。

(中川利加君 入室)

—————○—————

追加日程第1 議案第35号 美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変

更について

○議長（上田 孝君） 追加日程第1、議案第35号、美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第35号につきましてご説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案第35号をご覧ください。

議案第35号、美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変更について次のとおり美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月7日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額、税込み額「1億6,610万円」を、税込み額「1億7,106万1,000円」に変更する。

2 契約の相手方、住所 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号、称号 沖電気工業株式会社 九州支社 代表 支社長 山口和徳

提案理由でございます。

美里町防災行政無線機器更新工事に係る請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

美里町防災行政無線機器更新工事につきましては、令和6年7月22日の臨時議会におきまして工事契約締結議案のご議決をいただきましたが、工事を進める中で機器の追加や変更などにより請負契約の一部を変更する必要が生じたので、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

議案第35号の説明資料でございます。美里町防災行政無線機器変更箇所図でございます。お示ししております図は防災行政無線機器のネットワーク図になり、赤文字が減額変更で、青文字が増額変更となっております。

まず、図面の中央上段の赤枠で囲んでおります宇城広域連合消防本部の通信指令システムと本庁防災行政無線を連携するため、防災統合卓ユニット連携を追加いたしております。これは、宇城広域連合消防本部の通信機器メーカーと、本町の導入業者とで連携の仕様のすり合わせを行う中で、防災統合卓ユニット連携を追加する必要があるため、費用が発生するものでございます。

また、砥用庁舎や中央庁舎など4か所の四角囲みの赤文字の情報配信PCにつきましては、当初、専用端末を用いて入力することとしておりましたけども、職員の自席のPCでも情報入力をすることができるよう、宇城消防本部及び各庁舎4か所にリモートアクセス専用端末、情報配信PCを追加することとしました。そこで、中央庁舎に設置予定でした、青文字で記載しております中央庁舎無線LANルータが不要となりました。

そのほか、砥用庁舎の青文字で記載しております非常用発電機につきましても、当初、新たに非常用発電機を整備することとしておりましたけども、砥用庁舎に設置済みの非常用発電機で十分賄えるため、整備を行わないといたしました。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第35号、美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第35号、美里町防災行政無線機器更新工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

—————○—————

日程第14 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第14、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第14及び日程第15を一括して議題とすることに決定いたしました。

日程第14及び日程第15を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第1回の定例会、大変お疲れさまでございました。また、提案させていただきました全ての議案に対しましてご承認をいただき、誠にありがとうございます。

令和7年度72億7,500万の新年度予算を承認いただきましたので、令和7年度、その予算を有効に使いながら、ほかの自治体に埋もれていかないように、し

っかりと動きが出せる、そういういた令和7年度になればいいなというふうに思っていますし、そのためには、議会の皆さんのがやっぱりご理解、それからお力添えが必要でございますので、どうか令和7年度も車の両輪として、それから町民の皆さんも巻き込んで、チーム美里として飛躍できる、そういう年度にしていきますように、ご理解、ご協力をよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

今回皆さんからのいただいたご承認を無駄にしないように、令和7年度が美里にとって飛躍の1年となることを祈念して、ご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和7年第1回美里町議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
令和7年第1回定例会

令和7年3月発行

発行人 美里町議会議長 上田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立道 誠
作成 神戸綜合速記株式会社
電話 (078) 321-2522

美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場 1100 番地
電話 (0964) 46-2111